

横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日 こ保運第 1 号（副市長決裁）
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 こ保給第 188 号（局長決裁）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 31 条第 1 項に基づき横浜市長が確認した特定教育・保育施設（以下「施設」という。）及び第 43 条第 1 項に基づき横浜市長が確認した特定地域型保育事業者（以下「事業者」という。）に対して保育・教育施設向上支援費及び地域型保育向上支援費（以下「向上支援費」という。）を支給する場合について必要な事項等を定めるものとする。

（請求方法等）

第 2 条 向上支援費の請求方法等に関しては横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱（以下「給付費要綱」という。）第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 5 条を準用するものとする。

2 施設及び事業者が向上支援費の支給を受けようとするときは、当月 1 日における施設及び事業者の保育・教育の実施状況を各施設及び事業者用の「向上支援費加算状況等届出書」（第 1 号様式の 1 から第 1 号様式の 10 まで）（以下「届出書」という。）により毎月 15 日までに横浜市長に提出するものとする。

3 施設及び事業者（家庭的保育事業者を除く。）が、保育者業務支援事業費助成、食育推進助成、看護職員雇用加算、外国人児童保育事業助成、ローテーション保育士（保育教諭）雇用費、保育補助者雇用経費、保育士育成促進費、保育士等雇用対策費、補助員雇用費、安全な保育を実施するための職員雇用費、家庭的保育者 1 名分加配加算及びスポット支援員配置助成のうち、それぞれの施設・事業種別に応じて適用される加算項目の支給を受けようとするときは届出書の提出に併せて、各施設及び事業者用の「雇用状況表」（第 2 号様式の 1 から第 2 号様式の 3 まで及び第 2 号様式の 5 から第 2 号様式の 9 まで）を毎月 15 日までに横浜市長に提出するものとする。なお、最初の請求時及び保育士等の職員に変更があった際は、保育士証や幼稚園教諭免許状、子育て支援員研修修了証等の資格を証明できる書類の写しを併せて横浜市長に提出するものとする。

また、施設が外国人児童保育事業助成の支給を受けようとするときは、併せて横浜市外国人児童及びアレルギー児童保育取扱要領に定める区福祉保健センター長あてに提出済みの外国人児童報告書の写しを横浜市長に提出するものとする。

4 家庭的保育事業者が保育者業務支援事業費助成、食育推進助成、医療的ケア対応加算、保育士等雇用対策費、補助員雇用費及びスポット支援員配置助成の支給を受けようとするときは「雇用状況表」（第 2 号様式の 4）及び「家庭的保育補助者（補助員）雇用実績報告書」（第 6 号様式）を請求書の提出に合わせて横浜市長に提出するものとする。なお、最初の請求時及び家庭的保育補助者等の職員に変更があった際は、保育士証や子育て支援員研修修了証等の資格を証明できる書類の写しを併せて横浜市長に提出するものとする。

5 施設が連携施設受諾促進加算の支給を受けようとするときは、年度初めの届出書の提出に併せて、各施設用の「連携実施（変更）届出書」（第3号様式の1から第3号様式の3まで）を横浜市長に提出するものとする。なお、年度初めの請求時及び支給条件に変更がある場合には、事業者と締結した連携に関する覚書等の写しを横浜市長に提出するものとする。

6 施設及び事業者がアレルギー児童対応費の支給を受けようとするときは、年度当初分については、助成を受けようとする月の15日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその前の平日）までに、毎月1日時点の児童の人数に変更があった場合は、変更があった月の15日までに横浜市外国人児童及びアレルギー児童保育取扱要領に定めるアレルギー児童数報告書及び「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」（平成26年3月横浜市こども青少年局発行）に定める利用定員に対するアレルギー対応のための「保育・教育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（以下「生活管理指導表」という。）の写しを施設及び事業者所在区の福祉保健センター長に提出するものとする。なお、アレルギー対応マニュアルを施設及び事業者で作成している場合は、年度初めに、アレルギー対応マニュアルを福祉保健センター長に提出するものとする。

また、届出書の提出に併せて、区福祉保健センター長あてに提出済みのアレルギー児童数報告書の写しを横浜市長に提出するものとする。

7 施設及び事業者（家庭的保育事業者を除く。）が産休等代替職員雇用費の支給を受けようとするときは、届出書の提出に併せて、「産休等代替職員雇用費実績報告書」（第4号様式）に産休等の事実を証する書類、産休等職員の雇用契約書等の写し及び産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるもの等の必要書類を添付して横浜市長に提出するものとする。なお、年度を越えて産休等を取得する場合は、次年度分の産休等代替職員雇用費実績報告書を再度作成し、次年度分の届出書の提出に併せて横浜市長に提出するものとする。

8 施設及び事業者が障害児等受入加算の支給を受けようとするときは、届出書の提出に併せて、個別に支援が必要な児童の申請・認定確認書の写しを横浜市長に提出するものとする。

9 施設及び事業者が医療的ケア対応加算の支給を受けようとするときは、届出書、雇用状況表（第2号様式の1から第2号様式の3まで及び第2号様式の5から第2号様式の9まで）及び雇用状況表・向上支援費加算状況等届出書（医療的ケア用）（第1号様式別紙医療的ケア用又は第2号様式別紙医療的ケア用）の提出に併せて、次の各号に掲げる書類を横浜市長に提出するものとする。

なお、第4号から第6号については、3月分の届出書に添付することとする。

（1）喀痰吸引等指導者育成伝達講習費及び同講習の受講に伴う代替職員雇用費
喀痰吸引等指導者育成伝達講習修了証明書の写し

（2）訪問看護ステーションを利用する場合の費用

契約期間、対象児童、実施するケアの内容・頻度を記載した訪問看護ステーション利用に係る委託契約書の写し及び実績報告書の写し、訪問看護ステーション利用に係る請求書及び領収書の写し、訪問看護ステーションを利用する理由書並びに看護職員の採用募集状況が分かる資料

(3) 喀痰吸引等第3号研修受講費及び同講習の受講に伴う代替職員雇用費

喀痰吸引等第3号研修修了証明書の写し

(4) 医療的ケア対象児童に対する災害対策備品費

医療的ケア対象児童に対する災害対策備品費実績報告書(第8号様式)、医療的ケア児が災害対策として必要となる備品の仕様等を詳細に確認できる資料、納品書等の写し及び領収書等の写し

(5) 医療的ケア対象児童に対する備品費

医療的ケア対象児童に対する備品費実績報告書(第9号様式)、医療的ケア対象児童に対する必要となる備品の仕様等を詳細に確認できる資料、納品書等の写し及び領収書等の写し

(6) 医療的ケア対象児童に対するICT機器導入費

医療的ケア児ICT機器導入費実績報告書(第10号様式)、医療的ケア児ICT機器の見積書等、医療的ケア児ICT機器に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料、納品書等の写し及び領収書等の写し

- 10 施設及び事業者が第三者評価受審費助成の支給を受けようとするときは、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関で受審をするものとし、受審終了後は、「第三者評価受審加算(申請・報告)書」(第5号様式)及び受審料を支払ったことを証する書類を3月分の届出書に添付して横浜市長に提出するものとする。

なお、受審を受けようとする年度及びその前4年度において、受審費の助成を受けている施設及び事業者は、助成の対象外とする。

- 11 事業者(居宅訪問型保育事業者のみ。)が交通費負担軽減助成の支給を受けようとするときは、請求書の提出に併せて、「交通費負担軽減助成実績報告書」(第7号様式)を横浜市長に提出するものとする。

- 12 施設及び事業者(家庭的保育事業者を除く。)が職員配置加算(休日)、食育推進助成(休日)の支給を受けようとするときは、届出書の提出に併せて、給付費要綱第4条第11項に規定する手続きを行うものとする。

- 13 施設及び事業者(家庭的保育事業者を除く。)が障害児等受入加算(休日)の支給を受けようとするときは、給付費要綱第4条第11項に規定する手続きを行うものとする。

また、届出書の提出に併せて、横浜市休日保育実施要領(以下「休日保育実施要領」という。)に定める「休日保育利用児童報告書」を横浜市長に提出するものとする。

- 14 施設及び事業者が職員配置加算の処遇改善等加算(区分1及び区分2)分、及び職員処遇改善費の支給を受けようとするときは、横浜市処遇改善等加算取扱要領(以下「処遇改善取扱要領」という。)に規定する手続きを行うものとする。

- 15 施設(幼稚園を除く。以下この項において同じ。)及び事業者(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この項において同じ。)が登園時の持ち物負担軽減助成(以下「持ち物負担軽減助成」という。)の支給を受けようとするときは、次の各号によるものとする。

(1) 施設及び事業者は、横浜市長の指定する期日までに登園時の持ち物負担軽減助成申請書(第11号様式の1)及び事業の実施を証する書類を提出し審査を受けるものとする。

(2) 横浜市長は、横浜市登園時の持ち物負担軽減事業実施要綱(以下「持ち物負担軽減実施要綱」という。)に定める助成の要件を確認し、登園時の持ち物負担軽減助成審査結

果通知書（第 11 号様式の 2）を施設及び事業者に通知するものとする。

（3）前号に規定する通知を受領した施設及び事業者は、届出書の提出に併せて登園時の持ち物負担軽減助成実績報告書（第 11 号様式の 3）を横浜市長の指定する期日までに提出するものとする。

（状況調査等）

第 3 条 施設及び事業者は向上支援費の経理については、支給内容に従って、施設及び事業者の運営に係る人件費、事業費、管理費に必要な一切の経費に充てるものとする。

2 横浜市長は、施設及び事業者に対し、助成金の執行状況について帳簿書類その他必要な物件を調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 横浜市長は、施設及び事業者が事実と異なる内容で請求等を行った場合、前項の規定に基づく調査においてその執行に疑義が生じた場合又はこの要綱に反した経費に使用した場合に、是正させ、向上支援費の全部又は一部の返還を命じるとともに支給を停止することができる。

第 2 章 幼稚園

（支給要件及び支給額）

第 4 条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす幼稚園に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

（1）連携施設受諾促進加算

事業者との連携を受諾し、保育内容の支援等を行うために必要な雇用費等の一部を補填する経費で別表に定める額とする。

（2）保育者業務支援事業費助成

幼稚園教諭等の業務負担軽減につながる取組（第 5 条第 13 号に規定する保育補助者を除く保育・教育に係る周辺業務を行う幼稚園教諭免許又は保育士資格を有しない者（以下「保育支援者」という。）の雇用等。以下同じ。）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

（3）食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

また、栄養士又は管理栄養士（「栄養士等」という。）を雇用している場合には、別表に定める栄養士格付経費を支給するものとする。月途中で雇用等の事由が生じた場合については、翌月からの支給とし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する前月）までの支給とする。

(4) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、生活管理指導表の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

(5) 産休等代替職員雇用費

施設で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く。）で2週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の1日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の8週間前（多胎児妊娠の場合にあたっては14週間前）の日から産後8週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む。）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため2週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して90日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

(6) 障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を受入れるために必要な幼稚園教諭の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日付こ成保38、5文科初第483号）により国が定めるところによるものとする。

(7) 医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等

の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

（8）被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を受入れるために必要な幼稚園教諭等を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

（9）看護職員雇用加算

看護職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする。支給額は、職種にかかわらず、1施設あたり1人までとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

（10）外国人児童保育事業助成

外国人児童（日本の国籍を有しない保護者を持つ児童及びこれに類するものと区長が認めた児童）の処遇向上のために、幼稚園教諭等を雇用する経費。各月初日において、利用定員に対する外国人児童の割合が20%以上である場合に、別表に定める額を支給するものとする。

ただし、40%以上の単価の助成を受ける場合は、基準配置数を超えて幼稚園教諭等を雇用していること。

（11）職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算（区分3）の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数7年0か月以上の幼稚園教諭数等により加算対象職員数を算出するものとする。支給額（月額）は加算対象職員数に51,690円を乗じた額とする。

（12）スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、保育支援者（スポット支援員）を配置する場合の経費で、

別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(13) 物価高騰対策支援加算（令和6年5月限り）

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

(14) 物価高騰対策支援加算（令和7年1月分の請求限り）

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

第3章 保育所

（支給要件及び支給額）

第5条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす保育所に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

(1) 職員配置加算

次の保育士配置を確保するための経費で別表に定める額とする。

なお、利用児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は、第4条第6号に定めるところによるものとする。

児童の年齢	児 童 数	保育士数
0 歳児	3 人	1 人
1 歳児	4 人	1 人
2 歳児	5 人	1 人
3 歳児	1 5 人	1 人
4 歳以上児	2 4 人	1 人

(2) 連携施設受諾促進加算

事業者との連携を受諾し、保育内容の支援等を行うために必要な雇用費等の一部を補填する経費で別表に定める額とする。

(3) 保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月

（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

（４）食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

また、栄養士等を雇用している場合には、別表に定める栄養士格付経費を支給するものとする。月途中で雇用等の事由が生じた場合については、翌月からの支給とし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する前月）までの支給とする。

（５）アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、生活管理指導表の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

（６）産休等代替職員雇用費

施設で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く。）で２週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第 11 条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の１日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の８週間前（多胎児妊娠の場合にあたっては 14 週間前）から産後 8 週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む。）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため 2 週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して 90 日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

（７）障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

（8）医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

（9）被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

（10）看護職員雇用加算

看護職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする。支給額は、職種にかかわらず、1施設あたり1人までとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

（11）外国人児童保育事業助成

外国人児童（日本の国籍を有しない保護者を持つ児童及びこれに類するものと区長が認めた児童）の処遇向上のために、保育士を雇用する経費。各月初日において、利用定員に対する外国人児童の割合が20%以上である場合に、別表に定める額を支給するものとする。

ただし、40%以上の単価の助成を受ける場合は、基準配置数を超えて保育士を雇用していること。

(12) ローテーション保育士雇用費

代休代替等のためにローテーション保育士を確保するための経費で、市の配置基準の必要保育士及び他の加算保育士に加えて、月 40 時間以上保育士を雇用している場合に、子どものための教育・保育給付認定区分 2 号及び 3 号（法第 19 条第 2 号及び第 3 号の子どものための教育・保育給付の支給要件に該当する子どもをいう。以下同じ。）の利用定員に応じた上限の人数分までの雇用費の一部について別表に定める額を支給するものとする。

(13) 保育補助者雇用経費

月 150 時間以上勤務の保育士資格を有しない保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。第 6 条第 13 号において同じ。）及び月 150 時間以上勤務の保育士資格を有する者であって現に保育士として就業していない保育士の補助を行う者（以下「有資格保育補助者」という。第 6 条第 13 号において同じ。）を雇用するための経費で、別表に定める額及び上限人数までの支給とする。なお、有資格保育補助者としての従事期間は採用から 1 年を限度とする。

(14) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係る受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 49 号）第 1 条第 12 号に規定する公定価格をいう。以下同じ。）における支給額との差額とする。

(15) 職員配置加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な保育士を確保するための経費で、別表に定める額とする。

(16) 食育推進助成（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額とする。

(17) 障害児等受入加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

(18) 保育士育成促進費

保育士資格を有しない保育補助者に対し、保育士資格取得を促し、資格取得後も保育

士として 120 時間以上雇用する場合の経費で、別表に定める額を保育士証の発行年度を含む 2 年度間限定で支給するものとする。

(19) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算（区分 3）の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数 7 年 0 か月以上の保育士（保健師、看護師及び准看護師を含む。）数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に 50,000 円を乗じた額とする。

(20) スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、保育支援者（スポット支援員）を配置する場合の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(21) 持ち物負担軽減助成

持ち物負担軽減実施要綱に定める、保護者の登園時の持ち物を減らす取組を実施する経費に対する助成で、別表に定める額とする。

(22) 物価高騰対策支援加算（令和 6 年 5 月限り）

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費に対する助成で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

(23) 物価高騰対策支援加算（休日）（令和 6 年 5 月限り）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費に対する助成で、別表に定める額とする。

(24) 物価高騰対策支援加算（令和 7 年 1 月分の請求限り）

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

(25) 物価高騰対策支援加算（休日）（令和 7 年 1 月分の請求限り）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費に対する助成で、別表に定める額とする。

第4章 認定こども園

(支給要件及び支給額)

第6条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす認定こども園に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

(1) 職員配置加算

次の子どものための教育・保育給付認定区分2号及び3号の児童の年齢及び児童数に応じた保育教諭配置を確保するための経費で別表に定める額とする。

なお、利用児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は、第4条第6号に定めるところによるものとする。

児童の年齢	児 童 数	保育教諭数
0歳児	3人	1人
1歳児	4人	1人
2歳児	5人	1人
3歳児	15人	1人
4歳以上児	24人	1人

(2) 連携施設受諾促進加算

事業者との連携を受諾し、保育内容の支援等を行うために必要な雇用費等の一部を補填する経費で別表に定める額とする。

(3) 保育者業務支援事業費助成

保育教諭等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(4) 食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

また、栄養士等を雇用している場合には、別表に定める栄養士格付経費を支給するものとする。月途中で雇用等の事由が生じた場合については、翌月からの支給とし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する前月）までの支給とする。

(5) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるた

めの経費で、生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中での利用の開始や終了、生活管理指導表の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

（６）産休等代替職員雇用費

施設で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く。）で２週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第 11 条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の１日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の８週間前（多胎児妊娠の場合にあたっては 14 週間前）の日）から産後 8 週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む。）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため 2 週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して 90 日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

（７）障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育教諭の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第 4 条第 6 号に定めるところによるものとする。

（８）医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第 4 条第 6 号に定めると

ころによるものとする。

(9) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な保育教諭を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(10) 看護職員雇用加算

看護職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする支給額は、職種にかかわらず、1施設あたり1人までとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(11) 外国人児童保育事業助成

外国人児童（日本の国籍を有しない保護者を持つ児童及びこれに類するものと区長が認めた児童）の処遇向上のために、保育教諭を雇用する経費。各月初日において、利用定員に対する外国人児童の割合が20%以上である場合に、別表に定める額を支給するものとする。

ただし、40%以上の単価の助成を受ける場合は、基準配置数を超えて保育教諭を雇用していること。

(12) ローテーション保育教諭雇用費

代休代替等のためにローテーション保育教諭を確保するための経費で、市の配置基準の必要保育教諭及び他の加算保育教諭に加えて、月40時間以上保育教諭を雇用している場合に、子どものための教育・保育給付認定区分2号及び3号の利用定員に応じた上限の人数分までの雇用費の一部について別表に定める額を支給するものとする。

(13) 保育補助者雇用経費（幼保連携型認定こども園のみ）

月150時間以上勤務の保育補助者及び月150時間以上勤務の有資格保育補助者を雇用するための経費で、別表に定める額及び上限人数までの支給とする。なお、有資格保育補助者としての従事期間は採用から1年を限度とする。

(14) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結し

た第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(15) 職員配置加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な保育教諭を確保するための経費で、別表に定める額とする。

(16) 食育推進助成（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額とする。

(17) 障害児等受入加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育教諭の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

(18) 保育士育成促進費

保育士資格を有しない保育補助者に対し、保育士資格取得を促し、資格取得後も保育士として 120 時間以上雇用する場合の経費で、別表に定める額を保育士証の発行年度を含む 2 年度間限定で支給するものとする。

(19) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算（区分 3）の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数 7 年 0 か月以上の保育教諭（保健師、看護師及び准看護師を含む。）数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に 50,350 円を乗じた額とする。

(20) スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、保育支援者（スポット支援員）を配置する場合の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(21) 持ち物負担軽減助成（幼保連携型認定こども園のみ）

持ち物負担軽減実施要綱に定める、保護者の登園時の持ち物を減らす取組を実施する経費に対する助成で、別表に定める額とする。

(22) 物価高騰対策支援加算（令和 6 年 5 月限り）

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

(23) 物価高騰対策支援加算（令和7年1月分の請求限り）

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

第5章 家庭的保育事業

（支給要件及び支給額）

第7条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす家庭的保育事業者に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

(1) 食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(2) 保育者業務支援事業費助成

家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(3) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、生活管理指導表の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

(4) 障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な家庭的保育補助者（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第23条第3項に規定する者をいう。以下同じ。）の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属

する月) からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(5) 医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する前月) までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月) からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(6) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な家庭的保育補助者を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月) からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(7) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(8) 保育士等雇用対策費

令和7年度までの間に限り、横浜市の基準による利用定員人数の職員配置基準を満たしており、利用児童数が利用定員を下回る場合に家庭的保育補助者を継続して確保するための経費を支給する。ただし、第1四半期各月初日(年度途中開所の事業者においては、開所月を含む3か月の初日)に、利用児童数が利用定員数を下回った場合(年齢別の利用定員ではなく、全体の利用定員で判断するものとする。)に支給するものとする。支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における基本分単価(1、2歳児の保育短時間認定)を乗じた額の2分の1とする。

(9) 補助員雇用費

家庭的保育補助者を雇用するための経費で、実際に雇用した時間数と上限時間数を比較して、少ない額を支給する。支給額は別表に定める額を上限として、公定価格における家庭的保育補助者加算を受ける事業者に対してその支給額（処遇改善等加算を除く。）との差額を支給するものとする。

また、家庭的保育補助者として雇用予定の者に横浜市長が実施する子育て支援員研修（見学実習分を除く。）等を受講させるための雇用費の一部及び家庭的保育者が現任研修に参加する際の代替保育を実施するための雇用費の一部を補填する経費で別表に定める額を支給するものとする。

（10）職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算（区分３）の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数７年０か月以上の保育士数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に50,000円を乗じた額とする。

（11）スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、保育支援者（スポット支援員）を配置する場合の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

（13）持ち物負担軽減助成

持ち物負担軽減実施要綱に定める、保護者の登園時の持ち物を減らす取組を実施する経費に対する助成で、別表に定める額とする。

（14）物価高騰対策支援加算（令和６年５月限り）

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

（15）物価高騰対策支援加算（令和７年１月分の請求限り）

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

第６章 小規模保育事業Ａ型・Ｂ型

（支給要件及び支給額）

第8条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす小規模保育事業者（A型・B型）に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

（1）食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

（2）保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

（3）アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中ででの利用の開始や終了、「生活管理指導表」の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

（4）産休等代替職員雇用費

事業者で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く。）で2週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の1日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の8週間前（多胎児妊娠の場合にあたっては14週間前）の日）から産後8週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む。）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため2週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して90日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

（5）障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属

する月) からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(6) 医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する前月) までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月) からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(7) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月) からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(8) 看護職員雇用加算

看護職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする。支給額は、職種にかかわらず、1施設あたり1人までとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する前月) までの支給とする。

(9) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(10) 保育士等雇用対策費

令和7年度までの間に限り、横浜市の基準による利用定員人数の職員配置基準を満た

しており、利用児童数が利用定員を下回る場合に保育士等を継続して確保するための経費を支給する。ただし、第1四半期各月初日（年度途中開所の事業者においては、開所月を含む3か月の初日）に、利用児童数が利用定員数を下回った場合（年齢別の利用定員ではなく、全体の利用定員で判断するものとする）に支給するものとする。支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における1、2歳児の基本分単価（1、2歳児の保育短時間認定）を乗じた額の2分の1とする。

（11）安全な保育を実施するための職員雇用費

開所時間の始期や終期の前後の時間帯など、利用児童数が少ない時間帯に複数体制での安全な保育を実施するため、市の配置基準の必要保育士及び他の加算保育士に加えて、保育士を雇用するための経費で別表に定める額とする。

（12）食育推進助成（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額とする。

（13）障害児等受入加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

（14）職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算（区分3）の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数7年0か月以上の保育士（保健師、看護師及び准看護師を含む。）数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に50,000円を乗じた額とする。

（15）スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、保育支援者（スポット支援員）を配置する場合の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

（16）持ち物負担軽減助成

持ち物負担軽減実施要綱に定める、保護者の登園時の持ち物を減らす取組を実施する経費に対する助成で、別表に定める額とする。

（17）物価高騰対策支援加算（令和6年5月限り）

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

(18) 物価高騰対策支援加算（休日）（令和6年5月限り）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

(19) 物価高騰対策支援加算（令和7年1月分の請求限り）

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

(20) 物価高騰対策支援加算（休日）（令和7年1月分の請求限り）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費に対する助成で、別表に定める額とする。

第7章 小規模保育事業C型

（支給要件及び支給額）

第9条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす小規模保育事業者（C型）に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

（1）食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

（2）保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

（3）アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、生活管理指導表の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

(4) 産休等代替職員雇用費

事業者で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く。）で2週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の1日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の8週間前の日（多胎児妊娠の場合にあたっては14週間前の日）から産後8週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む。）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため2週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して90日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

(5) 障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な職員の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(6) 医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(7) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属

する月) からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(8) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(9) 保育士等雇用対策費

令和7年度までの間に限り、横浜市の基準による利用定員人数の職員配置基準を満たしており、利用児童数が利用定員を下回る場合に家庭的保育者等を継続して確保するための経費を支給する。ただし、第1四半期各月初日(年度途中開所の事業者においては、開所月を含む3か月の初日)に、利用児童数が利用定員数を下回った場合(年齢別の利用定員ではなく、全体の利用定員で判断するものとする。)に支給するものとする。支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における基本分単価(1、2歳児の保育短時間認定)を乗じた額の2分の1とする。

(10) 補助員雇用費

開所時間の始期や終期の前後の時間帯など、利用児童数が少ない時間帯に複数体制での安全な保育を実施するため、配置基準を超えて家庭的保育補助者を雇用するための経費で別表に定める額とする。

(11) 家庭的保育者1名分加配加算

児童の処遇向上のため、家庭的保育者を3名雇用して保育を実施するための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(12) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算(区分3)の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数7年0か月以上の保育士数等により対象人数を算出するものとする。支給額(月額)は対象人数に50,000円を乗じた額とする。

(13) スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、保育支援者(スポット支援員)を配置する場合の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する前

月)までの支給とする。

(14) 持ち物負担軽減助成

持ち物負担軽減実施要綱に定める、保護者の登園時の持ち物を減らす取組を実施する経費に対する助成で、別表に定める額とする。

(15) 物価高騰対策支援加算 (令和6年5月限り)

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

(16) 物価高騰対策支援加算 (令和7年1月分の請求限り)

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

第8章 事業所内保育事業

(支給要件及び支給額)

第10条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす事業所内保育事業者に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

(1) 食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合(調理業務委託の場合も含む。)の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(2) 保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組(保育支援者の雇用等)や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(3) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に定める利用定員に対するアレルギー対応のための生活管理指導表が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成(本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可)し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、生活管理指導表の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から変更を適用するものとする。

(4) 産休等代替職員雇用費

事業者で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く。）で2週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の1日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の8週間前の日（多胎児妊娠の場合にあたっては14週間前の日）から産後8週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む。）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため2週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して90日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

(5) 障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(6) 医療的ケア対応加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケア対象児童を看護する等のための経費で、別表に定める額とする。

なお、看護職員雇用費の支給の始期は、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

また、消耗品購入費の適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとし、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(7) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属

する月) からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(8) 看護職員雇用加算

看護職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする。支給額は、職種にかかわらず、1施設あたり1人までとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(9) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(10) 保育士等雇用対策費（地域枠の利用定員のみ。）

令和7年度までの間に限り、横浜市の基準による利用定員人数の職員配置基準を満たしており、利用児童数が利用定員を下回る場合に保育士等を継続して確保するための経費を支給する。ただし、第1四半期各月初日（年度途中開所の事業者においては、開所月を含む3か月の初日）に、利用児童数が利用定員数を下回った場合（年齢別の利用定員ではなく、全体の利用定員で判断するものとする。）に支給するものとする。支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における1、2歳児の基本分単価（1、2歳児の保育短時間認定）を乗じた額の2分の1とする。

(11) 安全な保育を実施するための職員雇用費

開所時間の始期や終期の前後の時間帯など、利用児童数が少ない時間帯に複数体制での安全な保育を実施するため、市の配置基準の必要保育士及び他の加算保育士に加えて、保育士を雇用するための経費で別表に定める額とする。

(12) 食育推進助成（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む。）の経費で、別表に定める額とする。

(13) 障害児等受入加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や個別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士の配置等を行うための経費で、別表に定める額とする。

(14) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算（区分3）の加算対象職員数及び要件を満たす経験年数7年0か月以上の保育士（保健師、看護師及び准看護師を含む。）数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に50,000円を乗じた額とする。

(15) スポット支援員配置助成

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、保育支援者（スポット支援員）を配置する場合の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(16) 持ち物負担軽減助成

持ち物負担軽減実施要綱に定める、保護者の登園時の持ち物を減らす取組を実施する経費に対する助成で、別表に定める額とする。

(17) 物価高騰対策支援加算（令和6年5月限り）

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

(18) 物価高騰対策支援加算（令和7年1月分の請求限り）

物価が高騰する中でも、安定して教育・保育の提供を行うための経費で、別表に定める額とする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合であっても、日割りにより算定することなく、月額単価を支給する。

第9章 居宅訪問型保育事業

（支給要件及び支給額）

第11条 横浜市長は、次の各号及び別表に定める支給要件を満たす居宅訪問型保育事業者に対して、次の各号の向上支援費を支給するものとする。

(1) 交通費負担軽減助成

保育者交通費の保護者負担軽減のための経費で、別表に定める助成対象上限額と保育者の月額の交通費の実績を比較して少ない額と保護者負担額との差額を支給する。

第 10 章 雑則

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか向上支援費の請求、支払、その他支給に必要な事項は、横浜市予算規則及び横浜市会計規則に定めるところによるものとする。

2 この要綱の規定により施設及び事業者が負う債務は、横浜市が負う債務と相殺することができるものとする。

3 市外に居住している利用児童分の本要綱に基づく向上支援費については、施設及び事業者が当該利用児童を所管する地方公共団体に請求するものとする。また、市外の施設及び事業者において保育・教育を実施した市内に居住する児童に係る向上支援費等については、市外の施設及び事業者の請求に基づき支給するものとする。なお、支給内容について疑義が生じた場合、相手方と協議を行うものとする。

4 第 3 条第 1 項に規定する向上支援費の経理については、別に定めるものとする。

(各種帳簿の作成及び保存)

第 13 条 施設・事業者は、施設長（又は管理者）等を含む全職員の勤務状況等に関する帳簿を作成し、5 年間保存しておかなければならない。

(委託)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 子ども・子育て支援新制度における公定価格の処遇改善等加算の制度に併せて、職員処遇改善費の加算率を変更したことで職員処遇改善費が大幅に減少する保育所及び認定こども園に対する激変緩和措置については、こども青少年局長が別途定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のこの要綱の規定による平成 27 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のこの要綱の規定による平成 28 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による平成 29 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による平成 30 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

(保育所の職員配置に係る特例)

- 3 保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足していることに鑑み、別に定める保育所において、平成 31 年度に限り、第 5 条第 1 号に規定する保育士の数の算定については、保育士配置基準上、国基準と横浜市基準との差がある時間帯に限り、横浜市基準で上乗せしている保育士数について、幼稚園教諭免許保持者、保健師免許保持者、看護師免許保持者、准看護師免許保持者を保育士とみなすことができる。この場合において、保育所は「雇用状況表（保育士配置基準特例措置届出用）」（第 2 号様式の 10）を届出書の提出に併せて、毎月 15 日までに横浜市長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和元年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 2 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 3 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 9 日から施行し、改正後の「向上支援費加算状況等届出書」(第 1 号様式の 1 から第 1 号様式の 3 まで)は令和 4 年 6 月 1 日から適用するものとする。

(経過措置)

- 2 当分の間、改正前の「向上支援費加算状況届出書」(第 1 号様式の 1 から第 1 号様式の 3 まで)についてもその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

ただし、第 7 条第 9 号、第 8 条第 14 号、第 9 条第 12 号、第 10 条第 14 号、第 11 条第 7 号については、令和 4 年 4 月 1 日から適用するものとする。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 4 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 11 月 25 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 4 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 4 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 4 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 1 月 15 日から施行し、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 5 年度の予算に係る助成金については、改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 8 月 28 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 12 月 10 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 2 月 18 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 6 年度の予算に係る助成金については、改正後もなおその効力を有する。

(別表)

横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱に基づく助成

費 目	適用単価及び要件			
職員配置加算	【保育所、認定こども園（２・３号）】			
	児童１人あたりの単価【月額】（定員等に関わらず一律同額）			
	年齢 ※１	配置加算基礎分	処遇改善等加算※２ （区分１及び区分２）分	
	１歳児 （１歳児配置改善加算対象外施設）※３	４４，１００円	４４０円	×加算率
	１歳児 （１歳児配置改善加算対象施設）	２６，４５０円	２７０円	×加算率
	２歳児	１７，６００円	１８０円	×加算率
	４・５歳児 （公定価格におけるチーム保育推進加算 又は チーム保育加配加算取得施設）	４，４１０円	４０円	×加算率
	４・５歳児 （公定価格における４歳以上児配置改善取 得施設）	８８０円	１０円	×加算率
	※１ 年齢は、公定価格と同じく年度初日の前日における満年齢に基づく区分です。			
	※２ 処遇改善等加算の加算額は、各単価に施設の平均経験年数（旧処遇Ⅰ基礎分）と 職員の賃金改善（旧処遇Ⅰ賃金改善要件分及び旧処遇Ⅲ相当分）及びキャリアパス （旧処遇Ⅰキャリアパス要件分）の状況に応じて決定する加算率（％）×１００を乗 じて得た額とします。			
	※３ 要件を満たせず公定価格の１歳児配置改善加算を取得できない施設が対象となり			
	支給要件			
	・ 横浜市基準の保育士配置基準を満たしている。 ・ １歳児（１歳児配置改善加算対象外施設）の単価を適用する場合は、公定価 格の１歳児配置改善加算の要件を満たしていない。			

連携施設受諾
促進加算

【幼稚園】

助成額【月額】

①支給要件ア、イ、ウ全てに該当する場合 89,000円

②支給要件ア、イ両方に該当する場合 60,300円

支給要件

ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）（就労要件のある横浜市型の預かり保育）を実施している。

イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。

ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している。
・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う
・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する
・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する

【保育所】

助成額【月額】

①支給条件ア、イ、ウ全てに該当する場合 241,130円

②支給条件ア、イ両方に該当する場合 120,570円

支給要件

ア 保育内容の支援（以下のうち3項目以上該当する）
・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている
・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う
・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する
・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する
・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う
・連携施設との合同研修・職員交流を実施する
・連携施設への給食の提供を実施している

イ 一時保育事業又は地域子育て支援を実施している

ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している

【認定こども園】

助成額【月額】

①支給条件ア、イ、ウ全てに該当する場合 241,130円

②支給条件ア、イ両方に該当する場合 89,000円

③支給条件アのみに該当する場合 60,300円

支給要件

ア 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している

イ 保育内容の支援を行っている（以下のうち3項目以上該当する）
・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている
・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う
・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する
・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する
・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う
・連携施設との合同研修・職員交流を実施する
・連携施設への給食の提供を実施している

ウ 3号認定の保育を実施している

保育者業務支援
事業費助成

【保育所】

助成額【月額】			
定員60人以下	定員90人以下	定員120人以下	定員150人以下
100,000円	150,000円	200,000円	250,000円
定員180人以下	定員240人以下	定員300人以下	定員301人以上
300,000円	350,000円	400,000円	450,000円

※定員は利用定員による

【認定こども園】

1号

助成額【月額】			
定員25人以下	定員45人以下	定員60人以下	定員90人以下
25,000円	37,500円	50,000円	75,000円
定員120人以下	定員150人以下	定員180人以下	定員240人以下
100,000円	125,000円	150,000円	175,000円
定員300人以下	定員301人以上		
200,000円	225,000円		

2・3号

助成額【月額】			
定員25人以下	定員45人以下	定員60人以下	定員90人以下
50,000円	75,000円	100,000円	150,000円
定員120人以下	定員150人以下	定員180人以下	定員240人以下
200,000円	250,000円	300,000円	350,000円
定員300人以下	定員301人以上		
400,000円	450,000円		

※定員は1号と2・3号それぞれの利用定員による

【幼稚園】

助成額【月額】			
定員60人以下	定員90人以下	定員120人以下	定員150人以下
50,000円	75,000円	100,000円	125,000円
定員180人以下	定員240人以下	定員300人以下	定員350人以下
150,000円	175,000円	200,000円	225,000円
定員400人以下	定員401人以下		
250,000円	275,000円		

※定員は利用定員による

【家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】

助成額【月額】
50,000円

支給要件

- 【保育所、認定こども園、幼稚園】
- ・月の初日に利用児童が1人以上いる。
 - ・保育支援者を施設に配置し、保育支援者が保育士等の負担軽減に資する業務に従事している。
 - ・業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。
 - ・子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。
- 【家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】
- ・月の初日に利用児童が1人以上いる。
 - ・業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。
 - ・子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。

スポット支援員配置助成

【保育所】

助成額【月額】			
定員60人以下	定員90人以下	定員120人以下	定員150人以下
45,000円	67,500円	90,000円	112,500円
定員180人以下	定員240人以下	定員300人以下	定員301人以上
135,000円	157,500円	180,000円	202,500円

※定員は利用定員による

【認定こども園】

1号

助成額【月額】			
定員25人以下	定員45人以下	定員60人以下	定員90人以下
22,500円	22,500円	22,500円	33,750円
定員120人以下	定員150人以下	定員180人以下	定員240人以下
45,000円	56,250円	67,500円	78,750円
定員300人以下	定員301人以上		
90,000円	101,250円		

2・3号

助成額【月額】			
定員25人以下	定員45人以下	定員60人以下	定員90人以下
45,000円	45,000円	45,000円	67,500円
定員120人以下	定員150人以下	定員180人以下	定員240人以下
90,000円	112,500円	135,000円	157,500円
定員300人以下	定員301人以上		
180,000円	202,500円		

※定員は1号と2・3号それぞれの利用定員による

【幼稚園】

助成額【月額】			
定員60人以下	定員90人以下	定員120人以下	定員150人以下
22,500円	33,750円	45,000円	56,250円
定員180人以下	定員240人以下	定員300人以下	定員350人以下
67,500円	78,750円	90,000円	101,250円
定員400人以下	定員401人以上		
112,500円	123,750円		

※定員は利用定員による

【家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】

助成額【月額】
45,000円

支給要件

- ・月の初日に利用児童が1人以上いる。
 - ・【保育所・幼稚園・認定こども園のみ】保育者業務支援事業費助成を請求しており、保育者業務支援事業費助成で配置する保育支援者とは別の保育支援者（スポット支援員）を配置している。
 - ・保育支援者（スポット支援員）は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。
 - ・保育支援者（スポット支援員）は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者である。
- ※「保育支援者（スポット支援員）」とは、保育・教育に係る周辺業務を行う保育士資格（幼稚園教諭免許）を有しない者をいいます（保育補助者を除く）

①自園調理を実施している場合（調理業務委託の場合も含む）

【保育所、認定こども園（２・３号）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】

利用定員	助成額【月額】
４０人まで	１２９，０００円
４１～９０人まで	２５８，０００円
９１～１５０人まで	３２２，５００円
１５１人以上	２５８，０００円

【幼稚園、認定こども園（１号）】

利用定員	助成額※ 【週１日当たり実施の場合】
４０人まで	２１，５００円
４１～９０人まで	４３，０００円
９１～１５０人まで	５３，７５０円
１５１人以上	６４，５００円

※ 週当たりの自園調理実施日数をかけた額を助成します。（調理業務委託の場合も含む）

食育推進助成

支給要件
・ 自園調理していること

※ 幼稚園、認定こども園（１号）以外は「開所日全て（月から土曜日まで（日曜日・祝日を除く））」において、自園調理が必要

②利用定員が41人以上で、１か月あたりの所定労働時間が120時間以上の栄養士等を雇用している場合

【幼稚園、保育所、認定こども園】

雇用対象者１人あたり ３７，１２０円【月額】

ただし、助成対象人数の上限は以下の表のとおりとする。

利用定員	助成対象人数上限
４１～１５０人まで	１人
１５１人以上	２人

支給要件
・ 利用定員が41人以上で、１か月あたりの所定労働時間が120時間以上の栄養士等を雇用していること

アレルギー児童
対応費

【幼稚園、保育所、認定こども園】

助成額【月額】		
利用定員に対する対象児童の割合	定員150人以下	定員151人以上
1～9%	34,400円	68,800円
10～14%	68,800円	103,200円
15～19%	103,200円	137,600円
20%以上	137,600円	172,000円

※小数点以下切り上げ

【家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】

利用定員に対する対象児童の割合	助成額【月額】
1%以上	34,400円

※小数点以下切り上げ

支給要件

・アレルギー対応マニュアルを作成し、マニュアルに沿って対応していること

・アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること

・利用定員に対する対象児童（月初日時点）（市外児童も含む）の割合が1%以上であること

産休等代替職員
雇用費

【幼稚園】

資格種別	時給単価
幼稚園教諭	1,608円
看護職員	2,024円
栄養士等	1,608円
無資格者（上記以外）	1,376円

【保育所、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業】

資格種別	時給単価
保育士	1,608円
看護職員	2,024円
栄養士等	1,608円
無資格者（上記以外）	1,376円

【認定こども園】

資格種別	時給単価
幼稚園教諭・保育士	1,608円
看護職員	2,024円
栄養士等	1,608円
無資格者（上記以外）	1,376円

【小規模保育事業（C型）】

資格種別	時給単価
家庭的保育者	1,608円
看護職員	2,024円
栄養士等	1,608円
無資格者（上記以外）	1,376円

※施設長、園長、管理者は対象外

支給要件

・施設又は事業者で定める常勤職員（保育士・看護職員・栄養士等・調理員等）が、年次有給休暇ではない産休・病休を有給（全額支給）で取得し、期間が2週間以上継続すること

障害児等受入加算

【保育所、認定こども園（２号・３号）、小規模保育事業、事業所内保育事業】

標準時間 （11時間） 認定児童	A区分 1：1相当	対象児童１人あたり 月額４１４，６００円
	B区分 2：1相当	対象児童１人あたり 月額２４８，３００円
	C区分 3：1相当	対象児童１人あたり 月額１６１，２００円
	個別支援児童	対象児童１人あたり 月額１２５，７００円
短時間 （8時間） 認定児童	A区分 1：1相当	対象児童１人あたり 月額３０１，５００円
	B区分 2：1相当	対象児童１人あたり 月額１８０，６００円
	C区分 3：1相当	対象児童１人あたり 月額１１７，２００円
	個別支援児童	対象児童１人あたり 月額 ９１，４００円

（備考）

小規模保育事業及び事業所内保育事業については、助成月額と公定価格における障害児保育加算の支給額（処遇改善等加算を除く）との差額を助成する。
上記の金額がマイナスになる場合は助成対象外とする。

【幼稚園、認定こども園（１号）】

教育標準時間 認定児童	A区分 1：1相当	対象児童１人あたり 月額１８８，５００円
	B区分 2：1相当	対象児童１人あたり 月額１１２，９００円
	C区分 3：1相当	対象児童１人あたり 月額 ７３，３００円
	個別支援児童	対象児童１人あたり 月額 ５７，２００円

【家庭的保育事業】

対象児童１人あたり

公定価格の障害児保育加算（処遇改善等加算を除く）と同額（月額）

支給要件
・ 障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童が在籍している。 ・ 障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童又は医療的ケア対象児童の保育・教育に必要な保育士（幼稚園教諭・保育教諭）を加配する等の対応をしている。

※ 月途中入退所者の場合には、次の式により算出した金額とする。

【保育所、認定こども園（２号・３号）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】

1人あたり単価×日割日数÷２５日（１０円未満切捨）
25日を超える場合は25日

【幼稚園、認定こども園（１号）】

1人あたり単価×日割日数÷２０日（１０円未満切捨）
20日を超える場合は20日

医療的ケア対応
加算

【保育所、認定こども園、小規模保育事業 ※横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施施設に限る。】
※横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施施設とは、横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施要綱（令和5年1月23日こ保支第2355号）第4条に規定する実施施設をいう。以下「サポート保育園」という。

1 サポート保育園専任看護職員雇用費
サポート保育園の受入れ体制確保のため、複数の看護職員（専任）の雇用に係る費用を助成。

（１）支給要件
次の条件を満たす施設に加算。
☐ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。

（２）支給単価【月額】
看護職員１人あたりの単価（各看護職員の所定労働時間に応じて助成）

所定労働時間	助成額	所定労働時間	助成額
10～19時間	27,500円	90～99時間	247,500円
20～29時間	55,000円	100～109時間	275,000円
30～39時間	82,500円	110～119時間	302,500円
40～49時間	110,000円	120～129時間	330,000円
50～59時間	137,500円	130～139時間	357,500円
60～69時間	165,000円	140～149時間	385,000円
70～79時間	192,500円	150～159時間	412,500円
80～89時間	220,000円	160時間～	440,800円

2 喀痰吸引等指導者育成伝達講習費・代替職員雇用費
喀痰吸引等指導者育成伝達講習（※）の受講に関する費用及び、講習受講中の代替職員雇用費を助成。
※喀痰吸引等指導者育成伝達講習とは、適切に痰の吸引等を行うことができる園職員の養成に必要な指導者を育成することを目的とするもので、喀痰吸引等第3号研修の実地研修の指導看護師になるための研修をいう。

（１）支給要件
次の条件を満たす施設に加算。
☐ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。
☐ 当該年度に喀痰吸引等指導者育成伝達講習を修了している。

（２）支給単価【月額】
看護職員（准看護師を除く。）１人につき 21,200円
※原則 1園1人／年間

3 ２人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費
サポート保育園で２人目以降の医療的ケア児を受入れた場合、専任看護職員のほかに、新たに看護職員を雇用する場合の費用を助成。

（１）支給要件
次の条件を満たす施設に加算。
☐ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。
☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた、２人目以降の児童が在籍している。
☐ 医療的ケア対象児童１人につき、サポート保育園専任看護職員のほかに、２人目以降の医療的ケアに対応する看護職員を雇用している。
※医療的ケア対応の看護職員を複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間数ごとに加算し、医療的ケア対象児童１人につき２・３号は160時間、１号は100時間を上限とする。
※２人目以降の医療的ケア児が、医療的ケアが不要となる場合や、やむを得ない理由で退園した場合は、当該年度に限り、当該看護職員の雇用費を助成する。

（２）支給単価【月額】
看護職員１人あたりの単価（各看護職員の所定労働時間に応じて助成）

所定労働時間	助成額	所定労働時間	助成額
10～19時間	27,500円	90～99時間	247,500円
20～29時間	55,000円	100～109時間	275,000円
30～39時間	82,500円	110～119時間	302,500円
40～49時間	110,000円	120～129時間	330,000円
50～59時間	137,500円	130～139時間	357,500円
60～69時間	165,000円	140～149時間	385,000円
70～79時間	192,500円	150～159時間	412,500円
80～89時間	220,000円	160時間～	440,800円

医療的ケア対応
加算

- 4 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費（新規受入準備）
医療的ケア児を新たに受け入れるにあたり、新たに看護職員を雇用する場合、ケアの習得や園内の環境整備、主治医との調整などの準備をするため、最大3カ月分の看護職員1名の雇用費を助成します。

（1）支給要件

次の条件を満たす施設に加算。

- ☐ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。
☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童として受入れ調整を行い、入所決定した2人目以降の児童がいる。
☐ 2人目以降の医療的ケア対象児童を受け入れるために、新たに看護職員を雇用し、医療的ケアの習得や園内の環境整備、主治医との調整などの受入準備をしている。
☐ 新たに雇用した看護職員が、医療的ケア対象児童に対し必要な医療的ケアを実施する予定。
※在園児に医療的ケアが必要となり、後に区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認定する場合で、1点目、3点目及び4点目の要件を満たす場合は、本加算を遡って請求できます。

（2）支給単価【月額】

看護職員1人あたりの単価（看護職員の所定労働時間に応じて助成）

所定労働時間	助成額	所定労働時間	助成額
10～19時間	27,500円	90～99時間	247,500円
20～29時間	55,000円	100～109時間	275,000円
30～39時間	82,500円	110～119時間	302,500円
40～49時間	110,000円	120～129時間	330,000円
50～59時間	137,500円	130～139時間	357,500円
60～69時間	165,000円	140～149時間	385,000円
70～79時間	192,500円	150～159時間	412,500円
80～89時間	220,000円	160時間～	440,800円

- 5 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費（訪問看護利用）

入所後に医療的ケアが必要となった場合や看護職員を募集しても雇用に至らない場合などに訪問看護ステーションを利用するために必要な費用を助成。

（1）支給要件

次の条件を満たす施設に加算。

- ☐ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。
☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた、2人目以降の児童が在籍している。
☐ 区及び局への協議が済んでいる。

（2）支給単価【月額】

実支出額（ただし、3カ月を限度とする。3カ月を超える場合は区及び局への協議を要する。）

【保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業】※サポート保育園を除く。

- 1 医療的ケア対応看護職員雇用費

医療的ケアが必要な児童のために看護職員を配置するための経費を助成。

（1）支給要件

次の要件を満たす施設・事業所に加算。

- ☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。
☐ 医療的ケア対象児童1人につき、医療的ケアに対応する看護職員を雇用している。
※医療的ケア対応の看護職員を複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間数ごとに加算し、医療的ケア対象児童1人につき2・3号は160時間、1号は100時間を上限とする。
※医療的ケア児が、医療的ケアが不要となる場合や、やむを得ない理由で退園した場合は、当該年度に限り、当該看護職員の雇用費を助成する。

（2）支給単価【月額】

看護職員1人あたりの単価（看護職員の所定労働時間に応じて助成）

ア 保育所、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業

所定労働時間	助成額	所定労働時間	助成額
10～19時間	27,500円	90～99時間	247,500円
20～29時間	55,000円	100～109時間	275,000円
30～39時間	82,500円	110～119時間	302,500円
40～49時間	110,000円	120～129時間	330,000円
50～59時間	137,500円	130～139時間	357,500円
60～69時間	165,000円	140～149時間	385,000円
70～79時間	192,500円	150～159時間	412,500円
80～89時間	220,000円	160時間～	440,800円

イ 幼稚園、認定こども園（1号）

所定労働時間	助成額	所定労働時間	助成額
10～19時間	27,500円	60～69時間	165,000円
20～29時間	55,000円	70～79時間	192,500円
30～39時間	82,500円	80～89時間	220,000円
40～49時間	110,000円	90～99時間	247,500円
50～59時間	137,500円	100時間～	275,000円

医療的ケア対応
加算

- 2 医療的ケア対応看護職員雇用費（新規受入準備）
医療的ケア児を新たに受け入れるにあたり、新たに看護職員を雇用する場合、ケアの習得や園内の環境整備、主治医との調整などの準備をするため、最大3カ月分の看護職員1名の雇用費を助成。
- （1）支給要件
次の要件を満たす施設・事業所に加算。
☐（保育所、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業のみ）
 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童として受入れ調整を行い、入所決定した児童がいる。
☐医療的ケア対象児童を受け入れるために、新たに看護職員を雇用し、医療的ケアの習得や園内の環境整備、主治医との調整などの受入準備をしている。
☐新たに雇用した看護職員が、医療的ケア対象児童に対し必要な医療的ケアを実施する予定。
☐（幼稚園、認定こども園（1号）のみ）
 入園後に区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認定している。
- ※在園児に医療的ケアが必要となり、後に区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認定する場合で、2点目及び3点目の要件を満たす場合は、本加算を遡って請求できる。
- （2）支給単価【月額】
看護職員1人あたりの単価（各看護職員の所定労働時間に応じて助成）
- ア 保育所、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業
- | 所定労働時間 | 助成額 | 所定労働時間 | 助成額 |
|---------|----------|-----------|----------|
| 10～19時間 | 27,500円 | 90～99時間 | 247,500円 |
| 20～29時間 | 55,000円 | 100～109時間 | 275,000円 |
| 30～39時間 | 82,500円 | 110～119時間 | 302,500円 |
| 40～49時間 | 110,000円 | 120～129時間 | 330,000円 |
| 50～59時間 | 137,500円 | 130～139時間 | 357,500円 |
| 60～69時間 | 165,000円 | 140～149時間 | 385,000円 |
| 70～79時間 | 192,500円 | 150～159時間 | 412,500円 |
| 80～89時間 | 220,000円 | 160時間～ | 440,800円 |
- イ 幼稚園、認定こども園（1号）
- | 所定労働時間 | 助成額 | 所定労働時間 | 助成額 |
|---------|----------|---------|----------|
| 10～19時間 | 27,500円 | 60～69時間 | 165,000円 |
| 20～29時間 | 55,000円 | 70～79時間 | 192,500円 |
| 30～39時間 | 82,500円 | 80～89時間 | 220,000円 |
| 40～49時間 | 110,000円 | 90～99時間 | 247,500円 |
| 50～59時間 | 137,500円 | 100時間～ | 275,000円 |
- 3 医療的ケア対応看護職員雇用費（訪問看護利用）
入所後に医療的ケアが必要となった場合や看護職員を募集しても雇用に至らない場合などに訪問看護ステーションを利用するために必要な費用を助成。
- （1）支給要件
次の条件を満たす施設に加算。
☐区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。
☐（保育所、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業のみ）
 区及び局への協議が済んでいる。
☐（幼稚園、認定こども園（1号）のみ）
 局への協議が済んでいる。
- （2）支給単価【月額】
実支出額（ただし、3カ月を限度とする。3カ月を超える場合は区及び局への協議を要する。）

医療的ケア対応 加算	【保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業】※サポート保育園を含む。 1 喀痰吸引等第3号研修受講費・代替職員雇用費 医療的ケア対象児童が在籍している保育所等で、保育士等が「喀痰吸引等研修（第3号）」（※）を受講した場合の費用及び、研修受講中の代替職員雇用費を助成。 ※「喀痰吸引等研修（第3号）」は、特定の方を対象に医療的ケアを行う場合に必要となる研修。研修を修了した保育士が医師の指示、看護師等の連携の下において、喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）を行うことができる。 （1）支給要件 次の条件を満たす施設に加算。 ☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ☐ 「喀痰吸引等研修（第3号）」を受講し、修了している。 （2）支給単価【月額】 保育士等1人につき34,340円 ※医療的ケア児1人につき保育士等3人まで 2 医療的ケア対象児童に対する消耗品費等 手袋や消毒液など、衛生用品等の消耗品の購入費を助成。 （1）支給要件 次の条件を満たす施設に加算。 ☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 （2）支給単価【月額】 医療的ケア対象児童1人あたり 3,000円 【保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業】※サポート保育園を含む。 1 医療的ケア対象児童に対する災害対策備品費 地震等の災害発生による停電等を想定した、医療的ケア児の安全の確保に必要な備品（外部バッテリー、手動式吸引器等）を購入する場合の費用を助成。 （1）支給要件 次の条件を満たす施設に加算。 ☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ☐ 地震等の災害発生による停電等を想定した、医療的ケア児の安全の確保に必要な備品を購入等している。 なお、本加算の対象となる備品について、他の補助金（横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金等）を活用している場合は加算対象外とする。 （2）支給単価【年額】 1施設当たり年額上限100,000円 上限金額と実支出額を比較し低い方を助成 2 医療的ケア対象児童に対する備品費 医療的ケア児が個別に必要な備品（抱っこひも、ベッド等）を整備する場合の費用を助成。 （1）支給要件 次の条件を満たす施設に加算。 ☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ☐ 医療的ケア児の保育・教育のために個別に必要な備品を購入等している。 なお、本加算の対象となる備品について、他の補助金（横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金等）を活用している場合は加算対象外とする。 （2）支給単価【年額】 1施設当たり年額上限100,000円 上限金額と実支出額を比較し低い方を助成 3 医療的ケア対象児童に対するICT機器導入費 医療的ケア児とのコミュニケーション等にICT機器を導入する場合の費用を助成。 （1）支給要件 次の条件を満たす施設に加算。 ☐ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ☐ 医療的ケア児とのコミュニケーション等のためのICT機器を導入している。 ☐ 機器を導入する際に複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等をしている。 なお、本加算の対象となる備品について、他の補助金（横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金等）を活用している場合は加算対象外とする。 （2）支給単価【年額】 1施設当たり年額上限200,000円 上限金額と実支出額を比較し低い方を助成
-----------------------	---

被虐待児童対応費	【保育所、認定こども園（２号・３号）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】		
	対象児童：保育士 １：１	対象児童１人あたり 月額３０１，５００円	
	【幼稚園、認定こども園（１号）】		
	対象児童：保育士 １：１	対象児童１人あたり 月額１８８，５００円	
	支給要件		
	・ 区福祉保健センター長が被虐待児童と認めた児童が在籍している。		
	※ 入所時に福祉保健センター長が加配を必要と認めた児童について、当該児童が入所する期間とする。		
	※ 月途中入退所者の場合には、次の式により算出した金額とする。		
	【保育所、認定こども園（２号・３号）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】		
	１人あたり単価×日割日数÷２５日（１０円未満切捨）		
２５日を超える場合は２５日			
【幼稚園、認定こども園（１号）】			
１人あたり単価×日割日数÷２０日（１０円未満切捨）			
２０日を超える場合は２０日			
看護職員雇用加算	【保育所、認定こども園、小規模保育事業（Ａ型・Ｂ型）、事業所内保育事業】		
	看護職格付け経費 （看護師・保健師・助産師・准看護師）	月160時間以上	１施設あたり 月額６６，６００円
		月120時間以上	１施設あたり 月額５０，０００円
		月80時間以上	１施設あたり 月額３３，３００円
		月40時間以上	１施設あたり 月額１６，７００円
	【幼稚園】		
	看護職格付け経費 （看護師・保健師・助産師・准看護師）	月100時間以上	１施設あたり 月額４１，７００円
		月75時間以上	１施設あたり 月額３１，３００円
		月50時間以上	１施設あたり 月額２０，９００円
		月25時間以上	１施設あたり 月額１０，５００円
注１ 上記の時間以上の勤務を契約している職員とする。			
契約している所定労働時間の合計が上記の時間以上につき１人とみなす。			
支給要件			
【保育所、認定こども園、小規模保育事業（Ａ型・Ｂ型）、事業所内保育事業】 ・ 月160時間、120時間、80時間、または40時間以上勤務の看護師、保健師、助産師、准看護師を雇用している。			
【幼稚園】 ・ 月100時間、75時間、50時間、または25時間以上勤務の看護師、保健師、助産師、准看護師を雇用している。			
派遣職員・委託職員も対象とする。			
外国人児童保育事業助成	【幼稚園、保育所、認定こども園】		
	利用定員に対する対象児童の割合	助成額【月額】	
	２０％以上４０％未満	３０１，５００円	
	４０％以上	６０３，０００円	
	支給要件		
	・ 利用定員に対する外国人児童（保護者のどちらかが外国籍）（市外児童も含む）の割合が２０％以上（小数点以下切り捨て）である。		
	・ （保育所・認定こども園）４０％以上の単価の助成を受ける場合、市基準保育士配置数に加え保育士が配置されていること		
	・ （幼稚園）４０％以上の単価の助成を受ける場合、基準配置数に加え教諭等が配置されていること		

ローテーション
保育士（保育教諭）雇用費

・ローテーション保育士（保育教諭）雇用時間数に応じた助成

【保育所・認定こども園】

1 支給単価（月額）

	A区分	B区分
40時間以上～80時間未満（0.25人分）	103,300円	75,400円
80時間以上～120時間未満（0.5人分）	206,600円	150,800円
120時間以上～160時間未満（0.75人分）	309,900円	226,100円
160時間以上（1人分）	413,200円	301,500円

2 A区分B区分単価適用対象者

※ 認定こども園は「保育士等」を「保育教諭」と読み替えるものとする。

A区分	次の①又は②に該当する職員 ①雇用状況表の「月160時間以上勤務の保育士等（有資格）」に記載できる職員（派遣職員やパートタイマー・アルバイト等を含む。） ②雇用状況表の「月160時間未満勤務の保育士等（有資格）」に記載できる職員のうち次のいずれかに該当する職員 ア 育児・介護・病気の事由により短時間勤務をする正職員 イ 必要保育士等（※1）又は一時保育等の他の事業と兼務する正職員 ウ 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度の対象となる定年後再雇用職員又は定年後勤務延長職員で、60歳以降の賃金額が60歳到達時点の直前の賃金月額（※2）の75%以上の水準にある職員
B区分	雇用状況表の「月160時間未満勤務の保育士等（有資格）」のうち、A区分に該当しない職員

（※1）

市の配置基準の必要保育士並びに国及び市のその他の加算保育士として配置している保育士

（※2）

60歳到達時点の直前の賃金月額とは、60歳到達時点の直前の6か月の間に支払われた賃金（※3）の総額を180で除して算定された賃金日額の30日分の額。以下同じ。

（※3）

賃金とは、名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うもののうち、毎月の定期給与として支払われる賃金が対象。具体的には、厚生労働省作成「雇用保険事務手続きの手引き」に記載の「賃金日額の算定基礎に含まれるもの」とおとしする。以下同じ。

【用語定義】

・正職員

1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）で、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）を締結した正規型の職員。

・派遣職員

労働者派遣契約に基づき派遣元と雇用契約のある職員。

・定年後再雇用職員・定年後勤務延長職員

高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の再雇用又は勤務延長の対象となる職員。

・パートタイマー・アルバイト等

パートタイム・有期雇用労働法に定める「パートタイム労働者」及び「有期雇用労働者」。「パートタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される正職員の1週間の所定労働時間に比べて短い職員。「有期雇用労働者」とは、事業主と期間の定めのある労働契約を締結している職員。

3 支給要件

□ A区分単価①を適用する場合、次の全ての要件を満たしている。

・雇用状況表のローテーション保育士雇用費対象職員欄の「月160時間以上勤務の保育士等（有資格）」に記載の職員である。

・当該職員は必要保育士等として配置する保育士ではない。

□ A区分単価②アを適用する場合、次の全ての要件を満たしている。

・雇用状況表のローテーション保育士雇用費対象職員欄の「月160時間未満勤務の保育士等（有資格）」に記載の職員である。

・当該職員は1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）で、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）を締結した職員である。

・当該職員は必要保育士等として配置する時間数を除いて記載している。

・施設の設置者が定める就業規則における育児、介護又は病気を事由とする短時間勤務である。

□ A区分単価②イを適用する場合、次の全ての要件を満たしている。

・雇用状況表のローテーション保育士雇用費対象職員欄の「月160時間未満勤務の保育士等（有資格）」に記載の職員である。

・当該職員は1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）で、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）を締結した職員である。

・当該職員は必要保育士等又は一時保育等の他の事業と兼務している。

・当該職員は必要保育士等又は他の事業として配置する時間数を除いて記載している。

□ A区分単価②ウを適用する場合、次の全ての要件を満たしている。

・雇用状況表のローテーション保育士雇用費対象職員欄の「月160時間未満勤務の保育士等（有資格）」に記載の職員である。

・高年齢者雇用安定法の継続雇用制度の対象となる定年後再雇用職員又は定年後勤務延長職員で、60歳以降の賃金額が60歳到達時点の直前の賃金月額の75%以上の水準にある職員

・当該職員は必要保育士等として配置する時間数を除いて記載している。

ローテーション 保育士（保育教諭）雇用費	※施設の利用定員に応じて最大５人（800時間）まで助成対象とする 利用定員30人以下　２人（320時間）まで 利用定員31人以上60人以下　３人（480時間）まで 利用定員61人以上90人以下　４人（640時間）まで 利用定員91人以上　５人（800時間）まで ※定員は２・３号の利用定員による ※本園・分園の場合は、それぞれの定員ごとに、上記人数を適用する。								
保育補助者雇用経費	【保育所、認定こども園（幼保連携型）】 雇用対象者１人あたり　　２０３，４００円【月額】 ただし、助成対象人数の上限は以下の表のとおりとする。 <table><tr><td>利用定員（１～３号）</td><td>助成対象人数上限</td></tr><tr><td>１００人以下</td><td>１人</td></tr><tr><td>１０１人以上</td><td>２人</td></tr></table> ※契約している所定労働時間の合計が月１５０時間以上につき１人とみなす。 <table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>・ 保育補助者及び有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）を月150時間以上雇用している。 ・ 園内研修等を受けさせるなど、保育補助者等の知識及び技能の習得に努めている。 ・ 保育補助者に保育士資格の取得を促している。 ・ 向上支援費加算状況等届出書の【実施計画①】（保育補助者等の業務内容及び保育士の業務が軽減される内容）と【実施計画②】（保育補助者等の配置以外で、保育士の勤務環境改善に関する取組）【実施計画③】保育補助者の資格取得見込み時期及び資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）に内容を記載している。</td></tr></table>	利用定員（１～３号）	助成対象人数上限	１００人以下	１人	１０１人以上	２人	支給要件	・ 保育補助者及び有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）を月150時間以上雇用している。 ・ 園内研修等を受けさせるなど、保育補助者等の知識及び技能の習得に努めている。 ・ 保育補助者に保育士資格の取得を促している。 ・ 向上支援費加算状況等届出書の【実施計画①】（保育補助者等の業務内容及び保育士の業務が軽減される内容）と【実施計画②】（保育補助者等の配置以外で、保育士の勤務環境改善に関する取組）【実施計画③】保育補助者の資格取得見込み時期及び資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）に内容を記載している。
利用定員（１～３号）	助成対象人数上限								
１００人以下	１人								
１０１人以上	２人								
支給要件									
・ 保育補助者及び有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）を月150時間以上雇用している。 ・ 園内研修等を受けさせるなど、保育補助者等の知識及び技能の習得に努めている。 ・ 保育補助者に保育士資格の取得を促している。 ・ 向上支援費加算状況等届出書の【実施計画①】（保育補助者等の業務内容及び保育士の業務が軽減される内容）と【実施計画②】（保育補助者等の配置以外で、保育士の勤務環境改善に関する取組）【実施計画③】保育補助者の資格取得見込み時期及び資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）に内容を記載している。									

保育士育成促進費	【保育所、認定こども園（幼保連携型）】 ・支給要件 以下の要件をすべて満たす場合に助成対象とし、対象者の勤務時間数に応じた金額を助成。 ア 保育補助者雇用経費を活用して雇用していた保育補助者が保育士資格を取得し、継続して同一施設において保育士として雇用している イ 上記アの対象者が保育補助者として保育士資格取得前の直近３か月以上かつ月６０時間以上勤務している ウ ローテーション保育士（保育教諭）雇用費の上限人数を超えて、保育士（保育教諭）が配置されている ・対象期間 保育士証の登録日の翌月を含む２年度間。 （ただし、登録日が１日の場合は当月を含む２年度間とする） ※登録日の翌月が平成29年度の場合は、平成30年度の１年度間が対象 ・助成額 <table><tr><td></td><td>勤務時間</td><td>助成額【月額】</td></tr><tr><td>A区分</td><td>月１６０時間以上</td><td>１施設あたり ３２１，６００円</td></tr><tr><td>B区分</td><td>月１２０時間以上</td><td>１施設あたり ２４１，２００円</td></tr></table> ※対象者が複数いる場合には契約している所定労働時間の合計が月１６０時間又は月１２０時間となっていれば請求可。		勤務時間	助成額【月額】	A区分	月１６０時間以上	１施設あたり ３２１，６００円	B区分	月１２０時間以上	１施設あたり ２４１，２００円
	勤務時間	助成額【月額】								
A区分	月１６０時間以上	１施設あたり ３２１，６００円								
B区分	月１２０時間以上	１施設あたり ２４１，２００円								
第三者評価受審費助成	【保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】 １施設 ６００，０００円を限度として、実際に要した金額と公定価格における第三者評価受審加算の支給額との差額を助成 ※５年に１度を限度とし、受審年度及びその前４年度において、受審費の助成を受けている施設は、助成の対象とならないものとする。 <table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>・ かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の定める評価基準に沿ってかながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。 ・ 公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、３月分の請求において、同時に請求を行うこと。</td></tr></table>	支給要件	・ かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の定める評価基準に沿ってかながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。 ・ 公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、３月分の請求において、同時に請求を行うこと。							
支給要件										
・ かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の定める評価基準に沿ってかながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。 ・ 公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、３月分の請求において、同時に請求を行うこと。										
補助員雇用費	【家庭的保育事業】 （１か月あたりの経費） １か月あたりの経費については、家庭的保育補助者を実際に雇用した時間数と上限を比較して、少ない時間数に１，６０８円を乗じた額と公定価格における家庭的保育補助者加算の支給額（処遇改善等加算を除く）との差額を助成 ※上記の金額がマイナスになる場合及び入所児童数が０人の場合は助成対象外とする。 【上限】 ・ １園あたり 月額４４２，２００円 （275時間（11時間×25日）×１，６０８円） （研修費用） ①家庭的保育補助者として雇用予定の者が受講した子育て支援員研修受講時間数（見学実習を除く）の実績に１時間あたりの単価を乗じた額を助成 ②家庭的保育者が現任研修等に参加した際、保育士資格を有する家庭的保育補助者による代替保育を実施した時間数の実績に１時間あたりの単価を乗じた額を助成 ・ １時間あたりの単価 １，６０８円 <table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>・ 家庭的保育補助者を雇用している。</td></tr></table> 【小規模保育事業C型】 １施設あたり 月額１２８，６４０円 ※配置基準を超えて家庭的保育補助者を雇用している場合に限る。 ※家庭的保育者に加え常時１名以上の家庭的保育補助者（家庭的保育者でも可）を配置していること。 <table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>・ 市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に家庭的保育補助者を０．５人（月８０時間）雇用している ・ 家庭的保育者に加え常時１名以上の家庭的保育補助者（家庭的保育者でも可）を配置している。</td></tr></table>	支給要件	・ 家庭的保育補助者を雇用している。	支給要件	・ 市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に家庭的保育補助者を０．５人（月８０時間）雇用している ・ 家庭的保育者に加え常時１名以上の家庭的保育補助者（家庭的保育者でも可）を配置している。					
支給要件										
・ 家庭的保育補助者を雇用している。										
支給要件										
・ 市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に家庭的保育補助者を０．５人（月８０時間）雇用している ・ 家庭的保育者に加え常時１名以上の家庭的保育補助者（家庭的保育者でも可）を配置している。										

安全な保育を実施するための職員雇用費	【小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業】 1施設あたり 134,160円 ※配置基準を超えて保育士を雇用している場合に限る。 ※常時2名以上の保育士を配置していること。 <table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>・市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に保育士を0.5人（月80時間）雇用している。 ・常時2人以上の保育士を配置している。 ・朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を実施していない</td></tr></table>	支給要件	・市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に保育士を0.5人（月80時間）雇用している。 ・常時2人以上の保育士を配置している。 ・朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を実施していない														
支給要件																	
・市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に保育士を0.5人（月80時間）雇用している。 ・常時2人以上の保育士を配置している。 ・朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を実施していない																	
家庭的保育者1名分加配加算	【小規模保育事業C型】 1施設あたり 月額63,800円 <table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>・家庭的保育者を3名雇用している。</td></tr></table>	支給要件	・家庭的保育者を3名雇用している。														
支給要件																	
・家庭的保育者を3名雇用している。																	
交通費負担軽減助成	【居宅訪問型保育事業】 助成額は、交通費実費と助成対象上限額を比較して少ない金額から保護者負担額を差し引いた金額とする。 <table><tr><td>児童の階層区分</td><td>保護者負担額</td><td>助成対象上限額</td><td>備考</td></tr><tr><td>A階層</td><td>4,000円</td><td rowspan="5">20,500円</td><td rowspan="5">※A階層については、補足給付の対象となるため、交通費の実績から2,500円を除いた額で計算するものとする。</td></tr><tr><td>B・C・E0階層</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>D1・D2階層 E1・E2階層</td><td>8,000円</td></tr><tr><td>D3～D5階層 E3～E5階層</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>D6～D8階層</td><td>16,000円</td></tr></table> ※市外受託児童は除く。	児童の階層区分	保護者負担額	助成対象上限額	備考	A階層	4,000円	20,500円	※A階層については、補足給付の対象となるため、交通費の実績から2,500円を除いた額で計算するものとする。	B・C・E0階層	4,000円	D1・D2階層 E1・E2階層	8,000円	D3～D5階層 E3～E5階層	12,000円	D6～D8階層	16,000円
児童の階層区分	保護者負担額	助成対象上限額	備考														
A階層	4,000円	20,500円	※A階層については、補足給付の対象となるため、交通費の実績から2,500円を除いた額で計算するものとする。														
B・C・E0階層	4,000円																
D1・D2階層 E1・E2階層	8,000円																
D3～D5階層 E3～E5階層	12,000円																
D6～D8階層	16,000円																

職員配置加算 (休日)	【保育所、認定こども園（２・３号）】			
	休日保育の年間延べ 利用子ども数（人）	職員配置加算 単価（円）	処遇改善等加算 （区分１及び区分２） 分（円）※	事業費分（円）
	～ 210	95,900	950 ×加算率	8,400
	211 ～ 279	102,800	1,020 ×加算率	11,160
	280 ～ 349	116,600	1,160 ×加算率	13,960
	350 ～ 419	130,400	1,300 ×加算率	16,760
	420 ～ 489	144,200	1,440 ×加算率	19,560
	490 ～ 559	158,000	1,580 ×加算率	22,360
	560 ～ 629	171,800	1,710 ×加算率	25,160
	630 ～ 699	185,600	1,850 ×加算率	27,960
	700 ～ 769	199,400	1,990 ×加算率	30,760
	770 ～ 839	213,200	2,130 ×加算率	33,560
	840 ～ 909	227,100	2,270 ×加算率	36,360
	910 ～ 979	240,900	2,400 ×加算率	39,160
	980 ～ 1,049	254,700	2,540 ×加算率	41,960
	1,050 ～	268,500	2,680 ×加算率	42,000
※処遇改善等加算の加算額は、各単価に施設の平均経験年数（旧処遇Ⅰ基礎分）と職員の賃金改善（旧処遇Ⅰ賃金改善要件分及び旧処遇Ⅲ相当分）及びキャリアパス（旧処遇Ⅰキャリアパス要件分）の状況に応じて決定する加算率（％）×100を乗じて得た額とします。				
支給要件				
・休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、日曜日、国民の祝日および休日に横浜市基準の保育士を配置している。				

食育推進助成 (休日)	【保育所、認定こども園（２・３号）、小規模保育事業（Ａ型・Ｂ型）、事業所内保育事業】			
	1施設あたり 月額41,790円			
	支給要件			
・休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、休日保育において、自園調理を行っている。				

障害児等受入加算 (休日)	【保育所、認定こども園（２号・３号）、小規模保育事業、事業所内保育事業】			
	標準時間 (11時間) 認定児童	A区分 1：1相当	対象児童1人あたり	月額134,330円
		B区分 2：1相当	対象児童1人あたり	月額 80,440円
		C区分 3：1相当	対象児童1人あたり	月額 52,220円
		個別支援児童	対象児童1人あたり	月額 40,720円
	短時間 (8時間) 認定児童	A区分 1：1相当	対象児童1人あたり	月額 97,680円
		B区分 2：1相当	対象児童1人あたり	月額 58,510円
		C区分 3：1相当	対象児童1人あたり	月額 37,970円
		個別支援児童	対象児童1人あたり	月額 29,610円
	支給要件			
・休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童を保育している。 ・休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童又は医療的ケア対象児童の保育・教育に必要な保育士を加配する等の対応をしている。				

持ち物負担軽減助成	【保育所、認定こども園（幼保連携型）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】 <table><tr><th>区分</th><th>助成単価</th></tr><tr><td>持ち物負担軽減実施要綱第5条第1項第1号に規定する助成</td><td>対象児童1人あたり 月額1,000円</td></tr><tr><td>持ち物負担軽減実施要綱第5条第1項第2号に規定する助成</td><td>対象児童1人あたり 月額500円</td></tr></table> 支給要件 ・ 持ち物負担軽減実施要綱のとおり	区分	助成単価	持ち物負担軽減実施要綱第5条第1項第1号に規定する助成	対象児童1人あたり 月額1,000円	持ち物負担軽減実施要綱第5条第1項第2号に規定する助成	対象児童1人あたり 月額500円														
区分	助成単価																				
持ち物負担軽減実施要綱第5条第1項第1号に規定する助成	対象児童1人あたり 月額1,000円																				
持ち物負担軽減実施要綱第5条第1項第2号に規定する助成	対象児童1人あたり 月額500円																				
物価高騰対策支援加算 (令和6年5月限り)	【保育所、幼稚園（給付対象施設）、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】 <table><tr><th>給食回数</th><th>給食提供なし</th><th>週1・2回</th><th>週3・4回</th><th>週5回以上</th></tr><tr><td>児童（※）1人あたり助成単価</td><td>月額190円</td><td>月額380円</td><td>月額560円</td><td>月額660円</td></tr><tr><td>（内訳 給食材料費）</td><td>なし</td><td>（月額190円）</td><td>（月額370円）</td><td>（月額470円）</td></tr><tr><td>（内訳 光熱費等相当額）</td><td colspan="4">（月額190円）</td></tr></table> ※令和6年5月1日時点に在籍する児童。 ※令和6年5月分で、2か月分（上記月額×2か月分）を、一括支給。 支給要件 以下の要件を全て満たす施設・事業者 ・ 物価高騰による教育・保育の質の低下を防ぎ、昨年度以前と同水準の教育・保育を継続して提供している。 ・ 令和4年4月以降、物価高騰により保護者から徴収する給食材料費（3～5歳児のみ）及び冷暖房費（1号認定のみ）の値上げを実施していない。 または、令和4年4月以降、保護者からの徴収額の値上げを既に実施したものの、本加算の支給を受けることで、令和4年3月以前の給食材料費と比較して令和6年4月及び令和6年5月の給食材料費について、給食材料費の助成額の同額を超えた値上げをしていない、もしくは給食材料費の助成額の同額を超え値上げした分は、保護者への返金や今後徴収する給食材料費等から差し引くなどの対応をしている（又は対応を予定している）。	給食回数	給食提供なし	週1・2回	週3・4回	週5回以上	児童（※）1人あたり助成単価	月額190円	月額380円	月額560円	月額660円	（内訳 給食材料費）	なし	（月額190円）	（月額370円）	（月額470円）	（内訳 光熱費等相当額）	（月額190円）			
給食回数	給食提供なし	週1・2回	週3・4回	週5回以上																	
児童（※）1人あたり助成単価	月額190円	月額380円	月額560円	月額660円																	
（内訳 給食材料費）	なし	（月額190円）	（月額370円）	（月額470円）																	
（内訳 光熱費等相当額）	（月額190円）																				
物価高騰対策支援加算 (休日) (令和6年5月限り)	【保育所、小規模保育事業（A型・B型）】 1施設あたり 月額2,090円 ※令和6年4月から5月までに給付費要綱第4条第11項に規定する休日保育加算を取得している施設。 ※令和6年5月分で、2か月分（上記月額×2か月分）を、一括支給。 支給要件 ・ 令和6年4月及び5月の休日保育加算を取得しており、物価高騰による教育・保育の質の低下を防ぎ、昨年度以前と同水準の教育・保育を継続して提供している。																				

物価高騰 対策支援加算 (令和7年1月分 の請求に限る)	【保育所、幼稚園（給付対象施設）、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】																				
	<table><tr><td>給食回数</td><td>給食提供なし</td><td>週1・2回</td><td>週3・4回</td><td>週5回以上</td></tr><tr><td>児童（※）1人あたり 助成単価</td><td>月額220円</td><td>月額440円</td><td>月額660円</td><td>月額770円</td></tr><tr><td>（内訳 給食材料費）</td><td>なし</td><td>（月額220円）</td><td>（月額440円）</td><td>（月額550円）</td></tr><tr><td>（内訳 光熱費等相当額）</td><td colspan="4">（月額220円）</td></tr></table>	給食回数	給食提供なし	週1・2回	週3・4回	週5回以上	児童（※）1人あたり 助成単価	月額220円	月額440円	月額660円	月額770円	（内訳 給食材料費）	なし	（月額220円）	（月額440円）	（月額550円）	（内訳 光熱費等相当額）	（月額220円）			
	給食回数	給食提供なし	週1・2回	週3・4回	週5回以上																
	児童（※）1人あたり 助成単価	月額220円	月額440円	月額660円	月額770円																
（内訳 給食材料費）	なし	（月額220円）	（月額440円）	（月額550円）																	
（内訳 光熱費等相当額）	（月額220円）																				
※令和7年1月1日時点に在籍する児童。 ※令和7年1月分の請求で、6か月分（令和6年8月から10月分及び令和7年1月から3月分）を、一括支給。（上記月額×6か月分）ただし、年度途中開所の施設又は事業所の場合、開所日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降の該当月数分を支給する。																					
<table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>以下の要件を全て満たす施設・事業者 ・ 物価高騰による教育・保育の質の低下を防ぎ、昨年度以前と同水準の教育・保育を継続して提供している。 ・ 令和4年4月以降、物価高騰により保護者から徴収する給食材料費（3～5歳児のみ）及び冷暖房費（1号認定のみ）の値上げを実施していない。 または、令和4年4月以降、保護者からの徴収額の値上げを既に実施したものの、令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月の給食材料費について、本加算の支給を受けることで、令和4年3月以前の給食材料費と比較して給食材料費の助成額の同額を超えた値上げをしていない、もしくは給食材料費の助成額の同額を超え値上げした分は、保護者への返金や今後徴収する給食材料費等から差し引くなどの対応をしている（又は対応を予定している）。</td></tr></table>	支給要件	以下の要件を全て満たす施設・事業者 ・ 物価高騰による教育・保育の質の低下を防ぎ、昨年度以前と同水準の教育・保育を継続して提供している。 ・ 令和4年4月以降、物価高騰により保護者から徴収する給食材料費（3～5歳児のみ）及び冷暖房費（1号認定のみ）の値上げを実施していない。 または、令和4年4月以降、保護者からの徴収額の値上げを既に実施したものの、令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月の給食材料費について、本加算の支給を受けることで、令和4年3月以前の給食材料費と比較して給食材料費の助成額の同額を超えた値上げをしていない、もしくは給食材料費の助成額の同額を超え値上げした分は、保護者への返金や今後徴収する給食材料費等から差し引くなどの対応をしている（又は対応を予定している）。																			
支給要件																					
以下の要件を全て満たす施設・事業者 ・ 物価高騰による教育・保育の質の低下を防ぎ、昨年度以前と同水準の教育・保育を継続して提供している。 ・ 令和4年4月以降、物価高騰により保護者から徴収する給食材料費（3～5歳児のみ）及び冷暖房費（1号認定のみ）の値上げを実施していない。 または、令和4年4月以降、保護者からの徴収額の値上げを既に実施したものの、令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月の給食材料費について、本加算の支給を受けることで、令和4年3月以前の給食材料費と比較して給食材料費の助成額の同額を超えた値上げをしていない、もしくは給食材料費の助成額の同額を超え値上げした分は、保護者への返金や今後徴収する給食材料費等から差し引くなどの対応をしている（又は対応を予定している）。																					

物価高騰 対策支援加算 (休日) (令和7年1月分 の請求に限る)	【保育所、小規模保育事業（A型・B型）】	
	<table><tr><td>1施設あたり 月額2,450円</td></tr></table>	1施設あたり 月額2,450円
	1施設あたり 月額2,450円	
	※令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月までに給付費要綱第4条第11項に規定する休日保育加算を取得している施設。 ※令和7年1月分の請求で、6か月分（令和6年8月から10月分及び令和7年1月から3月分）を、一括支給。（上記月額×6か月分）ただし、年度途中開所の施設又は事業所の場合、開所日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降の該当月数分を支給する。	
<table><tr><td>支給要件</td></tr><tr><td>・ 令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月の休日保育加算を取得しており、物価高騰による教育・保育の質の低下を防ぎ、昨年度以前と同水準の教育・保育を継続して提供している。</td></tr></table>	支給要件	・ 令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月の休日保育加算を取得しており、物価高騰による教育・保育の質の低下を防ぎ、昨年度以前と同水準の教育・保育を継続して提供している。
支給要件		
・ 令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月の休日保育加算を取得しており、物価高騰による教育・保育の質の低下を防ぎ、昨年度以前と同水準の教育・保育を継続して提供している。		

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設名

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等
1	連携施設受諾促進加算 【加算要件】※項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 ☐ 地域型保育事業と連携しており、連携実施(変更)届出書の条件を満たしている。 ※連携条件ア〜ウ全てに該当の場合はA区分、ア、イ両方に該当の場合はB区分			☐ A区分 ☐ B区分 ☐ 無
	2	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 月の初日に利用児童が1人以上いる。 ☐ 保育支援者を施設に配置し、保育支援者が幼稚園教諭等の負担軽減に資する業務に従事している。 ☐ 業務の効率化など、幼稚園教諭等の業務負担軽減に取り組んでいる。 ☐ 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。 【実施計画①】保育支援者の業務内容及び保育教諭の業務負担が軽減される内容		
【実施計画②】保育支援者の配置以外で、保育教諭の勤務環境の改善に関する取組等				
3	食育推進助成① 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。 ※週当たりの自園調理実施日数を記入			☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、日数を記入 日
	4	食育推進助成② 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 利用定員が41人以上である。 ☐ 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上勤務の栄養士等を雇用（実人数）している。		
5		アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 ☐ アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること。 ☐ 利用定員に対する対象児童（月初日時点 市外児童含む）の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。		

加算項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等	
6	産休等代替職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 施設で定める常勤職員（幼稚園教諭・看護職・栄養士等・調理師等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 ☐ 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求 休暇・療養している職員の休暇・療養前の資格種別 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 栄養士等 ☐ 無資格者（左記以外）	☐ 有 ☐ 無 有の場合、金額を記入	円
7	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無	
8	被虐待児童対応費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、幼稚園教諭加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無	
9	看護職員雇用加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 月100時間、75時間、50時間、または25時間以上勤務の看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）の資格を有する職員を雇用している。	☐ 有 ☐ 無 有の場合、時間を記入	時間
10	医療的ケア対応看護師雇用費 別紙参照。	別紙参照	
11	外国人児童保育事業助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 利用定員に対する外国人児童（保護者のどちらかが外国人 市外児童含む）の割合が20%以上である ☐ 40%以上の加算区分を適用する場合は、基準幼稚園教職員数に加えて幼稚園教諭等を雇用している。	☐ 有 ☐ 無	
12	スポット支援員配置助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 初日に利用児童が1人以上いる。 ☐ 「保育者業務支援事業費助成」を請求しており、保育者業務支援事業費助成で配置する保育支援者とは別の保育支援者（スポット支援員）を配置している。 ☐ 保育支援者（スポット支援員）は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。 ☐ 保育支援者（スポット支援員）は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者である。 ※本助成は国の補助を活用しています。 今後、国から補助要件の詳細が示されることから、本加算要件についても変更の可能性あります。要件を変更する場合は、別途お知らせします。 【実施計画】保育支援者（スポット支援員）の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容	☐ 有 ☐ 無	

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設名

令和 年度
月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等	※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等
1	職員配置加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 - 横浜市基準の保育士配置基準を満たしている。 1歳児（1歳児配置改善加算対象外施設）の単価を適用する場合は、公定価格の1歳児配置改善加算の要件を満たしていない。	☐ 有 ☐ 無
2	連携施設受諾促進加算 【加算要件】※項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 地域型保育事業と連携しており、連携実施(変更)届出書の条件を満たしている。 ※連携条件ア〜ウ全てに該当の場合はA区分、ア、イ両方に該当の場合はB区分	☐ A区分 ☐ B区分 ☐ 無
3	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 月の初日に利用児童が1人以上いる。 - 保育支援者を施設に配置し、保育支援者が保育士等の負担軽減に資する業務に従事している。 - 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 - 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。 【実施計画①】 保育支援者の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容 【実施計画②】 保育支援者の配置以外で、保育士の勤務環境の改善に関する取組等	☐ 有 ☐ 無
4	食育推進助成① 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 開所日全て（月から土曜日まで（日曜日・祝日を除く）において、自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。（※） ※保育の利用希望がなく、給食を提供しない日がある場合も、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている場合、自園調理をしているとみなす。	☐ 有 ☐ 無

加算項目等	※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等
5	食育推進助成② 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 利用定員が41人以上である。 ・ 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上勤務の栄養士等を雇用(実人数)している。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、人数を入力 人
6	アレルギー児童対応費 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 ・ アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること。 ・ 利用定員に対する対象児童（月初日時点 市外児童含む）の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。	☐ 有 ☐ 無
7	産休等代替職員雇用費 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 施設で定める常勤職員（保育士・看護職・栄養士等・調理師等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 ・ 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求 休暇・療養している職員の休暇・療養前の資格種別 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 栄養士等 ☐ 無資格者（上記以外）	☐ 有 ☐ 無 有の場合、金額を入力
8	障害児等受入加算 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童が在籍している。	☐ 有 ☐ 無
9	被虐待児童対応費 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
10	看護職員雇用加算 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 月160時間、120時間、80時間、または40時間以上勤務の看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）の資格を有する職員を雇用している。	☐ 有 ☐ 無
11	医療的ケア対応加算 別紙参照。	別紙参照
12	外国人児童保育事業助成 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 利用定員に対する外国人児童（保護者のどちらかが外国籍 市外児童も含む）の割合が20%以上である ・ 40%以上の加算区分を適用する場合は、市基準保育士数に加えて保育士を雇用している。	☐ 有 ☐ 無
13	ローテーション保育士雇用費 【加算要件】 ・ 下記URLの加算要件を満たしている。 https://h-k-yokohama.cybozu.com/k/5/show#record=1132&l.offset=100&l.view=5095018&l.q&l.sort_0=f5095011&l.order_0=DESC&l.next=1131&l.prev=1133 A区分単価ローテーション保育士数(整数部分+端数部分) B区分単価ローテーション保育士数(整数部分+端数部分)	人 人

加算項目等	※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等
14	保育補助者雇用経費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、加算適用となる保育補助者の人数を選択してください。(利用定員100人以下は1人、101人以上は2人まで) ・ 保育補助者等を月150時間以上雇用している。 ・ 園内研修等を受けさせるなど、保育補助者の知識及び技能の習得に努めている。 ・ 保育補助者に保育士資格の取得を促している。 ・ 下記の実施計画に内容を記載している。 【実施計画①】 保育補助者の業務内容及び保育士の業務が軽減される内容 【実施計画②】 保育補助者の配置以外で、保育士の勤務環境の改善に関する取組 【実施計画③】 保育補助者の資格取得見込み時期及び資格取得に向けた支援の取組(勤務時間調整や講習受講の機会の確保等) ＜資格取得見込み時期＞ 年 月 ＜資格取得に向けた支援の取組＞ 【有資格保育補助者の法人採用年月日】	人
15	保育士育成促進費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 ・ 保育補助者雇用経費を活用して雇用していた保育補助者が保育士資格を取得し、継続して同一施設において保育士として雇用している。 ・ 上記の対象者が保育補助者として保育士資格取得前の直近3か月以上かつ月60時間以上勤務している。 ・ ローテーション保育士雇用費の上限人数を超えて、保育士が配置されている。 ・ 対象月が上記対象者の保育士証の登録日の翌月を含む2年度間(ただし、登録日が1日の場合は当月を含む2年度間)に該当する。 ※上記対象者の勤務時間が160時間以上の場合はA区分、120時間以上の場合はB区分	☐ A区分 ☐ B区分 ☐ 無
16	職員配置加算(休日) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ・ 日曜日、国民の祝日及び休日(以下、「休日等」という。)に横浜市基準の職員を配置している。	☐ 有 ☐ 無
17	食育推進助成(休日) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ・ 休日保育実施日に自園調理(調理業務委託の場合も含む)をしている。 ※弁当持参は加算対象外	☐ 有 ☐ 無
18	障害児等受入加算(休日) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ・ 休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童を保育している。	☐ 有 ☐ 無

加算項目等 ※加算要件の該当項目の口にチェックを入れてください		実施状況等
19	スポット支援員配置助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 初日に利用児童が1人以上いる。 ・ 「保育者業務支援事業費助成」を請求しており、保育者業務支援事業費助成で配置する保育支援者とは別の保育支援者（スポット支援員）を配置している。 ・ 保育支援者（スポット支援員）は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。 ・ 保育支援者（スポット支援員）は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者で 【実施計画】保育支援者（スポット支援員）の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容	☐ 有 ☐ 無

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設名

令和 年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等	
1	職員配置加算（2・3号） 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 - 横浜市基準の保育教諭配置基準を満たしている。 1歳児（1歳児配置改善加算対象外施設）の単価を適用する場合は、公定価格の1歳児配置改善加算の要件を満たしていない。	☐ 有 ☐ 無	
2	連携施設受諾促進加算 【加算要件】※項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 地域型保育事業と連携しており、連携実施(変更)届出書の条件を満たしている。 ※連携条件ア～ウ全てに該当の場合はA区分、ア、イ両方に該当の場合はB区分 アのみ該当の場合はC区分	☐ A区分 ☐ B区分 ☐ C区分 ☐ 無	
3	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 月の初日に利用児童が1人以上いる。 - 保育支援者を施設に配置し、保育支援者が保育教諭等の負担軽減に資する業務に従事している。 - 業務の効率化など、保育教諭等の業務負担軽減に取り組んでいる。 - 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。 【実施計画①】保育支援者の業務内容及び保育教諭の業務負担が軽減される内容	☐ 有 ☐ 無	
	【実施計画②】保育支援者の配置以外で、保育教諭の勤務環境の改善に関する取組等		
4	食育推進助成①（1号） 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。 ※週当たりの自園調理実施日数を記入	☐ 有 ☐ 無	※有の場合、日数を 入力 日
5	食育推進助成①（2・3号） 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 開所日全て（月から土曜日まで（日曜日・祝日を除く）において、自園調理（委託の場合も含む）を実施している。（保育の利用希望がなく、給食を提供しない日がある場合も、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている場合、自園調理しているとみなす。）	☐ 有 ☐ 無	
6	食育推進助成② 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 - 利用定員が41人以上である。 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上勤務の栄養士等を雇用(実人数)している。	☐ 有 ☐ 無	※有の場合、人数を 入力 人

加算項目等	実施状況等
7 アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 - アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること。 - 利用定員に対する対象児童（月初日時点 市外児童含む）の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。	☐ 有 ☐ 無
8 産休等代替職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 施設で定める常勤職員（保育教諭・看護職・栄養士等・調理師等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 - 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求 休暇・療養している職員の休暇・療養前の資格種別 ☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 栄養士等 ☐ 無資格者（上記以外）	☐ 有 ☐ 無 有の場合、金額を入力
9 障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童又は医療的ケア対象児童の保育・教育に必要な保育士を加配する等の対応をしている。	☐ 有 ☐ 無
10 被虐待児童対応費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育教諭加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
11 看護職員雇用加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 月160時間、120時間、80時間、または40時間以上勤務の看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）の資格を有する職員を雇用している。	☐ 有 ☐ 無 有の場合、時間を選択 時間
12 医療的ケア対応加算（1号） 別紙参照。	別紙参照
13 医療的ケア対応加算（2・3号） 別紙参照。	別紙参照
14 外国人児童保育事業助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 - 利用定員に対する外国人児童（保護者のどちらかが外国籍 市外児童も含む）の割合が20%以上である 40%以上の加算区分を適用する場合は、市基準保育士数に加えて保育士を雇用している。	☐ 有 ☐ 無
15 ローテーション保育教諭雇用費（2・3号） 【加算要件】 下記URLの加算要件を満たしている。https://h-k-yokohama.cybozu.com/k/5/show#record=1132&l.offset=100&l.view=5095018&l.q&l.sort_0=f5095011&l.order_0=DESC&l.next=1131&l.prev=1133 A区分単価ローテーション保育教諭数(整数部分+端数部分) B区分単価ローテーション保育教諭数(整数部分+端数部分)	 人 人

加算項目等	実施状況等
16 保育補助者雇用経費（幼保連携型のみ） 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、加算適用となる保育補助者の人数を選択してください。（利用定員100人以下は1人、101人以上は2人まで） ・ 保育補助者を月150時間以上雇用している。 ・ 園内研修等を受けさせるなど、保育補助者の知識及び技能の習得に努めている。 ・ 保育補助者に保育士資格の取得を促している。 ・ 下記の実施計画に内容を記載している。 【実施計画①】 保育補助者の業務内容及び保育士の業務が軽減される内容 【実施計画②】 保育補助者の配置以外で、保育士の勤務環境の改善に関する取組 【実施計画③】 保育補助者の資格取得見込み時期及び資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等） ＜資格取得見込み時期＞ 年 月 ＜資格取得に向けた支援の取組＞ 【有資格保育補助者の法人採用年月日】	人
17 保育士育成促進費（幼保連携型のみ） 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 ・ 保育補助者雇用経費を活用して雇用していた保育補助者が保育士資格を取得し、継続して保育士として雇用している。 ・ 上記の対象者が保育補助者として保育士資格取得前の直近3か月以上かつ月60時間以上勤務している。 ・ ローテーション保育教諭雇用費の上限人数を超えて、保育教諭が配置されている。 ・ 対象月が上記対象者の保育士証の登録日の翌月を含む2年度間（ただし、登録日が1日の場合は当月を含む2年度間）に該当する。 ※上記対象者の勤務時間が160時間以上の場合はA区分、120時間以上の場合はB区分	☐ A区分 ☐ B区分 ☐ 無
18 職員配置加算（休日） 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ・ 日曜日、国民の祝日及び休日（以下、「休日等」という。）に横浜市基準の職員を配置している。	☐ 有 ☐ 無
19 食育推進助成（休日） 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ・ 休日保育実施日に自園調理（調理業務委託の場合も含む）をしている。 ※弁当持参は加算対象外	☐ 有 ☐ 無
20 障害児等受入加算（休日） 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ・ 休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童を保育している。	☐ 有 ☐ 無

加算項目等		実施状況等
21	スポット支援員配置助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 初日に利用児童が1人以上いる。 ・ 「保育者業務支援事業費助成」を請求しており、保育者業務支援事業費助成で配置する保育支援者とは別の保育支援者（スポット支援員）を配置している。 ・ 保育支援者（スポット支援員）は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。 ・ 保育支援者（スポット支援員）は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者である。 【実施計画】保育支援者（スポット支援員）の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容	☐ 有 ☐ 無

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所名

令和 年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、拳証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等
1	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 月の初日に利用児童が1人以上いる。 ☐ 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 ☐ 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。 【保育士等の負担軽減のために取り組んでいる内容】	☐ 有 ☐ 無
2	食育推進助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 開所日全て（月から土曜日まで（日曜日・祝日を除く）において、自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。（保育の利用希望がなく、給食を提供しない日がある場合も、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている場合、自園調理をしているとみなす。）	☐ 有 ☐ 無
3	アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 ☐ アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること。 ☐ 利用定員に対する対象児童（月初日時点 市外児童含む）の割合が1％以上（小数点以下切り上げ）である。	☐ 有 ☐ 無
4	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 障害児保育教育対象児童又は個別支援対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
5	医療的ケア対応看護師雇用費 別紙参照。	別紙参照
6	保育士等雇用対策費（4～6月のみ（年度途中開所は初めの3か月のみ）） 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 利用定員分の保育従事者が勤務しており、月初に空き定員がある。	☐ 有 ☐ 無
7	補助員雇用費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 家庭的保育補助者を雇用している。	☐ 有 ☐ 無

加算項目等		※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等
8	スポット支援員配置助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 初日に利用児童が1人以上いる。 ☐ 保育支援者（スポット支援員）は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。 ☐ 保育支援者（スポット支援員）は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者である。 【実施計画】保育支援者（スポット支援員）の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容		☐ 有 ☐ 無

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所名

令和 年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等	
1	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 月の初日に利用児童が1人以上いる。 - 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 - 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。 【保育士等の負担軽減のために取り組んでいる内容】	☐ 有 ☐ 無	
2	食育推進助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 開所日全て（月から土曜日まで（日曜日・祝日を除く）において、自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。（保育の利用希望がなく、給食を提供しない日がある場合も、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている場合、自園調理をしているとみなす。）	☐ 有 ☐ 無	
3	アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 - アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること。 - 利用定員に対する対象児童（月初日時点 市外児童含む）の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。	☐ 有 ☐ 無	
4	産休等代替職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 常勤職員（保育士・看護職・栄養士等・調理師等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 - 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求 休暇・療養している職員の休暇・療養前の資格種別 保育士 看護職員 栄養士等 無資格者（上記以外）	☐ 有 ☐ 無	有の場合、金額を入力
5	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 障害児保育教育対象児童又は個別支援対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無	
6	被虐待児童対応費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無	
7	看護職雇用加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 月160時間、120時間、80時間、または40時間以上勤務の看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）の資格を有する職員を雇用している。	☐ 有 ☐ 無	有の場合、時間を選択
			時間

加算項目等	実施状況等
8 <u>医療的ケア対応看護師雇用費</u> 別紙参照。	別紙参照
9 <u>保育士等雇用対策費（4～6月のみ（年度途中開所は初めの3か月のみ）</u> 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ■ 利用定員分の保育従事者が勤務しており、月初に空き定員がある。	☐ 有 ☐ 無
10 <u>安全な保育を実施するための職員雇用費</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ■ 市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に保育士を雇用している。 ■ 常時2人以上の保育士を配置している。 ■ 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を実施していない。	☐ 有 ☐ 無
11 <u>食育推進助成（休日）</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ■ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ■ 休日保育実施日に自園調理（調理業務委託の場合も含む）をしている。 ※弁当持参は加算対象外	☐ 有 ☐ 無
12 <u>障害児等受入加算（休日）</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ■ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ■ 休日保育実施日に障害児保育教育対象児童又は個別支援対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
13 <u>スポット支援員配置助成</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ■ 初日に利用児童が1人以上いる。 ■ 保育支援者（スポット支援員）は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。 ■ 保育支援者（スポット支援員）は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者である。 【実施計画】保育支援者（スポット支援員）の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容 	☐ 有 ☐ 無

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所名

令和 年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等
1	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 月の初日に利用児童が1人以上いる。 - 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 - 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。 【保育士等の負担軽減のために取り組んでいる内容】	☐ 有 ☐ 無
2	食育推進助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 開所日全て（月から土曜日まで（日曜日・祝日を除く）において、自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。（保育の利用希望がなく、給食を提供しない日がある場合も、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている場合、自園調理をしているとみなす。）	☐ 有 ☐ 無
3	アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 - アレルギー児童の生活管理指導表が提出されていること。 - 利用定員に対する対象児童（月初日時点 市外児童含む）の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。	☐ 有 ☐ 無
4	産休等代替職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 常勤職員（保育士・看護職・栄養士等・調理師等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 - 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求 休暇・療養している職員の休暇・療養前の資格種別	☐ 有 ☐ 無
		有の場合、金額を記入
	☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 栄養士等 ☐ 無資格者（左記以外）	
5	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
6	被虐待児童対応費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 施設・事業所を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	☐ 有 ☐ 無
7	医療的ケア対応看護師雇用費 別紙参照。	別紙参照

加算項目等		実施状況等
8	保育士等雇用対策費（4～6月のみ（年度途中開所は初めの3か月のみ） 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ■ 利用定員分の保育従事者が勤務しており、月初に空き定員がある。	☐ 有 ☐ 無
9	補助員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ■ 市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に家庭的保育補助者を雇用している。 ■ 家庭的保育者に加え常時1名以上の家庭的保育補助者（家庭的保育者でも可）を配置している。	☐ 有 ☐ 無
10	家庭的保育者1名分加配加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ■ 家庭的保育者を3名雇用している。	☐ 有 ☐ 無
11	スポット支援員配置助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ■ 初日に利用児童が1人以上いる。 ■ 保育支援者（スポット支援員）は、登降園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化を図っている。 ■ 保育支援者（スポット支援員）は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者である。 【実施計画】 保育支援者（スポット支援員）の業務内容及び保育士の業務負担が軽減される内容	☐ 有 ☐ 無

区

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所所在地

事業所名

代 表 者 職・氏 名

年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等	前月からの 変更有無※
1	<u>交通費負担軽減助成</u>		
	【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ A階層からD 8階層の児童が利用しており、保護者の交通費負担が4,000円以上になる。	☐ 有 ☐ 無	

第1号様式の8(幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業、小規模保育事業C型(物価高騰対策支援加算用))

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
施設名				事務担当者	
				連絡先	

令和6年度

【物価高騰】向上支援費加算状況等届出書

加算項目等	実施状況等
物価高騰対策支援加算(光熱費相当額・給食材料費相当額) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 物価高騰による教育・保育の質の低下を防ぎ、昨年度以前と同水準の教育・保育を継続して提供している。 - 令和4年4月以降、物価高騰により保護者から徴収する給食材料費（3～5歳児のみ）及び冷暖房費（1号認定のみ）の値上げを実施していない。 または、令和4年4月以降、保護者からの徴収額の値上げを既に実施したものの、本加算の支給を受けることで、令和4年3月以前の給食材料費と比較して令和6年4月及び令和6年5月の給食材料費について、給食材料費の助成額の同額を超えた値上げをしていない、もしくは給食材料費の助成額の同額を超え値上げした分は、保護者への返金や今後徴収する給食材料費等から差し引くなどの対応をしている（又は対応を予定している）。	☐ 有 ☐ 無
物価高騰対策支援加算(休日保育) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 令和6年4月及び5月の休日保育加算を取得しており、物価高騰による教育・保育の質の低下を防ぎ、昨年度以前と同水準の教育・保育を継続して提供している。	☐ 有 ☐ 無

第1号様式の9(保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業、小規模保育事業C型(登園時の持ち物負担軽減助成用))

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
施設名				事務担当者	
				連絡先	

令和6年度

【登園時の持ち物負担軽減助成】向上支援費加算状況等届出書

加算項目等	実施状況等
登園時の持ち物負担軽減助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 登園時の持ち物負担軽減助成を申請し、審査結果通知において、助成「可」とされている。 - 登園時の持ち物負担軽減助成実績報告書を所定の期日までに提出する。	☐ 有 ☐ 無

第1号様式の10(幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業、小規模保育事業C型(物価高騰対策支援加算))

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
施設名				事務担当者	
				連絡先	

令和6年度

【物価高騰】向上支援費加算状況等届出書

加算項目等	実施状況等
物価高騰対策支援加算(光熱費相当額・給食材料費相当額) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 物価高騰による教育・保育の質の低下を防ぎ、昨年度以前と同水準の教育・保育を継続して提供している。 - 令和4年4月以降、物価高騰により保護者から徴収する給食材料費（3～5歳児のみ）及び冷暖房費（1号認定のみ）の値上げを実施していない。 または、令和4年4月以降、保護者からの徴収額の値上げを既に実施したものの、本加算の支給を受けることで、令和4年3月以前の給食材料費と比較して令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月の給食材料費について、給食材料費の助成額の同額を超えた値上げをしていない、もしくは給食材料費の助成額の同額を超え値上げた分は、保護者への返金や今後徴収する給食材料費等から差し引くなどの対応をしている（又は対応を予定している）。	☐ 有 ☐ 無
物価高騰対策支援加算(休日保育) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月の休日保育加算を取得しており、物価高騰による教育・保育の質の低下を防ぎ、昨年度以前と同水準の教育・保育を継続して提供している。	☐ 有 ☐ 無

令和

年度

月

分

雇

用

状

況

表

- <雇用状況表全体について>
- ・当月1日時点の職員及び児童の状況を記載します。なお、当月途中で雇用開始する職員も1日時点のシフトに含まれる場合は雇用状況表に記載可能です。
 - ・当月1日時点で把握している産休・育休及び病休の期間を除いて記載します。
 - ・原則、各加算項目対象欄において氏名は重複できません。
- <雇用状況表内全ての「1日の労働時間数(a)」について>
- ・1日の労働時間数は小数点第2位まで記載します(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.50」で記載)。
なお、1日の労働時間数が固定されていない場合には、当欄の記入不要です。
 - ・休憩時間は除きます。
- <勤務時間が不規則な場合の記載について>
- ・1か月の合計労働時間を「1日の労働時間数(a)」に記入し、「1か月の勤務日数(b)」に「1」を記入してください。
(例) 1か月100時間の場合
1日の労働時間数(a): 100
1か月の勤務日数(b): 1

1 基準幼稚園教職員数

区分	年齢区分 チェック	利用定員		月1日付 在籍児数		基準幼稚園教職員数	
		人		市内児童	市外児童	合計	(小数点第2位以下切捨て)
基準幼稚園教職員配置	3歳児配置改善加算あり・満3歳児対応加配加算ありの場合						
	満3歳児	人		人	人	÷ 6 =	人
	3歳児	人		人	人	÷ 15 =	人
	3歳児配置改善加算あり・満3歳児対応加配加算なしの場合						
	満3歳児	人		人	人	÷ 15 =	人
	3歳児	人		人	人		
	3歳児配置改善加算なし・満3歳児対応加配加算ありの場合						
	満3歳児	人		人	人	÷ 6 =	人
	3歳児	人		人	人	÷ 20 =	人
	3歳児配置改善加算なし・満3歳児対応加配加算なしの場合						
	満3歳児	人		人	人	÷ 20 =	人
	3歳児	人		人	人		
	4歳以上児配置改善加算ありの場合						
	4歳以上児	人		人	人	÷ 25 =	人
	4歳以上児配置改善加算なしの場合						
	4歳以上児	人		人	人	÷ 30 =	人
	小計①	人	人	人	人		人
幼稚園他教職員の	学級編制調整加配教諭数(1人) (利用定員36人以上300人以下の施設)						人
	小 計 ②						人
	チーム保育加配加算 (利用定員により1人~8人)		※上限人数	人			
	年齢別配置基準を下回る場合の調整 (配置基準を下回る人数を記入(マイナス表記))						人
	外国人児童保育事業助成(1人) (定員に対する外国人児童の割合が40%以上)						人
合 計							人

2 請求月初日の職員の雇用状況

① 園長

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
(登録番号:)				

●各園の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数

計		時間
---	--	----

氏名 幼稚園教諭免許状登録番号	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
					有無	他施設・事業名
					☐ 有	
					☐ 無	
					☐ 有	
					☐ 無	
					☐ 有	
					☐ 無	
					☐ 有	
					☐ 無	
					☐ 有	
					☐ 無	
					☐ 有	
					☐ 無	
					☐ 有	
					☐ 無	
					☐ 有	
					☐ 無	
					☐ 有	
					☐ 無	
					☐ 有	
					☐ 無	
					☐ 有	
					☐ 無	
					☐ 有	
					☐ 無	
合 計			人	合計労働時間数 ①		

[illegible]

[illegible]

月		時間		a
以上勤務幼稚園教職員数				人
↑各施設の就業規則等で定めた常勤職員の人数				

↑各施設の就業規則等で定めた常勤職員の人数

月		時間		①時間
未滿勤務幼稚園教職員の 合計労働時間数				

↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

常勤換算後 幼稚園教職員数 ※教育補助者除く	a+b 人
※教育補助者含む	人

左の数字が大きいかがご確認ください。

VI

	人
	人

(※) チーム保育加配加算端数処理補正後

④ 幼稚園教諭の免許を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者(有資格)

常勤換算換算後の教育補助者人数計	人
------------------	---

3 副園長・教頭配置加算

- ・1か月あたり120時間以上の勤務を契約している者を記載してください。
- ・保育教諭の資格を有している場合には「2 請求月初日の職員の雇用状況」②か③の対象職員として記載可能です。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
(登録番号)				

4 主幹教諭等専任加算

＜主幹教諭等専任加算の記入について＞
・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

・主幹教諭等を専任化させるための代替職員として雇用している職員（非常勤講師）

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
(登録番号)				

5 請求月初日の調理員の雇用状況

※「6 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可

資格 チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
合計					人

6 栄養管理加算

・請求月初日の栄養士等の雇用状況

(栄養管理業務を外部委託している場合を除く)

- ☐ ア 配置
- 【配置】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等
- ☐ イ 兼務
- 【兼務】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等
- ☐ ウ 嘱託
- 【嘱託】法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。
- ☐ なし(栄養管理業務を外部委託)
- ☐ なし(栄養士等を雇用していない場合)

＜上記選択肢について＞

「ア【配置】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等」について

- ・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。
- A:給食実施加算で「施設内調理」の区分を選択した場合は、別途雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること
(基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員(調理員を含む。)が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合を除く)。
- B:給食実施加算で「外部搬入」の区分を選択した場合は、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。

「イ【兼務】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等」について

- ・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。
- A:給食実施加算で「施設内調理」の区分を選択した場合は、基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員(調理員を含む。)が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務していること。
- B:給食実施加算で「外部搬入」の区分を選択した場合は、基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a)(休 憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
栄養士等登録番号:				

7 食育推進助成②(栄養士等格付け)

＜食育推進助成②(栄養士等格付け)の記入について＞

- ・「6 栄養管理加算」に記載の栄養士等に加えて更に1か月あたり所定労働時間120時間以上である栄養士等(実人数)を記載してください。
- ・「5 請求月初日の調理員の雇用状況」に記載の栄養士等がいる場合は、当欄に再掲可能です。
- ・「6 栄養管理加算」に記載の栄養士等に加えて、更に雇用している1か月あたり所定労働時間120時間以上の栄養士等

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
木食工寺立跡雷 品.				
木食工寺立跡雷 品.				
※栄養士等格付け上限人数				人

8 看護職員雇用加算

＜看護職員雇用加算の記入について＞

- ・月100時間、75時間、50時間または25時間以上の勤務の看護師、保健師、助産師、准看護師を記載してください。

・請求月初日の看護職の雇用状況

(9 医療的ケア対応看護師雇用費と重複不可)

資格チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 看護職員	登録番号:				
☐ 看護職員	登録番号:				
☐ 看護職員	登録番号:				
				合計労働 時間数	

9 医療的ケア対応看護師雇用費

・請求月初日の看護職の雇用状況

(8 看護職員雇用加算の職員と重複不可)
別紙参照。

10 療育支援加算

＜療育支援加算の記入について＞

- ・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

・主幹教諭等を補助する者の雇用状況

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

11 講師配置加算及び指導充実加配加算

・非常勤講師の雇用状況

ア 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員数を超えて配置している非常勤講師(講師配置加算分)

＜上記アの記入について＞

- ・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

(利用定員が35人以下又は121人以上の施設に限る。)

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

＜上記イの記入について＞

①基本分単価に含まれる事務職員及び非常勤事務職員の配置状況

ア 専従の事務職員及び非常勤事務職員がいる場合記入(基本分単価分)

＜上記ウの記入について＞

※保育支援者として雇用・配置している職員は労働時間数に関わらず、全員記載してください。

					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					☐ 事務 ☐ その他
					合計人数
					人

・請求月初日の保育支援者(事務職員等、幼稚園教諭等の業務を支援する者)の業務委託状況
(業務委託の場合のみ記入)
＜請求月初日の保育支援者(事務職員等、保育教諭等の業務を支援する者)の業務委託状況の記入について＞
・業務内容で「事務」を選択する場合、以下のAとBに該当することを確認しました。
A:基本分単価に含まれる事務職員に加え、別途保育支援者を配置していること。
B:委託期間内であっても、業務の履行がない月は助成の対象外となること。

委託先	従事者数		現施設 配置開始 年月日	業務内容		
		人		☐ 事務 ☐ その他	合計人数	
		人		☐ 事務 ☐ その他		人

14 スポット支援員配置助成

・請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況
(雇用契約等により配置（派遣職員を含む）している場合のみ記入)
＜請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況の記入について＞
・平成26年4月1日以降に配置された方のみ対象です。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
				合計人数
				人

・請求月初日の保育支援者(スポット支援員)の業務委託状況
(業務委託の場合のみ記入)

委託先	従事者数		現施設 配置開始 年月日		
		人		合計人数	
		人			人

第2号様式の2(保育所)	レコード番号	施設・事業所番号	施設・事業所所在区
		施設名	事務担当者
			連絡先

令和 年度 月 分 雇 用 状 況 表

- <雇用状況表全体について>
- ・当月1日時点の職員及び児童の状況を記載します。なお、**当月途中で雇用開始する職員も1日時点のシフトに含まれる場合は雇用状況表に記載可能**です。
 - ・当月1日時点で把握している**産休・育休及び病休の期間を除いて記載**します。
 - ・原則、各加算項目対象欄において**氏名は重複できません**。

- <雇用状況表内全ての「1日の労働時間数(a)」について>
- ・1日の労働時間数は小数点第2位まで記載します(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.50」で記載)。
なお、1日の労働時間数が固定されていない場合には、当欄の記入不要です。
 - ・休憩時間は除きます。

- <勤務時間が不規則な場合の入力について>
- ・1か月の合計労働時間を「1日の労働時間数(a)」に入力し、「1か月の勤務日数(b)」に「1」を入力してください。
- (例) 1か月100時間の場合
1日の労働時間数(a):100
1か月の勤務日数(b):1

- <その他加算の保育士の記入について>
- ・その他加算の保育士に「1」等を記入する場合、以下のA～Bに該当することを確認してください。
A:「1 市基準の保育士数(有資格者のみ)」の主任保育士専任加算、チーム保育推進加算の加算要件を満たしている場合、該当する欄に「1」を記載した。
B:外国人児童保育事業助成、延長保育実施加算、に「1」等を記載する場合、それぞれ加算要件を満たすのであれば、外国人児童保育事業助成、延長保育実施加算の順に従って記載した。

1 市基準の保育士数(有資格者のみ)

区分	年齢区分	利用定員		月1日付 在籍児数						市 基 準 保 育 士 数					
				市内児童			市外児童			私的契約		合計	(小数点第2位以下切捨て)		
				標準	短時間		標準	短時間							
市基準による保育士配置（本園）	0歳児		人			人			人	人		÷ 3 =		人	※小数点以下 四捨五入
	1歳児		人			人			人	人		÷ 4 =		人	
	2歳児		人			人			人	人		÷ 5 =		人	
	3歳児		人			人			人	人		÷ 15 =		人	
	4歳以上児		人			人			人	人		÷ 24 =		人	
	小計①		人			人			人	人		※		人	
	利用定員が90人以下の施設に対する保育士加配(1人)													人	
	保育標準時間認定対応保育士(1人)													人	
	小 計 ②													人	
区分	年齢区分	利用定員		月1日付 在籍児数						市 基 準 保 育 士 数					
				市内児童			市外児童			私的契約		合計	(小数点第2位以下切捨て)		
				標準	短時間		標準	短時間							
市基準による保育士配置（分園）	0歳児		人			人			人	人		÷ 3 =		人	※小数点以下 四捨五入
	1歳児		人			人			人	人		÷ 4 =		人	
	2歳児		人			人			人	人		÷ 5 =		人	
	3歳児		人			人			人	人		÷ 15 =		人	
	4歳以上児		人			人			人	人		÷ 24 =		人	
	小計①'		人			人			人	人		※		人	
	利用定員が90人以下の施設に対する保育士加配(1人)													人	
	保育標準時間認定対応保育士(1人)													人	
	小 計 ②'													人	
小 計 ③													人		
その他加算 の保育士	主任保育士専任加算(1人)												人	※利用定員121人以上の施設は2人まで加配可能	
	チーム保育推進加算(平均経験年数12年以上の施設)(1～2人)												人		
	合 計 ①												人		

※小数点以下
四捨五入

※利用定員121人以上の施設は2人まで加配可能

その他の 保育士 加算	外国人児童保育事業助成(1人) (定員に対する外国人児童の割合が40%以上)	人
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)	人
	合 計 ②	人
必要保育士数		人

<参考>旧計算方法による必要保育士数

年齢区分	【本園】国基準の 保育士配置 (小数点第2位以下 切捨て)	【分園】国基準の保 育士配置 (小数点第2位以下 切捨て)
0歳児	人	人
1歳児配置改善加算ありの場合		
1歳児	人	人
2歳児	人	人
1歳児配置改善加算なしの場合		
1・2歳児	人	人
3歳児	人	人
4歳以上児配置改善加算ありの場合		
4歳以上児	人	人
4歳以上児配置改善加算なしの場合		
4歳以上児	人	人
小計	人	人
差引必要 保育士数	人	人
小計③－差引必要保育士数		人
合計①－差引必要保育士数		人

2 請求月初日の職員の雇用状況

<職員の記入について>

- ・派遣保育士がいる場合、保育士として記載してください。
- ・施設長を保育士の欄に記載する場合、「施設長を配置していない場合の調整項目」が適用となります。
- ・0歳児が4人未満である場合、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保してください。詳細は、令和5年3月30日付 こ保運第 2125 号「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに係る留意事項について（通知）」をご覧ください。
- ・一時保育を専任担当する保育士は雇用状況表には載せられません。
- ・（一時保育事業の一般型を実施している場合）一時保育事業に従事している時間は除きます。

① 施設長

資格 チェック	氏 名	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	保育士証等登録番号			
☐ 保育士 ☐ その他				
委託費からの給与支出		児童福祉事業従事期間及び従事内容		
☐ 有 ☐ 無	適用年月日			

<記載方法>

・「② 月160時間未満勤務の保育士等(有資格)」及び「③ 月160時間以上勤務の保育士等(有資格)」欄には、ローテーション保育士雇用費対象職員を除く「市の配置基準の必要保育士並びに国及び市のその他の加算保育士」を記載してください。具体的には次の保育士等を記載してください。

(1) 年齢区分別の市基準配置対象の保育士。例えば、クラスやグループ担任の保育士

(2) 「外国人児童保育事業助成」及び「延長保育実施加算」対象の保育士。特定の職員を配置していない場合、任意の職員

(3) (1)(2)の保育士を記載しても、下記対象者保育士数「a+b」が、必要保育士数を下回る場合、月160時間以上勤務の保育士

② 月160時間未満勤務の保育士等(有資格)

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
	保育士証等登録番号					有無	他施設・事業名
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	

次頁へ続く

② 月160時間未満勤務の保育士等(有資格)

前頁から

☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
☐ 保育士						☐ 有	
☐ 看護職員						☐ 無	
合計				人	合計労働時間数 ①		

③ 月160時間以上勤務の保育士等(有資格)

資格 チェック	氏 名 保育士証等登録番号	現施設 雇用開始 年月日	資格 チェック	氏 名 保育士証等登録番号	現施設 雇用開始 年月日
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		

次頁へ続く

③ 月160時間以上勤務の保育士等(有資格)

前頁から

☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
☐ 保育士			☐ 保育士		
☐ 看護職員			☐ 看護職員		
合 計					人

月160時間以上勤務保育士数	a
----------------	---

↑雇用契約上で週40時間を基本とする勤務

月160時間未満勤務保育士数	人	月160時間未満勤務保育士の合計労働時間数	①時間	月160時間未満勤務保育士の常勤換算後人数	①÷160時間b人	b小数点以下切り捨て
----------------	---	-----------------------	-----	-----------------------	-----------	------------

↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

左の数字が大きいかご確認ください。

対象保育士数	a+b人	必要保育士数	人
--------	------	--------	---

3 ローテーション保育士雇用費

<ローテーション保育士雇用費対象職員の記入について>

- ・ローテーション保育士は、市の配置基準の必要保育士並びに国及び市のその他の加算保育士に加えて配置する保育士です。
- ・1で記載した保育士以外の保育士を記載します。(同一の保育士について1と2で時間が重複しない場合は記載可能です。)

当該保育士の氏名等を記載してください。

・請求月初日のローテーション保育士雇用費の対象保育士(有資格)の雇用状況

①月160時間未満勤務の保育士等(有資格)

資格 チェック	氏 名 保育士証等登録番号	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	A区分対象 の該当 ②ア・イ・ウ	他施設・事業への勤務の有無	
							有無	他施設・事業名
☐ 保育士						無	☐ 有	
☐ 看護職員						無	☐ 無	
☐ 保育士						無	☐ 有	
☐ 看護職員						無	☐ 無	
☐ 保育士						無	☐ 有	
☐ 看護職員						無	☐ 無	
☐ 保育士						無	☐ 有	
☐ 看護職員						無	☐ 無	
☐ 保育士						無	☐ 有	
☐ 看護職員						無	☐ 無	

次頁へ続く

①月160時間未満勤務の保育士等(有資格)

前頁から

☐ 保育士						無	☐ 有		
☐ 看護職員							☐ 無		
☐ 保育士						無	☐ 有		
☐ 看護職員							☐ 無		
☐ 保育士						無	☐ 有		
☐ 看護職員							☐ 無		
☐ 保育士						無	☐ 有		
☐ 看護職員							☐ 無		
☐ 保育士						無	☐ 有		
☐ 看護職員							☐ 無		
							A区分時間数		時間
							B区分時間数		時間

② 月160時間以上勤務の保育士等(有資格)

資格 チェック	氏 名 保育士証等登録番号	現施設 雇用開始 年月日	資格 チェック	氏 名 保育士証等登録番号	現施設 雇用開始 年月日		
☐ 保育士			☐ 保育士				
☐ 看護職員			☐ 看護職員				
☐ 保育士			☐ 保育士				
☐ 看護職員			☐ 看護職員				
☐ 保育士			☐ 保育士				
☐ 看護職員			☐ 看護職員				
☐ 保育士			☐ 保育士				
☐ 看護職員			☐ 看護職員				
☐ 保育士			☐ 保育士				
☐ 看護職員			☐ 看護職員				
					A区分時間数		時間

A区分合計時間数		時間
B区分合計時間数		時間

(ア)A区分保育士数 (端数処理前)		人
(ウ)B区分保育士数 (端数処理前)		人
端数切捨て分 (ア~イ+ウ~エ) (端数処理前)		人

(イ)A区分保育士数 (端数処理後)		人
(エ)B区分保育士数 (端数処理後)		人
(オ)端数切捨て分 (ア~イ+ウ~エ) (端数処理後)		人

上限人数		人
------	--	---

A区分保育士数(イ)		人
------------	--	---

B区分保育士数(エ+オ)		人
--------------	--	---

＜保育士育成促進費の記入について＞

＜保育士育成促進費の記入について＞

- ・請求月初日の保育士育成促進費の対象保育士(有資格)の雇用状況

氏 名		現施設 雇用開始 年月日	保育士資格取得前の直近3か月の保育 補助者としての勤務時間		1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
保育士証等登録番号	保育士証等登録日						
			保育士資格取得前1か月				
			保育士資格取得前2か月	時間			
			保育士資格取得前3か月				
			保育士資格取得前1か月				
			保育士資格取得前2か月	時間			
			保育士資格取得前3か月				
			保育士資格取得前1か月				
			保育士資格取得前2か月	時間			
			保育士資格取得前3か月				
						合計労働 時間数	

(自施設の職員が調理している場合のみ記入)

※「6 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					
☐ 栄養士等					
☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師					

氏 名		氏 名	氏 名		氏 名
資格 チェック	登録番号	現施設 雇用開始 年月日	資格 チェック	登録番号	現施設 雇用開始 年月日
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし			☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし		
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:	
			合 計		

6 栄養管理加算

・請求月初日の調理員数 ※「5 請求月初日の調理員の雇用状況」に記載の調理員数

月160時間以上勤務調理員数		x	人	月160時間未満勤務調理員数		人	月160時間未満勤務調理員の合計労働時間数		②	時間	月160時間未満勤務調理員の常勤換算後人数	②÷160時間	y	人
----------------	--	---	---	----------------	--	---	-----------------------	--	---	----	-----------------------	---------	---	---

↑雇用契約で週40時間を基本とする勤務

↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

常勤換算後の調理員数 ※栄養管理加算の対象となる職員を除く		x+y	人
----------------------------------	--	-----	---

・請求月初日の栄養士等の雇用状況

(栄養管理業務を外部委託している場合を除く)

- ☐ ア 配置
☐ イ 兼務
☐ ウ 嘱託
☐ なし(栄養管理業務を外部委託)
☐ なし(栄養士等を雇用していない場合)

【配置】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等

【兼務】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等

【嘱託】法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。

＜上記選択肢について＞

「ア【配置】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等」について

・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。

A: 自施設の職員が調理している場合、「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数と同数もしくは上回り、さらに雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。(基本分単価に含まれる調理員: 利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人以上は2.5人)

B: 調理業務を全部委託している場合、別途、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。

「イ【兼務】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等」について

・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。

A: 「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数を下回る。

(基本分単価に含まれる調理員: 利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人以上は2.5人)

B: 他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a)(休 憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
栄養士等登録番				

7 食育推進助成②(栄養士等格付け)

＜食育推進助成②の記入について＞

・「6 栄養管理加算」に記載の栄養士等に加えて更に1か月あたり所定労働時間120時間以上である栄養士等(実人数)してください。

(上限: 利用定員41人～150人は1人まで、151人以上は2人まで)

・「5 請求月初日の調理員の雇用状況」に記載の栄養士等がある場合は、当欄に再掲が可能です。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
栄養士等登録番				
栄養士等登録番				
※栄養士等格付け上限人数				人

8 看護職員雇用加算

＜看護職員雇用加算の記入について＞

・「3 請求月初日の職員の雇用状況」②か③に記載の看護師、保健師又は准看護師がいる場合は、看護職員雇用加算の対象職員として

再掲可能です。

・月160時間、120時間、80時間または40時間以上の勤務の看護師、保健師、助産師、准看護師を記載してください。

・請求月初日の看護職員の雇用状況(再掲可)

(雇用状況表・向上支援費加算状況等届出書(医療的ケア用)と重複不可)

資格チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 看護職員					
	登録番号:				
☐ 看護職員					
	登録番号:				
☐ 看護職員					
	登録番号:				
☐ 看護職員					
	登録番号:				
☐ 看護職員					
	登録番号:				

次頁へ続く

・請求月初日の看護職員の雇用状況(再掲可)

前頁から

☐ 看護職員					
	登録番号:				
				合計労働 時間数	

9 医療的ケア対応加算

別紙参照。

10 保育補助者雇用経費

＜保育補助者雇用経費の記入について＞

- ・**保育補助者等として雇用している職員は労働時間数に関わらず、全員記載してください。**
- ・1か月あたり150時間以上の勤務を契約していて、合計労働時間数の合計が150時間以上(複数人での合計時間を含む。)としてください。
- ・利用定員100人以下の場合は1人分(150時間以上)、利用定員が101人以上の場合2人分(300時間以上)としてください。
- ・有資格者保育補助者は現施設雇用年月日から1年を超えている場合、記載することはできません。
- ・有資格保育補助者の現施設雇用年月日が法人採用年月日と異なる場合は、法人採用年月日から1年を超えている場合記載することはできません。
- ・有資格者保育補助者として下記に記載の保育士は雇用状況表の他の欄に記載することはできません。

・請求月初日の保育補助者等の雇用状況

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	
					合計労働時間数

11 療育支援加算

＜療育支援加算の記入について＞

- ・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

・主任保育士を補助する者の雇用状況

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

12 事務職員雇上加算

＜事務職員雇上加算の記入について＞

- ・①で「専従の事務職員(本部職員含む)を配置」に☑をしている場合、②に対象職員を記入をしてください。
- ・②に本部職員を記載する場合、当該施設に係る事務のみの労働時間数を記載してください。

① 事務職員の配置状況(いずれか1つ以上に該当)※該当項目の□にチェックを入れてください

☐専従の事務職員(本部職員含む)を配置 ☐施設長等の職員が兼務 ☐業務委託

② 専従の事務職員を配置している場合の雇用状況

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

13 保育者業務支援事業費助成

・請求月初日の保育支援者(事務職員等保育士業務を支援する者)の雇用状況

(雇用契約等により配置(派遣職員を含む)している場合のみ記入)

・保育支援者として雇用・配置している職員は労働時間数に関わらず、全員記載してください。
・業務内容に事務に☑をつける場合、基本分単価及び12 事務職員雇上費加算に含まれる事務職員に加え、別途保育支援者を配置していることを確認してください。

・請求月初日の保育支援者(事務職員等保育士業務を支援する者)の業務委託状況
(業務委託の場合のみ記入)

(ア)前月の対象経費(注)の実支出額の合計を入力してください

(イ) 10万円未満の場合対象経費の实支出額を記入

(注) 保育支援者を雇用するために必要な報酬、給料、職員手当等(処遇改善等加算による手当は除く)、賃金、報酬費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

・請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況

＜請求月初目の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況の記入について＞

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

次頁へ続く

・請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況

前頁から

				合計人数
				人

・請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の業務委託状況

（業務委託の場合のみ記入）

委託先	従事者数		現施設 配置開始 年月日		
		人		合計人数	
		人			人

第2号様式の3(認定こども園)	レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
			施設名		事務担当者	
					連絡先	

令和 年度 月 分 雇 用 状 況 表

- ＜雇用状況表全体について＞
- ・当月1日時点の職員及び児童の状況を記載します。なお、**当月途中で雇用開始する職員も1日時点のシフトに含まれる場合は雇用状況表に記載可能**です。
 - ・当月1日時点で把握している**産休・育休及び病休の期間を除いて**記載します。
 - ・原則、各加算項目対象欄において**氏名は重複できません**。
- ＜雇用状況表内全ての「1日の労働時間数(a)」について＞
- ・1日の労働時間数は小数点第2位まで記載します(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.50」で記載)。
なお、1日の労働時間数が固定されていない場合には、当欄の記入不要です。
 - ・休憩時間は除きます。
- ＜勤務時間が不規則な場合の入力について＞
- ・1か月の合計労働時間を「1日の労働時間数(a)」に入力し、「1か月の勤務日数(b)」に「1」を入力してください。
(例) 1か月100時間の場合
1日の労働時間数(a): 100
1か月の勤務日数(b): 1

1 国基準の保育教諭数

区分	年齢区分 ☑チェック	認定区分	利用定員 月1日付 在籍児数							基準保育教諭数	
			1号定員	市内児童		市外児童		私的契約	合計	(小数点第2位以下切捨て)	
			人	標準	短時間	標準	短時間				
国基準による 保育教諭配置	0歳児	3号	人			人		人	人	÷ 3 = 人	
	1歳以上児配置改善加算ありの場合										
	1歳児	3号	人			人		人	人	÷ 5 = 人	
	2歳児	3号	人			人		人	人	÷ 6 = 人	
	1歳以上児配置改善加算なしの場合										
	1歳児	3号	人			人		人	人	÷ 6 = 人	
	2歳児	3号	人			人		人	人		
	3歳児配置改善加算あり・満3歳児対応加配加算ありの場合										
	満3歳児	1号			人		人	人	人	÷ 6 = 人	
	3歳児	1号			人		人	人	人	÷ 15 = 人	
		2号	人		人		人	人	人		
	3歳児配置改善加算あり・満3歳児対応加配加算なしの場合										
	満3歳児	1号			人		人	人	人	÷ 15 = 人	
	3歳児	1号			人		人	人	人		
		2号	人		人		人	人	人		
	3歳児配置改善加算なし・満3歳児対応加配加算ありの場合										
	満3歳児	1号			人		人	人	人	÷ 6 = 人	
	3歳児	1号			人		人	人	人	÷ 20 = 人	
		2号	人		人		人	人	人		
	3歳児配置改善加算なし・満3歳児対応加配加算なしの場合										
	満3歳児	1号			人		人	人	人	÷ 20 = 人	
	3歳児	1号			人		人	人	人		
		2号	人		人		人	人	人		
	4歳以上児配置改善加算ありの場合										
	4歳以上児	1号			人		人	人	人	÷ 25 = 人	
		2号	人		人		人	人	人		
	4歳以上児配置改善加算なしの場合										
	4歳以上児	1号			人		人	人	人	÷ 30 = 人	
		2号	人		人		人	人	人		
	1号小計			人		人		人	人		
	2号・3号小計			人		人		人	人		
	小計①			人		人		人	人	※ 人	
そ 保 の	保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設に対する保育教諭加配(1人)									人	
	保育標準時間認定対応保育教諭(1人)									人	
	主幹保育教諭等を専任化させるための常勤代替保育教諭(1人)									人	
	主幹保育教諭等を専任化させるための非常勤代替保育教諭(0.5人)									人	
	小 計 ②									人	
	学級編制調整加配加算(1人)(1号・2号の利用定員36人以上300人以下の施設に適用)									人	

※小数点以下
四捨五入

※小数点以下
四捨五入

第2号様式の3(認定こども園)		レポート番号	施設・事業所番号	施設・事業所所在区
育他 教諭 算 の	チーム保育加配加算(利用定員により1人～※上限人数)			人
	年齢別配置基準を下回る場合の調整(配置基準を下回る人数を記入(マイナス表記))			人
	合 計			人

2 横浜市基準の保育教諭数

＜その他加算の保育教諭の記入について＞

- ・国基準及び横浜市基準による基準保育教諭数を超えて、その他加算の保育教諭配置をしている場合は、配置の実態に合わせて、外国人児童保育事業助成欄及び延長保育実施加算欄の順に人数を計上してください。

＜1歳児配置改善加算を取得する場合＞

区分	年齢区分	認定 区分	在園児 数合計	横浜市基準の保育教諭配置			国基準の保育教諭配置			差引必要保育教諭数 (小数点第2位以下切捨て)	
横 浜 市 の 基 準 に よ る 保 育 教 諭 配 置	0歳児	3号		÷ 3 =		人		÷ 3 =		人	
	1歳児	3号		÷ 4 =		人		÷ 5 =		人	
	2歳児	3号		÷ 5 =		人		÷ 6 =		人	
	3歳児	2号		÷ 15 =		人		÷ ※		人	
	4歳以上児	2号		÷ 24 =		人		÷ ※		人	
	※1 国基準の保育教諭数から転記してください。										小数点以下 四捨五入

＜1歳児配置改善加算を取得しない場合＞

区分	年齢区分	認定 区分	在園児 数合計	横浜市基準の保育教諭配置			国基準の保育教諭配置			差引必要保育教諭数 (小数点第2位以下切捨て)	
横 浜 市 の 基 準 に よ る 保 育 教 諭 配 置	0歳児	3号		÷ 3 =		人		÷ 3 =		人	
	1歳児	3号		÷ 4 =		人		÷ 6 =			
	2歳児	3号		÷ 5 =		人				人	
	3歳児	2号		÷ 15 =		人		÷ ※		人	
	4歳以上児	2号		÷ 24 =		人		÷ ※		人	
	※1 国基準の保育教諭数から転記してください。										小数点以下 四捨五入

＜参考＞旧計算方法による必要保育教諭数

＜1歳児配置改善加算を取得する場合＞

区分	年齢区分	認定 区分	在園児 数合計	横浜市基準の保育教諭配置 (小数点第2位 以下切捨て)			国基準の保育教諭配置 (小数点第2位 以下切捨て)			差引必要保育教諭数	
横 浜 市 の 基 準 に よ る 保 育 教 諭 配 置	0歳児	3号		÷ 3 =		人		÷ 3 =			
	1歳児	3号		÷ 4 =		人		÷ 5 =			
	2歳児	3号		÷ 5 =		人		÷ 6 =			
	3歳児	2号		÷ 15 =		人		÷ ※			
	4歳以上児	2号		÷ 24 =		人		÷ ※			
	小計					人		※1 国基準の保育教諭 数から転記してください。		人	小数点以下 四捨五入

＜1歳児配置改善加算を取得しない場合＞

区分	年齢区分	認定 区分	在園児 数合計	横浜市基準の保育教諭配置 (小数点第2位 以下切捨て)			国基準の保育教諭配置 (小数点第2位 以下切捨て)			差引必要保育教諭数	
横 浜 市 の 基 準 に よ る 保 育 教 諭 配 置	0歳児	3号		÷ 3 =		人		÷ 3 =			
	1歳児	3号		÷ 4 =		人		÷ 6 =			
	2歳児	3号		÷ 5 =		人				人	
	3歳児	2号		÷ 15 =		人		÷ ※		人	
	4歳以上児	2号		÷ 24 =		人		÷ ※		人	
	小計					人		※1 国基準の保育教諭 数から転記してください。		人	小数点以下 四捨五入

差引必要保育教諭数			人
※ 差引必要保育教諭数を新計算法で計算結果と旧計算方法で算出した結果を比較して小さい値を採用			
外国人児童保育事業助成(1人) (定員に対する外国人児童の割合が40%以上)			人
延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)			人
合 計			人

3 請求月初日の職員の雇用状況

＜職員の記入について＞

- ・保育教諭数には派遣職員は含まれますが、施設長は含めません。
- ・一時保育を専任担当する保育教諭(事業担当保育教諭)及び預かり保育を専任担当する保育教諭・幼稚園教諭は雇用状況表には載せられません。
- ・(一時保育事業の一般型を実施している場合)一時保育事業に従事している時間は除きます。
- ・0歳児を4人以上を入所させる(もしくは0歳児の定員が4名以上設定されている)幼保連携型認定こども園については、保健師、看護師又は准看護師160時間以内で保育教諭として雇用状況表に記載されます。(令和6年度まで)

第2号様式の3(認定こども園)	レコード番号	施設・事業所番号	施設・事業所所在区
-----------------	--------	----------	-----------

詳細は、令和5年3月 30 日付 こ保運第 2125 号「認定こども園における看護師等の配置特例の要件見直しに係る留意事項について(通知)」をご覧ください。
(「10 看護職員雇用加算」に再掲されている看護職が複数いて合計時間数が160時間を超えていても、
「3 請求月初日の職員の雇用状況②月160時間未満勤務の保育教諭等(有資格)」に掲載できる時間数は160時間以内とします。)

①園長(施設長)

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
(登録番号:)				

・「② 月 160 時間未満勤務の保育教諭等(有資格)」及び「③ 月 160 時間以上勤務の保育教諭等(有資格)」欄には、ローテーション保育教諭雇用費対象職員を除く「市の配置基準の必要保育教諭並びに国及び市のその他の加算保育教諭」を記載してください。具体的には次の保育教諭等を記載してください。

(2) 「外国人児童保育事業助成」及び「延長保育実施加算」対象の保育教諭。特定の職員を配置していない場合、任意の職員

(3) (1)(2)の保育教諭を記載しても、下記対象者保育教諭数「a+b」が、必要保育教諭数「P」を下回る場合、月 160 時間以上勤務の保育教諭

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年 月 日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
	幼稚園教諭免許状・保育士証等登録番号					有無	他施設・事業名
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有	
						☐ 無	

② 月160時間未満勤務の保育教諭(有資格)

前頁から

☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()						☐ 有 ☐ 無	
			合計		人	合計労働時間数 ①	

③ 月160時間以上勤務の保育教諭(有資格)

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日
	幼稚園教諭免許状登録番号			幼稚園教諭免許状登録番号	
	保育士証等登録番号			保育士証等登録番号	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 ☐ ()		

次頁へ続く

③ 月160時間以上勤務の保育教諭(有資格)

[前頁から](#)

[illegible]

月160時間以上勤務保育教諭数		a 人
-----------------	--	--------

↑雇用契約上で週40時間を基本とする勤務

月160時間未満勤務保育教諭数	人	月160時間未満勤務保育教諭の合計労働時間数	① 時間	月160時間未満勤務保育教諭の常勤換算後人数	①÷160時間	b 人	b小数点以下 切り捨て
-----------------	---	------------------------	---------	------------------------	---------	--------	----------------

↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

常勤換算後 保育教諭数 ※教育補助者除く		a + b 人
※教育補助者含む		人
対象保育教諭数(※) ※教育補助者除く		人

(※)チーム保育加配加算端数処理補正後

左の数字が大きいかご確認ください。

教育補助者含む対象保育士数	必要保育士数 (国基準)	教育補助者含む対象保育士数	必要保育士数 (市基準)
	≥		≥

④ 幼稚園教諭の免許を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者(有資格)

資格 チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 幼稚園教諭					
常勤換算換算後の教育補助者人数計					人

4 ローテーション保育教諭雇用費

- <ローテーション保育教諭雇用費対象職員の記入について>
- ・ローテーション保育教諭は、市の配置基準の必要保育教諭並びに国及び市のその他の加算保育教諭に加えて配置する保育教諭です。
 - ・1で記載した保育教諭以外の保育教諭を記載します。(同一の保育教諭について1と2で時間が重複しない場合は記載可能です。)

・請求月初日のローテーション保育教諭雇用費の対象保育教諭(有資格)の雇用状況

①月160時間未満勤務の保育教諭等(有資格)

資格 チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	A区分対象 の該当 ②ア・イ・ウ	他施設・事業への勤務の有無	
	保育士証等登録番号						有無	他施設・事業名
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 □()						無	☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 □()						無	☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 □()						無	☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 □()						無	☐ 有 ☐ 無	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 □()						無	☐ 有 ☐ 無	
						A区分時間数		時間
						B区分時間数		時間

② 月160時間以上勤務の保育教諭等(有資格)

資格 チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日
	保育士証等登録番号			保育士証等登録番号	
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 □()			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 □()		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 □()			☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 □()		
☐ 幼稚園教諭 ☐ 保育士 □()				A区分時間数	時間

A区分合計時間数		時間
B区分合計時間数		時間

(ア)A区分保育教諭数 (端数処理前)		人	(イ)A区分保育教諭数 (端数処理後)		人
(ウ)B区分保育教諭数 (端数処理前)		人	(エ)B区分保育教諭数 (端数処理後)		人
端数切捨て分 (ア-イ+ウ-エ) (端数処理前)		人	(オ)端数切捨て分 (ア-イ+ウ-エ) (端数処理後)		人

上限人数		人
------	--	---

A区分保育教諭数(イ)		人	B区分保育教諭数(エ+オ)		人
-------------	--	---	---------------	--	---

5 保育士育成促進費

＜保育士育成促進費の記入について＞
・1か月あたり120時間以上の勤務を契約している者（複数人での合計時間を含む。）を記載してください。

・請求月初日の保育士育成促進費の対象保育士（有資格）の雇用状況

氏 名		現施設 雇用開始 年月日	保育士資格取得前の直近3か月の保育 補助者としての勤務時間		1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
保育士証等登録番号	保育士証等登録日						
			保育士資格取得前1か月	時間			
			保育士資格取得前2か月				
			保育士資格取得前3か月				
			保育士資格取得前1か月	時間			
			保育士資格取得前2か月				
			保育士資格取得前3か月				
						合計労働 時間数	

6 副園長・教頭設置加算

＜副園長・教頭設置加算について＞
・請求月初日の副園長・教頭の設置状況
・1か月あたり120時間以上の勤務を契約している者を記載してください。
・保育教諭の資格を有している場合には「3 請求月初日の職員の雇用状況」②か③の対象職員として記載可能です。
・請求月初日の副園長・教頭の設置状況

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
登録番号:				

7 請求月初日の調理員の雇用状況

(自施設の職員が調理している場合のみ記入)

①月160時間未満勤務の調理員

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
	合計		人	合計労働時間数②	

②月160時間以上勤務の調理員

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日
	登録番号			登録番号	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:	
合 計					人

8 栄養管理加算

・請求月初日の調理員数 ※「7 請求月初日の調理員の雇用状況」に記載の調理員数

月160時間以上勤務調理員数	x	人	月160時間未満勤務調理員数	人	月160時間未満勤務調理員の合計労働時間数	②	時間	月160時間未満勤務調理員の常勤換算後人数	②÷160時間	y	人	y小数点第2位以下切り捨て
↑ 雇用契約で週40時間を基本とする勤務			↑ 雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象									

常勤換算後の調理員数 ※栄養管理加算の対象となる職員を除く	x+y	人
----------------------------------	-----	---

・請求月初日の栄養士等の雇用状況

(栄養管理業務を外部委託している場合を除く)

- ☐ ア 配置
- ☐ イ 兼務
- ☐ ウ 嘱託
- ☐ なし(栄養管理業務を外部委託)
- ☐ なし(栄養士等を雇用していない場合)
- 【配置】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等
- 【兼務】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等
- 【嘱託】 法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。

<上記選択肢について>

- 「ア【配置】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等」について
- ・当欄に記載する場合、以下A・B・Cのいずれかに該当することを確認してください。
 - A: 給食実施加算で「施設内調理」の区分を選択した場合は、別途雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること(基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員(調理員を含む。)が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合を除く)。
 - B: 給食実施加算で「外部搬入」の区分を選択し、かつ「7 請求月初日の調理業務の実施体制」【2・3号】で「自施設の職員が調理している」を選択した場合は、「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数と回数もしくは上回り、さらに雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること(基本分単価に含まれる調理員:2・3号の利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人以上は2.5人)。
 - C: 給食実施加算で「外部搬入」の区分を選択し、かつ「7 請求月初日の調理業務の実施体制」【2・3号】で「調理業務を全部委託している」を選択した場合は、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。
- 「イ【兼務】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等」について
- ・当欄に記載する場合、以下A・B・Cのいずれかに該当することを確認してください。
 - A: 給食実施加算で「施設内調理」の区分を選択した場合は、基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員(調理員を含む。)が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務していること。
 - B: 給食実施加算で「外部搬入」の区分を選択し、かつ「7 請求月初日の調理業務の実施体制」【2・3号】で「自施設の職員が調理している」を選択した場合は、「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数を下回る場合、もしくは基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう(基本分単価に含まれる調理員:2・3号の利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人以上は2.5人)。
 - C: 給食実施加算で「外部搬入」の区分を選択し、かつ「7 請求月初日の調理業務の実施体制」【2・3号】で「調理業務を全部委託している」を選択した場合は、基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
栄養士等登録番号:				

＜食育推進助成②の記入について＞

- ・「8 栄養管理加算」に記載の栄養士等に加えて、更に雇用している1か月あたり所定労働時間120時間以上の栄養士等

※栄養士等格付け上限人数		人
--------------	--	---

＜看護職員雇用加算の記入について＞

- ・月160時間、120時間、80時間または40時間以上の勤務の看護師、保健師、助産師、准看護師を記載してください。

- ・請求月初日の看護職員の雇用状況(再掲可)

合計労働
時間数

別紙参照。

＜保育補助者雇用経費の記入について＞

- ・保育補助者等として雇用している職員は労働時間数に関わらず、全員記載してください。

- ・請求月初日の保育補助者等の雇用状況

合計労働時間数

13 療育支援加算

<療育支援加算の記入について>

・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

・主幹保育教諭等を補助する者の雇用状況

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

14 講師配置加算及び指導充実加配加算

・非常勤講師の雇用状況

ア 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員数を超えて配置している非常勤講師(講師配置加算分)

<上記アの記入について>

・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

(1号認定子どもの利用定員が35人以下又は121人以上の施設に限る)

資格 チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	幼稚園教諭免許状・保育士証等登録番号				
☐ 幼稚園教諭					
☐ 保育士					

イ 講師配置加算の非常勤講師を配置した上で、別途配置している非常勤講師(指導充実加配加算分)

<上記イの記入について>

・1か月あたり60時間以上の勤務を契約している者を記載してください。

(1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が271人以上の施設に限る)

資格 チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	幼稚園教諭免許状・保育士証等登録番号				
☐ 幼稚園教諭					
☐ 保育士					

15 事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算

①基本分単価に含まれる事務職員及び非常勤事務職員の配置状況(入力必須)

☐専従の事務職員(本部職員含む)を配置 ※②ア、イ記入(⇒事務職員配置加算) 又は ア、イ、ウ記入(⇒事務負担対応加配加算)

☐施設長等の職員が兼務 ※②ア記入不要、イ記入(⇒事務職員配置加算) 又は イ、ウ記入(⇒事務負担対応加配加算)

☐業務委託 ※②ア記入不要、イ記入(⇒事務職員配置加算) 又は イ、ウ記入(⇒事務負担対応加配加算)

②事務職員及び非常勤事務職員の雇用状況

ア 専従の事務職員及び非常勤事務職員がいる場合記入(基本分単価分)

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

イ 別途配置している非常勤事務職員の雇用状況(事務職員配置加算分)

・1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

ウ 別途配置している非常勤事務職員の雇用状況(事務負担対応加配加算分)

・1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること。

・認定こども園全体の利用定員が271人以上の場合、以下に記入できます。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

※保育支援者として雇用・配置している職員は労働時間数に関わらず、全員記載してください。

(雇用契約等により配置(派遣職員を含む))している場合のみ記入)

・業務内容で「事務」を選択する場合、以下のAとBに該当することを確認してください。

A:基本分単価に含まれる事務職員に加え、別途保育支援者を配置していること

B:「事務職員配置加算」、「事務負担対応加配加算」、「保育者業務支援事業費助成」の順に記載すること。

合計人数	
	人

(業務委託の場合のみ記入)

・業務内容で「事務」を選択する場合、以下のAとBに該当することを確認しました。

A:基本分単価に含まれる事務職員に加え、別途保育支援者を配置していること。

B:委託期間内であっても、業務の履行がない月は助成の対象外となること。

合計人数	
	人

(ア)前月の対象経費(注)の実支出額の合計を入力してください

☐10万円以上

(イ) 10万円未満の場合対象経費の実支出額を記入

[illegible]

(注) 保育支援者を雇用するために必要な報酬、給料、職員手当等(処遇改善等加算による手当は除く)、賃金、報酬費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

役務費、委託料、使用料及び賃借料

17 スポット支援員配置助成

・請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況
（雇用契約等により配置（派遣職員を含む）している場合のみ記入）

<請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況の記入について>

・平成26年4月1日以降に配置された方のみ対象です。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
合計人数				
				人

・請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の業務委託状況
（業務委託の場合のみ記入）

委託先	従事者数	現施設 配置開始 年月日	合計人数
	人		
	人		人

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
		施設名		事務担当者	
				連絡先	

令和 年度 月 分 雇 用 状 況 表

- ＜雇用状況表全体について＞
- ・当月1日時点の職員及び児童の状況を記載します。なお、当月途中で雇用開始する職員も1日時点のシフトに含まれる場合は雇用状況表に記載可能です。
 - ・当月1日時点で把握している産休・育休及び病休の期間を除いて記載します。
 - ・原則、各加算項目対象欄において氏名は重複できません。

- ＜雇用状況表内全ての「1日の労働時間数(a)」について＞
- ・1日の労働時間数は小数点第2位まで記載します(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.50」で記載)。
なお、1日の労働時間数が固定されていない場合には、当欄の記入不要です。
 - ・休憩時間は除きます。

- ＜勤務時間が不規則な場合の記載について＞
- ・1か月の合計労働時間を「1日の労働時間数(a)」に記入し、「1か月の勤務日数(b)」に「1」を記入してください。
(例)1か月100時間の場合
1日の労働時間数(a):100
1か月の勤務日数(b):1

1 基準の保育従事者数

- ＜利用定員と在籍児数の入力について＞
- ・当月1日時点の利用定員と在籍児数を記載します。
 - ・障害児保育加算が適用になる場合、年齢区分に関係なく、「障害児数」に記載します。
 - ・横浜市基準による保育従事者配置(cの算出)について、以下ア、イに該当します。
ア:在籍児童数は市内・市外児童数に分けて人数を記載すること。
イ:原則複数体制とするため、基準保育従事者数は、児童数に関わらず、2人とする。
→ 児童が4人以上の場合は必ず(a + b ≥ c)となること。
 - ・その他加算による保育従事者配置(d～hの記入)について、以下ア～エに該当します。
ア:開所時間が11時間を超えており、対象保育従事者数から(c)を引いた数が1以上となる場合((a + b) - c ≥ 1)は、d欄に人数(1人)を計上すること。
イ:基準保育従事者数の合計(e)は必ず対象保育従事者数以下となること(a + b ≥ e)。
ウ:補助員雇用費(h)の請求にあたっては、家庭的保育補助者(補助員)雇用状況報告書を添付すること。
エ:家庭的保育補助者雇用時間数(実績)(f)には、家庭的保育補助者(補助員)雇用状況報告書の「雇用時間合計※」を転記すること。

区 分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児数		基準保育従事者数		
			市内児童	市外児童	合計		
横 保 浜 市 従 事 者 基 準 配 置 に よ る	0歳児	人	人	人	※児童数に関わらず、原則複数体制の配置とすること		
	1・2歳児	人	人	人			
	小計	人	人	人	人	※	人 c
	障害児保育加算適用確認 (公定価格) ☒ チェック		※入所児童数が2人以下の場合は、障害児が何人であっても(c)が2人であれば加算の適用になります。 ※入所児童数が3人で、障害児が1人の場合も(c)が2人であれば加算の適用になります。 ※入所児童数が3人で、障害児が2人以上の場合は、(c)が3人であれば加算の適用になります。 ※入所児童数が4人の場合は、障害児数が何人であっても(c)が3人であれば加算の適用になります。 ※入所児童数が5人で、障害児数が3人以下の場合は、(c)が3人であれば加算の適用になります。障害児数が4人以上の場合は、(c)が4人であれば加算の適用になります。				
	障害児数						
		人					
その 他 加 算 の 従 事 者	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)					人 d	
合 計 (c+d)						人 e	※ a + b ≥ e

家庭的保育者の資格保有者加算適用の有無 (家庭的保育者に保育士資格、看護師又は准看護師免許がある場合に適用)	☐ 有 ☐ 無
家庭的保育補助者加算適用の有無	☐ 有 ☐ 無
家庭的保育補助者雇用時間数(実績)	時間 f
家庭的保育補助者加算額(公定価格請求額(処遇改善等加算を除く))	円 g
補助員雇用費請求額(f×単価-g)	円 h

2 保育従事者の雇用状況

① 家庭的保育者

資格 チェック	氏 名
	保育士証等登録番号
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし	

② 家庭的保育補助者

＜家庭的保育補助者の記入について＞

- ・派遣保育士がいる場合、保育士として記載します。
- ・家庭的保育者とは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第23条第2項において規定されている者をいう。
- ・家庭的保育補助者とは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第23条第3項において規定されている者をいう。
- ・1か月の労働時間数は、家庭的保育補助者(補助員)雇用状況報告書の時間数と同じ時間数です。
- ・基礎研修等受講修了日(実習含む)の翌日より労働時間数に算定します。

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	基礎研修等 受講修了日	1か月の 労働時間数 (休憩除く)	他施設・事業への勤務 の有無	
	保育士証等登録番号				有無	他施設・事業名
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ 幼稚園教諭 ☐ なし					☐ 有 ☐ 無	
		合計	人	合計労働時間数 ①		

家庭の保育者		a人	家庭の保育補助者数		人	家庭の保育補助者の合計労働時間数(6号様式小計①)		①	家庭の保育補助者の常勤換算後人数	$\frac{①}{160 \text{時間}}$ b人	b小数点以下切り捨て
--------	--	----	-----------	--	---	---------------------------	--	---	------------------	------------------------------	------------

左の数字が大きいかご確認ください。

対象保育従事者数		a+b人	$\geq$		e人
----------	--	------	--------	--	----

3 請求月初日の調理員の雇用状況

(自施設の職員が調理している場合のみ記入)

※「4 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし					
栄養士等登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし					
栄養士等登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし					
栄養士等登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし					
栄養士等登録番号:					
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし					
栄養士等登録番号:					
合計		人	合計労働時間数②		

4 栄養管理加算

・請求月初日の調理員数

※「3 請求月初日の調理員の雇用状況」に記載の調理員数

調理員数		人	調理員の 合計労働時 間数	② 時間	常勤換算後の 調理員数 ※栄養管理加算 の対象となる職員 を除く	$\frac{②}{160 \text{時間}}$ y人	y小数点第 2位以下切 り捨て
------	--	---	---------------------	---------	--	------------------------------	-----------------------

↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

・請求月初日の栄養士等の雇用状況

※「3 請求月初日の調理員の雇用状況」に記載されている職員と重複不可

(栄養管理業務を外部委託している場合を除く)

- | | |
|---|---|
| ☐ ア 配置 | 【配置】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等 |
| ☐ イ 兼務 | 【兼務】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等 |
| ☐ ウ 嘱託 | 【嘱託】 法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。 |
| ☐ なし(栄養管理業務を外部委託) | |
| ☐ なし(栄養士等を雇用していない場合) | |

<上記選択肢について>

「ア【配置】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等」について

・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当します。

A: 自施設の職員が調理している場合、「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数と同数もしくは上回り、さらに雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。(基本分単価に含まれる調理員:利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人以上は2.5人)

B: 調理業務を全部委託している場合、別途、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。

「イ【兼務】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等」について

・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当します。

A: 「常勤換算後の調理員数」(y)が基本分単価に含まれる調理員数を下回る。
(基本分単価に含まれる調理員:非常勤調理員等(0.5人))

B: 他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a)(休 憩除く)	1か月の勤務日数(又 は週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
栄養士等登録番号:				

5 医療的ケア対応看護師雇用費

・請求月初日の看護職員の雇用状況
別紙参照。

6 保育士等雇用対策費

(4～6月のみ(年度途中開所は初めの3か月のみ))

＜保育士等雇用対策費の記入について＞

- ・令和7年度までの間に限り、横浜市の基準による利用定員人数の職員配置基準及びその他加算の配置基準を満たしており、利用児童数が利用定員を下回る場合に家庭の保育補助者を継続して確保するための経費として支給されます。
- ・第1四半期各月初日(年度途中開所施設においては、開所月を含む3か月の初日)に、利用児童数が利用定員数を下回った場合に支給されます。
- ・支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における基本分単価(保育短時間認定)を乗じた額の2分の1です。

☐ 年度途中に開所しました 月開所(年度途中開所の場合は選択)

①支給要件確認

(全てを満たすこと)

※該当項目の□にチェックを入れてください

- ☐ 利用定員分の職員配置の合計(j)は必ず対象保育従事者数以下となること(a + b ≥ j)。
- ☐ 月初に空き定員があること(年齢区分ごとではなく、全体の利用定員の中での空き定員とします)
- ☐ その他加算の助成(②d欄)が受けられる場合には人数を計上していること

②利用定員分の職員配置を計算

	年齢区分	利用定員 ア		基準保育従事者数 (小数点第2位以下切捨て)	月初の利用児童数 イ		差引人数 ウ (ア-イ)		公定価格基本分単価 (1、2歳児保育短時間) エ	保育士等雇用対策費計 ウ×エ×1/2
横浜市の保育従事者配置による	0歳児		人	※児童数に関わらず、原則複数体制の配置とすること		人		人		
	1・2歳児		人			人		人		
	計		人			人	人	人		
その他の加算者	延長保育実施加算 (開所時間が11時間超)			人 d						
合計 (i+d)			人 j							

7 スポット支援員配置助成

・請求月初日の保育支援者(スポット支援員)の雇用状況

(雇用契約等により配置(派遣職員を含む)している場合のみ記入)

＜請求月初日の保育支援者(スポット支援員)の雇用状況の記入について＞

・平成26年4月1日以降に配置された方のみ対象です。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
合計人数				
				人

・請求月初日の保育支援者(スポット支援員)の業務委託状況

(業務委託の場合のみ記入)

委託先	従事者数	現施設 配置開始 年月日	合計人数
	人		
	人		人

第2号様式の6(小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業)

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
		施設名		事務担当者	
				連絡先	

令和 年度 月 分 雇 用 状 況 表

＜雇用状況表全体について＞

- ・当月1日時点の職員及び児童の状況を記載します。なお、**当月途中で雇用開始する職員も1日時点のシフトに含まれる場合は雇用状況表に記載可能**です。
- ・当月1日時点で把握している**産休・育休及び病休の期間を除いて記載**します。
- ・原則、各加算項目対象欄において**氏名は重複できません**。

＜雇用状況表内全ての「1日の労働時間数(a)」について＞

- ・1日の労働時間数は小数点第2位まで記載します(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.50」で記載)。
なお、1日の労働時間数が固定されていない場合には、当欄の記入不要です。
- ・休憩時間は除きます。

＜勤務時間が不規則な場合の入力について＞

- ・1か月の合計労働時間を「1日の労働時間数(a)」に入力し、「1か月の勤務日数(b)」に「1」を入力してください。

(例) 1か月100時間の場合

1日の労働時間数(a):100

1か月の勤務日数(b):1

1 基準の保育従事者数

＜利用定員と在籍児数の入力について＞

- ・当月1日時点の利用定員と在籍児数を記載してください。
- ・障害児保育加算が適用になる場合、年齢区分に関係なく、「うち障害児数」に記載してください。

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児数						基準保育従事者数			
			市内児童		市外児童		合計	(小数点第2位以下切捨て)				
			標準	短時間	標準	短時間						
横浜市 の 基 準 に よ る 配 置	0歳児	人			人			人		÷ 3 =	人	
	1歳児配置改善加算ありの場合											
	1歳児	人			人			人		÷ 5 =	人	
	2歳児	人			人			人		÷ 6 =	人	
	1歳児配置改善加算なしの場合											
	1・2歳児	人			人			人		÷ 6 =	人	
	3歳児	人			人			人		÷ 15 =	人	
	4歳以上児	人			人			人		÷ 30 =	人	
	障害児				人			人		÷ 2 =	人	
	小計(1)	人			人			人		※	人	
	小計(2)	・小計(1)の従事者数に1を加えた数										人
	保育標準時間認定対応非常勤保育従事者(0.5人)											人
小計											人	
その他 加算	安全な保育を実施するための職員雇用費(0.5人)											人
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)											人
合 計											人	

※小数点以下

＜小規模保育事業B型＞ 横浜市の基準による保育従事者配置における必要保育士数	人
---	---

※小数点以下切り上げ

＜小規模保育事業B型＞ 保育士比率向上加算適用の有無	☐ 有 ☐ 無
-------------------------------	---

＜小規模保育事業B型＞ 保育士比率向上加算適用の場合の必要保育士数	※ 人
--------------------------------------	----------

※小数点以下切り上げ

2 請求月初日の職員の雇用状況

<請求月初日の職員の雇用状況の入力について>

- ・派遣の保育従事者等がある場合、②もしくは③に記載しています。
- ・管理者を②もしくは③の欄に記載する場合、「管理者を配置していない場合の調整項目」が適用となることを確認してください。
- ・保健師、看護師又は准看護師を160時間以内で保育士とみなすことができることを確認してください。

① 管理者

資格 チェック	氏 名	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又 は週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	保育士証等登録番号			
☐ 保育士 ☐ その他 ()				
委託費からの給与支出	適用年月日	児童福祉事業従事期間及び従事内容		
☐ 有 ☐ 無				

② 月160時間未満勤務の保育従事者

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
	保育士証等登録番号 基礎研修等受講修了日(※資 格なしの場合)					有無	他施設・事業名
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	

次頁へ続く

② 月160時間未満勤務の保育従事者

前頁から

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
	保育士証等登録番号					有無	他施設・事業名
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし						☐ 有 ☐ 無	
合 計			人	合計労働時間数 ①			
(うち保育士数)			人	(うち保育士労働時間数)②			

③ 月160時間以上勤務の保育従事者

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日
	保育士証等登録番号 基礎研修等受講修了日(※資 格なしの場合)			保育士証等登録番号 基礎研修等受講修了日(※ 資格なしの場合)	
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし ※			☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし ※		
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし ※			☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし ※		
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし ※			☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし ※		
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし ※			☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし ※		
☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし ※			☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし ※		
合計			人	(うち保育士数)	人

<小規模保育事業A型・小規模型事業所内保育事業A型>

月160時間以上勤務保育従事者数		a人	月160時間未満勤務保育従事者数		人	月160時間未満勤務保育従事者の合計労働時間数	①	月160時間未満勤務保育従事者の常勤換算後人数	①÷160時間	b人

↑雇用契約で週40時間の所定労働時間
を基本とする勤務

↑雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

左の数字が大きいかご確認ください。

基準保育従事者数小計

対象保育従事者数

a+b人

≥

基準保育従事者数合計

対象保育従事者数

a+b人

≥

<小規模保育事業B型>

月160時間以上勤務保育従事者数		a人	月160時間未満勤務保育従事者数		人	月160時間未満勤務保育従事者の合計労働時間数	①	月160時間未満勤務保育従事者の常勤換算後人数	①÷160時間	b人
(うち保育士数)		人	(うち保育士数)		人	(うち保育士の合計労働時間数)	②	(うち保育士の常勤換算後人数)	②÷160時間	人

↑雇用契約で週40時間の所定労働時間
を基本とする勤務

↑雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

左の数字が大きいかご確認ください。

基準保育従事者数小計

対象保育従事者数

a+b人

≥

基準保育従事者数合計

対象保育従事者数

a+b人

≥

横浜市基準による保育従事者配置における必要保育士数

対象保育士数

人

≥

横浜市基準による保育従事者配置における必要保育士数

対象保育士数

人

≥

保育士比率向上加算適用の場合の必要保育士数

対象保育士数

人

≥

3 請求月初日の調理員の雇用状況

(自施設の職員が調理している場合のみ記入)

※「4 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可

①月160時間未満勤務の調理員

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
合計		人	合計労働時間数②		

②月160時間以上勤務の調理員

資格 チェック	氏 名 登録番号	現施設 雇用開始 年月日	資格 チェック	氏 名 登録番号	現施設 雇用開始 年月日
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号:	
			合 計		人

4 栄養管理加算

・請求月初日の調理員数

月160時間以上勤務 調理員数	x 人	月160時 間未満勤 務調理員 数	人	月160時間未満 勤務調理員の合 計労働時間数	② 時間	月160時間未満 勤務調理員の 常勤換算後人 数	②÷160時間 y 人
--------------------	--------	----------------------------	---	-------------------------------	---------	-----------------------------------	----------------

↑ 雇用契約で週40時間を基本とする勤務

↑ 雇用契約で1日の契約労働時間及び
週の勤務回数が明確に記載されている
場合のみ対象

y 小数点第2位以下切り捨て

常勤換算後の 調理員数 ※栄養管理加算の対象となる職員を除く	x+y 人
--------------------------------------	----------

・請求月初日の栄養士等の雇用状況

(栄養管理業務を外部委託している場合を除く)

- ☐ ア 配置
- ☐ イ 兼務
- ☐ ウ 嘱託
- ☐ なし(栄養管理業務を外部委託)
- ☐ なし(栄養士等を雇用していない場合)
- 【配置】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等(x+y≧0.5)
- 【兼務】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等(x+y<0.5)
- 【嘱託】 法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。

<上記選択肢について>

「ア【配置】」について

・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。

- A: 自施設の職員が調理している場合、「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数と同数もしくは上回り、さらに雇用契約等により
本加算に係る栄養士等を配置していること。(基本分単価に含まれる調理員:利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人以上は2.1人)
- B: 調理業務を全部委託している場合、別途、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。

「イ【兼務】」について

・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。

- A: 「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数を下回る。
(基本分単価に含まれる調理員:利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人以上は2.1人)
- B: 他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
登録番号:				

5 看護職員雇用加算

＜看護職員雇用加算の記入について＞

- ・「2 請求月初日の職員の雇用状況②または③」に記載の看護師、保健師又は准看護師がいる場合は、看護職員雇用加算の対象職員として再掲可能です。
- ・月160時間、120時間、80時間または40時間以上の勤務の看護師、保健師、助産師、准看護師を記載してください。

・請求月初日の看護職の雇用状況(再掲可)

資格チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 看護職員					
	登録番号:				
☐ 看護職員					
	登録番号:				
☐ 看護職員					
	登録番号:				
				合計労働 時間数	

6 医療的ケア対応看護師雇用費

- ・請求月初日の看護職員の雇用状況
別紙参照。

7 保育士等雇用対策費

(4～6月のみ(年度途中開所は初めの3か月のみ))

- ☐ 年度途中に開所しました 月開所(年度途中開所の場合は選択)

①支給要件確認(全てを満たすこと)※該当項目の□にチェックを入れてください

- ☐ 利用定員分の職員配置の合計は必ず対象保育士数(小規模保育事業B型の場合、対象保育従事者数)以下となること
- ☐ (小規模保育事業B型の場合)利用定員分の必要保育士数は必ず対象保育士数以下となること
- ☐ 月初に空き定員があること(年齢区分ごとではなく、全体の利用定員の中での空き定員とします)
- ☐ その他加算の助成が受けられる場合には人数を計上していること

②利用定員分の職員配置を計算

	年齢区分	利用定員 ア ※事業所内保育事業の場合は (うち地域枠 ア')	基準保育士数 (小数点第2位以下切捨て)	月初の利用児童数 イ ※事業所内保育事業の場合は は地域枠の入所児童数	差引人数 ウ (ア-イ) ※事業所内保育事業の場合は (ア' -イ)	公定価格基本分 単価 (1、2歳児保育短 時間) エ	保育士等 雇用対策費計 ウ×エ×1/2
横浜市の基準による配置	0歳児	人 (人)	÷ 3 = 人	人 (人)	人 (人)		
	1・2歳児	人 (人)	÷ 6 = 人	人 (人)	人 (人)		
	3歳児	人 (人)	÷ 15 = 人	人 (人)	人 (人)		
	4歳以上児	人 (人)	÷ 30 = 人	人 (人)	人 (人)		
	障害児	人		人	人		
	小計(1)	人 (人)	※小数点以下四捨五入	人 (人)	人 (人)	()	()
	小計(2)	・小計(1)の保育士数に1を加えた数					
	<小規模保育事業B型> 必要保育士数		※小数点以下切り上げ				
	保育標準時間認定対応非常勤保育従事者(0.5人)						
	小計						
その他加算	安全な保育を実施するための職員雇用費(0.5人)						
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)						
合計							
<小規模保育事業B型> 横浜市の基準による保育従事者配置における必要保育士数							

8 スポット支援員配置助成

- ・請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況
（雇用契約等により配置（派遣職員を含む）している場合のみ記入）
<請求月初日の保育支援者（スポット支援員）の雇用状況の記入について>
・平成26年4月1日以降に配置された方のみ対象です。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は週の 勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
				合計人数
				人

- ・請求月初日の保育支援者(スポット支援員)の業務委託状況
(業務委託の場合のみ記入)

委託先	従事者数		現施設 配置開始 年月日	合計人数	
		人			
		人			人

第2号様式の7(小規模保育事業C型用)

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
		施設名		事務担当者	
				連絡先	

令和 年度 月 分 雇 用 状 況 表

- ＜雇用状況表全体について＞
- ・当月1日時点の職員及び児童の状況を記載します。なお、**当月途中で雇用開始する職員も1日時点のシフトに含まれる場合は雇用状況表に記載可能**です。
 - ・当月1日時点で把握している**産休・育休及び病休の期間を除いて記載**します。
 - ・原則、各加算項目対象欄において**氏名は重複できません**。

- ＜雇用状況表内全ての「1日の労働時間数(a)」について＞
- ・1日の労働時間数は小数点第2位まで記載します(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.50」で記載)。
なお、1日の労働時間数が固定されていない場合には、当欄の記入不要です。
 - ・休憩時間は除きます。
- ＜勤務時間が不規則な場合の記載について＞
- ・1か月の合計労働時間を「1日の労働時間数(a)」に記入し、「1か月の勤務日数(b)」に「1」を記入してください。
- (例) 1か月100時間の場合
- 1日の労働時間数(a): 100
1か月の勤務日数(b): 1

1 基準の保育従事者数

- ＜利用定員と在籍児数の入力について＞
- ・当月1日時点の利用定員と在籍児数を記載してください。
 - ・障害児保育加算が適用になる場合、年齢区分に関係なく、「うち障害児数」に記載してください。
 - ・「延長保育実施加算(1人)」に「1」を記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。
A: 補助員雇用費の要件を満たすので、「補助員雇用費(0.5人)」に「0.5人」を記載した。
B: 補助員雇用費の要件を満たさないので、「補助員雇用費(0.5人)」に「0人」を記載した。

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児数						基準保育従事者数			
			市内児童			市外児童			合計			
			標準	短時間		標準	短時間					
横浜市の基準に配置による保育従事者	0歳児	人			人			人		【配置基準】3:1 (家庭的保育補助者を配置する場合5:2)		
	1・2歳児	人			人			人				
	3歳児	人			人			人				
	4歳以上児	人			人			人				
	小計(1)		人			人			人		人	
	うち障害児				人			人		×0.3=		人
	小計(2)(g+h)								※			人
	保育標準時間認定対応非常勤保育従事者(0.5人)											人
小計(i~j)											人	
その他加算	補助員雇用費(0.5人)											人
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)											人
合 計 (k~m)											人	

必要家庭的保育者数 (在籍児数5人までは最低1人、在籍児数6人～10人までは最低2人)	人
家庭的保育者1名分加配加算適用の有無 (家庭的保育者が3人以上(c+d≥3)いる場合に適用)	☐ 有 ☐ 無
家庭的保育者の資格保有者加算適用の有無	☐ 有(1人) ☐ 有(2人以上) ☐ 無

2 請求月初日の職員の雇用状況

- ＜請求月初日の職員の雇用状況の入力について＞
- ・派遣の保育従事者等がある場合、②もしくは③に記載しています。
 - ・管理者を②もしくは③の欄に記載する場合、「管理者を配置していない場合の調整項目」が適用となることを確認してください。
 - ・保健師、看護師又は准看護師を160時間以内で保育士とみなすことができることを確認してください。

① 管理者

資格 チェック	氏 名		1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又 は週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	保育士証等登録番号				
☐ 保育士 ☐ その他					
委託費からの給与支出	適用年月日	児童福祉事業従事期間及び従事内容			
☐ 有 ☐ 無					

② 月160時間未満勤務の保育従事者

職種 チェック	資格 チェック	氏 名		現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無		
		保育士証等登録番号	基礎研修等受講修了日(※ 資格なしの場合)					有無	他施設・事業名	
☐ 家庭的保育者 ☐ 家庭的保育補助者	☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし							☐ 有 ☐ 無		
☐ 家庭的保育者 ☐ 家庭的保育補助者	☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし							☐ 有 ☐ 無		
☐ 家庭的保育者 ☐ 家庭的保育補助者	☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし							☐ 有 ☐ 無		
☐ 家庭的保育者 ☐ 家庭的保育補助者	☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし							☐ 有 ☐ 無		
☐ 家庭的保育者 ☐ 家庭的保育補助者	☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし							☐ 有 ☐ 無		
☐ 家庭的保育者 ☐ 家庭的保育補助者	☐ 保育士 ☐ 看護職員 ☐ なし							☐ 有 ☐ 無		
				合 計				人	合計労働時間数 ①	
				(うち家庭的保育者数)				人	(うち家庭的保育者労働時間数)②	
				(うち保育士又は看護師数)				人	(うち保育士又は看護師労働時間数)③	

③ 月160時間以上勤務の保育従事者

職種 チェック	資格 チェック	氏 名			現施設 雇用開始 年月日	職種 チェック	資格 チェック	氏 名			現施設 雇用開始 年月日
		保育士証等登録番号						保育士証等登録番号			
		基礎研修等受講修了日 (※資格なしの場合)						基礎研修等受講修了日 (※資格なしの場合)			
☐ 家庭的保育者 ☐ 家庭的保育補助者	☐ 保育士					☐ 家庭的保育者 ☐ 家庭的保育補助者	☐ 保育士				
	☐ 看護職員						☐ 看護職員				
	☐ なし ※						☐ なし ※				
☐ 家庭的保育者 ☐ 家庭的保育補助者	☐ 保育士					☐ 家庭的保育者 ☐ 家庭的保育補助者	☐ 保育士				
	☐ 看護職員						☐ 看護職員				
	☐ なし ※						☐ なし ※				
☐ 家庭的保育者 ☐ 家庭的保育補助者	☐ 保育士					☐ 家庭的保育者 ☐ 家庭的保育補助者	☐ 保育士				
	☐ 看護職員						☐ 看護職員				
	☐ なし ※						☐ なし ※				
		合計		人	(うち家庭的保育者数)		人	(うち保育士又は看護師数)		人	

月160時間以上勤務保育従事者数	a 人	月160時間未満勤務保育従事者数	人	月160時間未満勤務保育従事者の合計労働時間数	①	月160時間未満勤務保育従事者の常勤換算後人数	①÷160時間	b 人	b小数点第2位以下
(うち家庭的保育者数)	c 人	(うち家庭的保育者数)	人	(うち家庭的保育者の合計労働時間数)	②	(うち家庭的保育者の常勤換算後人数)	②÷160時間	d 人	d小数点以下切り捨て
(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者数)	e 人	(うち保育士数)	人	(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者の合計労働時間数)	③	(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者の常勤換算後人数)	③÷160時間	f 人	f小数点以下切り捨て

↑ 雇用契約で週40時間の所定労働時間
間を基本とする勤務

↑ 雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤務回数
が明確に記載されている場合のみ対象

左の数字が大きいかご確認ください。

対象保育 従事者数		a+b 人
対象保育士・ 看護師数		e+f 人

≧

	n 人
	p 人

対象家庭的 保育者数		c+d 人
---------------	--	----------

≧

	o 人
--	--------

3 請求月初日の調理員の雇用状況

(自施設の職員が調理している場合のみ記入)
※「4 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:				
合 計		人	合計労働時間数②		

資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	資格 チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	登録番号	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:	
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:		☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	栄養士等登録番号:	
合 計					人

4 栄養管理加算

・請求月初日の調理員数

月160時間以上勤務 調理員数		x 人	月160時間 未満勤務 調理員数		人	月160時間未満 勤務調理員の合 計労働時間数	②	時間	月160時間未満 勤務調理員の常 勤換算後人数	②÷160時間	y 人
--------------------	--	--------	------------------------	--	---	-------------------------------	---	----	-------------------------------	---------	--------

↑雇用契約で週40時間を基本とする勤務

↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

常勤換算後の 調理員数 ※栄養管理加算の対象となる職員を除く		x+y 人
--------------------------------------	--	----------

・請求月初日の栄養士等の雇用状況

(栄養管理業務を外部委託している場合を除く)

☐ ア 配置 【配置】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等(x+y≧0.5)

☐ イ 兼務 【兼務】 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等(x+y<0.5)

☐ ウ 嘱託 【嘱託】 法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。

☐ なし(栄養管理業務を外部委託)

☐ なし(栄養士等を雇用していない場合)

<上記選択肢について>

「ア【配置】」について

- ・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。
A:自施設の職員が調理している場合、「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数と同数もしくは上回り、さらに雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。(基本分単価に含まれる調理員:利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人以上は2.1人)
- B:調理業務を全部委託している場合、別途、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。

「イ【兼務】」について

- ・当欄に記載する場合、以下A・Bのいずれかに該当することを確認してください。
A:「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数を下回る。
(基本分単価に含まれる調理員:利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人以上は2.1人)
- B:他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
栄養士等登録番号:				

5 医療的ケア対応看護師雇用費

・請求月初日の看護職員の雇用状況
別紙参照。

6 保育士等雇用対策費

(4～6月のみ(年度途中開所は初めの3か月のみ))

☐ 年度途中に開所しました 月開所(年度途中開所の場合は選択)

①支給要件確認(全てを満たすこと)※該当項目の□にチェックを入れてください

- ☐ 利用定員分の職員配置の合計は必ず対象保育従事者数以下となること
- ☐ 利用定員分の必要保育士数は必ず対象保育指数以下となること
- ☐ 月初に空き定員があること(年齢区分ごとではなく、全体の利用定員の中での空き定員とします)
- ☐ その他加算の助成が受けられる場合には人数を計上していること

②利用定員分の職員配置を計算

	年齢区分	利用定員 ア ※事業所内保育事業の場合は (うち地域枠ア')	基準保育士数 (小数点第2位以下切捨て)	月初の利用児童数 イ ※事業所内保育事業の場合は 地域枠の人数児童数	差引人数 ウ (ア-イ)	公定価格基本分 単価 (1、2歳児保育短時間) エ	保育士等 雇用対策費計 ウ×エ×1/2
横浜 保育 市 従 事 者 準 配 に 置 く	0歳児		【配置基準】3:1 (家庭的保育補助者を配置する 場合5:2)	人	人		
	1・2歳児			人	人		
	3歳児			人	人		
	4歳以上児			人	人		
	計			人	人		
の そ 保 の 者 育 他 従 加 事 算	必要家庭的保育者数 (在籍児数5人までは最低1人、在籍児数6人～ 10人までは最低2人)		人				
	保育標準時間認定対応非常勤保育従事者(0.5人)		人				
	小計		人				
	補助員雇用費(0.5人)		人				
の そ 保 の 者 育 他 従 加 事 算	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)		人				
	合計		人				

7 スポット支援員配置助成

- ・請求月初日の保育支援者(スポット支援員)の雇用状況
(雇用契約等により配置(派遣職員を含む)している場合のみ記入)
<請求月初日の保育支援者(スポット支援員)の雇用状況の記入について>
・平成26年4月1日以降に配置された方のみ対象です。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は週の勤 務日数×4)(b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
合計人数				人

- ・請求月初日の保育支援者(スポット支援員)の業務委託状況
(業務委託の場合のみ記入)

委託先	従事者数	現施設 配置開始 年月日	合計人数
	人		
	人		人

第2号様式の8(居宅訪問型保育事業用)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
事業所名		事務担当者	
		連絡先	

年度 月 分 雇 用 状 況 表

※当月1日時点の職員及び児童の状況を記載すること。
※勤務実態が雇用契約の状況と異なることが事前に分かっている場合は、シフト表等における勤務予定をもとに記載すること。
※記載している「1か月の労働時間数」と実際の労働時間数に大幅な差異があることが判明した場合は、記載時間の修正及び過誤再請求を求める場合があります。
※当月1日時点で産休・育休及び病休となっている者については含めないこと。ただし、代替職員は含めてよい。
※雇用状況表に記載する職員は、原則、各加算項目対象欄において氏名の重複がないこと。

1 請求月初日の保育従事者数

月160時間以上勤務家庭的保育者数	a	人	月160時間未満勤務家庭的保育者数		人	月160時間未満勤務家庭的保育者の合計労働時間数	①	時間	月160時間未満勤務家庭的保育者の常勤換算後人数	①÷160時間	b	人	b小数点以下切り捨て
(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者数)	c	人	(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者数)		人	(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者の合計労働時間数)	②	時間	(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者の常勤換算後人数)	②÷160時間	d	人	d小数点以下切り捨て

↑雇用契約で週40時間の所定労働時間を基本とする勤務
↑雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

※上記の保育士資格又は看護師免許所有者数は家庭的保育者の内数とする。

※保育士とは児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。

※家庭的保育者とは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第23条第1項において規定されている者をいう。

対象家庭的保育者数	a+b	人
対象保育士・看護師数	c+d	人

2 基準の保育従事者数

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児童数			基準保育従事者数	
			市内児童	市外児童	合計		
保育基準に よる配置	0 歳 児	人	人	人	人	【配置基準】1:1	
	1・2 歳 児	人	人	人	人		
	合 計	人	人	人	人	人	e

※ a+b ≥ e

家庭的保育者の資格保有者加算適用の有無 (家庭的保育者に保育士資格、看護師又は准看護師免許がある場合に適用)	☐ 有 ☐ 無
必要保育士、看護師又は准看護師数	人 f

※ c+d ≥ f

【記入の注意】

注1) 基準による保育従事者配置(e)の算出にあたっての注意)

ア: 在籍児童数は市内・市外児童数に分けて人数を記載すること。

イ: 基準保育従事者数は、市内・市外児童数の合計により算出すること。 → 必ず (a+b ≥ e) となること。

注2) 必要保育士、看護師又は准看護師数(f)は必ず対象保育士・看護師数以下となること(c+d ≥ f)。

3 請求月初日の職員の雇用状況

① 月160時間未満勤務の家庭的保育者

※原則として雇用契約で労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。1日の労働時間数が固定されていない場合には、1か月の労働時間数のみ記載すること。

資格 ☑チェック	氏 名 保育士証等登録番号 基礎・認定研修等受講修了日	現事業所 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
						有無	他施設・事業名
保育士 看護師・准看護 幼稚園教諭 なし						☐ 有 ☐ 無	
保育士 看護師・准看護 幼稚園教諭 なし						☒ 有 ☐ 無	
保育士 看護師・准看護 幼稚園教諭 なし						☐ 有 ☐ 無	
合 計			人	合計労働時間数 ①			
(うち保育士又は看護師数)			人	(うち保育士又は看護師労働時間数) ②			

② 月160時間以上勤務(常勤)の家庭的保育者

資格 ☑チェック	氏 名 保育士証等登録番号 基礎・認定研修等受講修了日	現事業所 雇用開始 年月日	資格 ☑チェック	氏 名 保育士証等登録番号 基礎・認定研修等受講修了日	現事業所 雇用開始 年月日
保育士 看護師・准看護 幼稚園教諭 なし			保育士 看護師・准看護 幼稚園教諭 なし		
保育士 看護師・准看護 幼稚園教諭 なし			保育士 看護師・准看護 幼稚園教諭 なし		
合 計		人	(うち保育士又は看護師数)		人

4 医療的ケア対応看護師雇用費
・請求月初日の看護職の雇用状況

資格 ☑チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ 保健師(助産師)	(登録番号:)				
☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ 保健師(助産師)	(登録番号:)				
☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ 保健師(助産師)	(登録番号:)				
☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ 保健師(助産師)	(登録番号:)				
				合計労働 時間数	

第2号様式の9(保育所型事業所内保育事業用)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
事業所名		事務担当者	
		連絡先	

年度 月 分 雇 用 状 況 表

※当月1日時点の職員及び児童の状況を記載すること。
※勤務実態が雇用契約の状況と異なることが事前に分かっている場合は、シフト表等における勤務予定をもとに記載すること。
※記載している「1か月の労働時間数」と実際の労働時間数に大幅な差異があることが判明した場合は、記載時間の修正及び過誤再請求を求める場合があります。
※当月1日時点で産休・育休及び病休となっている者については含めないこと。ただし、代替職員は含めてよい。
※雇用状況表に記載する職員は、原則、各加算項目対象欄において氏名の重複がないこと。

1 請求月初日の保育士数(有資格者のみ)

月160時間以上 勤務保育士数	a	人	月160時間未 満勤務保育士 数	人	月160時間未満勤 務保育士の合計 労働時間数	① 時間	月160時間未満 勤務保育士の常 勤換算後人数	①÷160時間	b	b小数点第2位以下 切り捨て
--------------------	---	---	------------------------	---	-------------------------------	---------	-------------------------------	---------	---	-------------------

↑雇用契約で週40時間の所定労働時間を基本とする勤務
↑雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

※保育士数には派遣保育士を含む。管理者が保育士であり保育士数に含めた場合、減額調整になる。
※保健師、看護師又は准看護師1人に限り、保育士とみなすことができる。
※保育士とは児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。

対象 保育士数	a+b	人
------------	-----	---

2 基準の保育士数

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児数				基準保育士数			
			市内児童		市外児童		合計	(小数点第2位以下切捨て)		
			標準	短時間	標準	短時間				
基準による保育士配置	0 歳 児	人			人		人	÷ 3 =		人
	1・2 歳 児	人			人		人	÷ 6 =		人
	☐ 障害児保育加算適用 ☒ チェック	障害児			人		人	÷ 2 =		人
	小 計 (1)	人			人		人	※		人 c
	基本分単価に含まれる保育士(1人)									人 d
	保育標準時間認定対応保育士(1人)									人 e
	小 計 (c~e)									人 f
その他加算	安全な保育を実施するための職員雇用費(0.5人)									人 g
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)									人 h
	合 計 (f~h)									人 i

【記入の注意】
注1) 基準による保育士配置(c~fの算出にあたっての注意)
ア: 在籍児童数は市内・市外児童数に分けて人数を記載すること。
イ: 基準保育士数は、市内・市外児童数の合計により算出すること。
ウ: 障害児保育加算が適用になる場合は、年齢区分に関係なく、障害児保育加算適用欄に障害児児童数を入れてください。
エ: dについては必ず人数を記載すること。eについては標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は必ず人数を記載すること。→必ず $a+b \geq f$ となること。
注2) その他加算による保育士配置(g~iの記入上の注意)
ア: 「基準による保育士数(f)」を超えて、その他加算による保育士配置をしている場合 $(a+b > f)$ は、配置の実態に合わせて $g \cdot h$ 欄に人数(g欄は0.5人、h欄は1人)を計上すること。
イ: 各雇用費は、それぞれ要綱等の規定により事前に支給要件に合致することが確認され、各月において実際に各々に該当する役割の保育士が配置されている場合(「その他加算の保育士」欄に人数が入っている場合)に支給対象となる。
ウ: 基準保育士数の合計(i)は必ず対象保育士数以下となること $(a+b \geq i)$ 。

3 請求月初日の職員の雇用状況

① 管理者

資格 ☒ チェック	氏 名	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	保育士証等登録番号			
☐ 保育士 ☐ その他 ()				
年齢(申請日時点)	給付費からの給与支出	適用年月日	児童福祉事業従事期間及び従事内容	
	☐ 有 ☐ 無			

※公的機関等の実施する所長研修等を受講し、修了した者も同等以上の能力を有すると認める。

第2号様式の9(保育所型事業所内保育事業用)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
----------	--	-----------	---

② 月160時間未満勤務の保育士等(有資格)

※原則として雇用契約で労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。1日の労働時間数が固定されていない場合には、1か月の労働時間数のみ記載すること。

資格 ☑チェック	氏 名	現事業所 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
	保育士証等登録番号					有無	他施設・事業名
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師						☐ 有 ☐ 無	
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師						☐ 有 ☐ 無	
		合計	人	合計労働時間数 ①			

③ 月160時間以上勤務(常勤)の保育士等(有資格)

資格 ☑チェック	氏 名	現事業所 雇用開始 年月日	資格 ☑チェック	氏 名	現事業所 雇用開始 年月日
	保育士証等登録番号			保育士証等登録番号	
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師			☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師		
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師			☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師		
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師			☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師		
☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師			☐ 保育士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師		
		合計			人

4 請求月初日の調理業務の実施体制(自施設の調理設備で調理をしていること)※該当項目の□にチェックを入れてください

☐ 自施設の職員が調理している ☐ 調理業務を全部委託している

5 請求月初日の調理員の雇用状況(「4 請求月初日の調理業務の実施体制」で「自施設の職員が調理している」を選択した場合のみ記)
※「6 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可

①月160時間未満勤務の調理員

※原則として雇用契約で所定労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。

資格 ☑チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	(登録番号:)				
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし					
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし					
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし					
		合計	人	合計労働時間数②	

第2号様式の9(保育所型事業所内保育事業用)

施設・事業所番号		施設・事業所所在地	区
----------	--	-----------	---

②月160時間以上勤務(常勤)の調理員

資格 ☒ チェック	氏 名	資格 ☒ チェック	氏 名
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	(登録番号:)	☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	(登録番号:)
☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	(登録番号:)	☐ 調理師 ☐ 栄養士等 ☐ なし	(登録番号:)
			合 計 人

6 栄養管理加算

・請求月初日の調理員数 ※「5 請求月初日の調理員の雇用状況」に記載の調理員数

月160時間以上勤務調理員数	x 人	月160時間未満勤務調理員数	人	月160時間未満勤務調理員の合計労働時間数	② 時間	月160時間未満勤務調理員の常勤換算後人数	②÷160時間 y 人	y小数点第2位以下切り捨て
----------------	-----	----------------	---	-----------------------	------	-----------------------	-------------	---------------

↑雇用契約上で週40時間を基本とする勤務

↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

常勤換算後の調理員数 ※栄養管理加算の対象となる職員を除く	x+y 人
----------------------------------	-------

・請求月初日の栄養士等の雇用状況(栄養管理業務を外部委託している場合を除く)

※ア～ウいずれか1項目に記入可。

※「5 請求月初日の調理員の雇用状況」に記載されている職員と重複不可

ア【配置】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる必要職員数を超過して配置している栄養士等

資格 ☒ チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 栄養士等	(登録番号:)				

※以下A・Bのいずれかに該当すること。

A:「4 請求月初日の調理業務の実施体制」で「自施設の職員が調理している」を選択した場合は、「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数と同数もしくは上回り、さらに雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること(基本分単価に含まれる調理員:非常勤調理員等(0.5人))。

B:「4 請求月初日の調理業務の実施体制」で「調理業務を全部委託している」を選択した場合は、別途、雇用契約等により本加算に係る栄養士等を配置していること。

※法人本部で雇用する栄養士等が、各施設へ赴き、施設に栄養士等が配置されている場合と同様に、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を行う場合は、施設での労働時間数を記載すること。

なお、単に各施設へ赴くのみならず、個々の子どもの喫食状況、発育・発達状況等に基づく食事の提供や、育児相談、他の職種の職員と協働した食育の推進、衛生面に配慮した調理工程の確認・見直し等を施設に配置されている場合と同様に行うこと。

イ【兼務】基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる栄養士等

資格 ☒ チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 栄養士等	(登録番号:)				

※「常勤換算後の調理員数」(x+y)が基本分単価に含まれる調理員数を下回る場合、もしくは基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。
(基本分単価に含まれる調理員:非常勤調理員等(0.5人))

ウ【嘱託】法人で雇用する栄養士等 ※「配置」に該当する場合を除く。

資格 ☒ チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 栄養士等	(登録番号:)				

第2号様式の9(保育所型事業所内保育事業用)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
----------	--	-----------	---

7 看護職雇用加算

・請求月初日の看護職の雇用状況(再掲可)

資格 ☑チェック	氏 名	現事業所 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 看護師(常勤) ☐ 看護師(非常勤) ☐ 保健師(助産師)(常勤) ☐ 保健師(助産師)(非常勤) ☐ 准看護師(常勤) ☐ 准看護師(非常勤)	(登録番号:)				

※1 常勤は1か月あたり所定労働時間120時間以上の勤務、非常勤は1か月あたり所定労働時間75時間以上の勤務を契約していること。(実人数)

※2 「3 請求月初日の職員の雇用状況」②か③に上記の所定労働時間以上に勤務している看護師、保健師又は准看護師がいる場合は、1名のみ看護職雇用加算の対象となりますので、再掲可能です。

8 保育士等雇用対策費(4～6月のみ(年度途中開所は初めの3か月のみ))

①支給要件確認(全てを満たすこと)※該当項目の□にチェックを入れてください

- ☐ 利用定員分の職員配置の合計(l)は必ず対象保育士数以下となること($a+b \geq 1$)。
☐ 月初に空き定員があること(年齢区分ごとではなく、全体の利用定員の中での空き定員とします)
☐ その他加算の助成(②g・h欄)が受けられる場合には人数を計上していること

②利用定員分の職員配置を計算

	年齢区分	利用定員 ア ※ (うち地域枠ア')	基準保育士数 (小数点第2位以下切捨て)	月初の利用 児童数 イ ※地域枠の入所 児童数	差引人数 ウ (ア'-イ)	公定価格基本分単価 (1、2歳児保育短時間) エ	保育士等 雇用対策費計 ウ×エ×1/2
基準による 保育士配置	0 歳 児	人 (人)	÷ 3 = 人	人	人		
	1・2 歳 児	人 (人)	÷ 6 = 人	人	人		
	小 計	人 (人)	※小数点以下 四捨五入	人 j	人		
	基本分単価に含まれる保育士(1人)		人 d				
	保育標準時間認定対応保育士(1人)		人 e				
	小計(j+d+e)		人 k				
その他加算 の保育士	安全な保育を実施するための職員雇用費		人 g				
	延長保育実施加算 (開所時間が11時間超)		人 h				
合計 (k+g+h)			人 l				

※1 令和6年度までの間に限り、基準による利用定員人数の職員配置基準及びその他加算の配置基準を満たしており、利用児童数が利用定員を下回る場合に保育士を継続して確保するための経費として支給する。

※2 第1四半期各月初日(年度途中開所施設においては、開所月を含む3か月の初日)に、利用児童数が利用定員数を下回った場合に支給するものとする。

※3 支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における1、2歳児の基本分単価(保育短時間認定)を乗じた額の2分の1とする。

※4 事業所内保育事業については、地域枠の利用定員のみにも適用するものとする。

第2号様式の9(保育所型事業所内保育事業用)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
----------	--	-----------	---

9 医療的ケア対応看護師雇用費

・請求月初日の看護職の雇用状況(7 看護職雇用加算の職員と重複不可)

資格 ☑チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ 保健師(助産師)	(登録番号:)				
☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ 保健師(助産師)	(登録番号:)				
☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ 保健師(助産師)	(登録番号:)				
☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ 保健師(助産師)	(登録番号:)				
				合計労働 時間数	

第1号様式別紙 医療的ケア用
第2号様式別紙 医療的ケア用

レコード番号		施設・事業所番号		施設・事業所所在区	
施設名				事務担当者	
				連絡先	

年度

雇用状況表・向上支援費加算状況等届出書(医療的ケア用)

現在

区分	
----	--

基本情報

医療的ケア対象児童在籍人数(1号)	人
医療的ケア対象児童在籍人数(2・3号)	人

対象職員(看護師・准看護師免許保有者)

資格チェック	氏名	1か月の 労働時間 数	実施状況
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
☐ 看護職員			☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費 ☐ 医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) ☐ サポート保育園専任看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費 ☐ 2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)
合計人数		合計労働時間	

対象職員(看護師免許保有者・保育士)

資格チェック	氏名	研修時間数	実施状況
☐ 看護師			☐ 喀痰吸引等第3号研修受講費・代替職員雇用費
☐ 保育士			☐ 喀痰吸引等指導者育成伝達講習費・代替職員雇用費
☐ 看護師			☐ 喀痰吸引等第3号研修受講費・代替職員雇用費
☐ 保育士			☐ 喀痰吸引等指導者育成伝達講習費・代替職員雇用費
☐ 看護師			☐ 喀痰吸引等第3号研修受講費・代替職員雇用費
☐ 保育士			☐ 喀痰吸引等指導者育成伝達講習費・代替職員雇用費
☐ 看護師			☐ 喀痰吸引等第3号研修受講費・代替職員雇用費
☐ 保育士			☐ 喀痰吸引等指導者育成伝達講習費・代替職員雇用費
合計人数		合計研修時間	

加算項目等		実施状況等
A	医療的ケア対応看護職員雇用費 <個別園受入れ園> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ・ 医療的ケア対象児童1人につき、医療的ケアに対応する看護職員を雇用している。 ※医療的ケア対応の看護職員を複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間数ごとに加算し、医療的ケア対象児童1人につき2・3号は160時間、1号は100時間を上限とする。	☐ 有 ☐ 無 合計人数 人 合計労働時間 時間
	医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備) <個別園受入れ園> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童として受入れ調整を行い、入所決定した児童がいる。 ・ 医療的ケア対象児童を受け入れるために、新たに看護職員を雇用し、医療的ケアの習得や園内の環境整備、主治医との調整などの受入準備をしている。 ・ 新たに雇用した看護職員が、医療的ケア対象児童に対し必要な医療的ケアを実施する予定。	☐ 有 ☐ 無 合計人数 人 合計労働時間 時間
C	医療的ケア対応看護職員雇用費(訪問看護利用) <個別園受入れ園> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ・ 区及び局への協議が済んでいる。	☐ 有 ☐ 無 実費入力欄 円
D	喀痰吸引等第3号研修受講費・代替職員雇用費 <共通> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ・ 「喀痰吸引等研修(第3号)」を受講し、修了している。	☐ 有 ☐ 無 合計人数 人 合計研修時間 時間
E	医療的ケア対象児童に対する消耗品費等 <共通> 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。	☐ 有 ☐ 無

加算項目等		※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等
F	<u>サポート保育園専任看護職員雇用費</u> <サポート保育園> 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。		☐ 有 ☐ 無
G	<u>喀痰吸引等指導者育成伝達講習費・代替職員雇用</u> <サポート保育園> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。 ・ 当該年度に喀痰吸引等指導者育成伝達講習を修了している。		☐ 有 ☐ 無 合計人数 人 合計研修時間 時間
H	<u>2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備)</u> <サポート保育園> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童として受入れ調整を行い、入所決定した2人目以降の児童がいる。 ・ 2人目以降の医療的ケア対象児童を受け入れるために、新たに看護職員を雇用し、医療的ケアの習得や園内の環境整備、主治医との調整などの受入準備をしている。 ・ 新たに雇用した看護職員が、医療的ケア対象児童に対し必要な医療的ケアを実施する予定。		☐ 有 ☐ 無 合計人数 人 合計労働時間 時間
I	<u>2人目以降の医療的ケア児を受入れた場合の看護職員雇用費(訪問看護利用)</u> <サポート保育園> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ こども青少年局長がサポート保育園と認定している。 ・ 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた、2人目以降の児童が在籍している。 ・ 区及び局への協議が済んでいる。		☐ 有 ☐ 無 実費入力欄 円

以下 J 以降は3月分の請求時のみ加算

加算項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等
J	<u>医療的ケア対象児童に対する災害対策備品費</u> <共通> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 当該年度に区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ・ 地震等の災害発生による停電等を想定した、医療的ケア児の安全の確保に必要な備品を購入等している。	☐ 有 ☐ 無
K	<u>医療的ケア対象児童に対する備品費</u> <共通> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 当該年度に区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ・ 医療的ケア児の保育・教育のために個別に必要な備品を購入等している。	☐ 有 ☐ 無
L	<u>医療的ケア対象児童に対するICT機器導入費</u> <共通> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 当該年度に区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。 ・ 医療的ケア児とのコミュニケーション等のための I C T機器を導入している。 ・ 機器を導入する際に複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等をしている。	☐ 有 ☐ 無

連携実施(変更)届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設所在地

施設名

代表者職・氏名

地域型保育事業との連携実施(変更)について、次のとおり届け出ます。

1 連携施設受諾促進加算区分

☐ A区分(単価1)

☐ B区分(単価2)

※各月1日時点の連携内容に基づき、加算区分を申請します。

2 連携内容

(1) 連携する地域型保育事業を記載してください。

施設種別	施設名	住所	連携開始 (変更)日

(2) 連携条件確認

☐ 条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)を実施している

☐ 条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している

☐ 条件ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している

(ア) 事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う

(イ) 施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する

(ウ) 連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する

条件ア、イ、ウ全てに該当する場合 →A区分(単価1)

条件ア、イともに該当する場合 →B区分(単価2)

〈添付書類〉連携に関する覚書(変更届の場合は、変更後の覚書)

連携実施(変更)届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
施設所在地
施設名
代表者職・氏名

地域型保育事業との連携実施(変更)について、次のとおり届け出ます。

- 1 連携施設受諾促進加算区分
- ☐ A区分(単価1) ☐ B区分(単価2)
- ※各月1日時点の連携内容に基づき、加算区分を申請します。

2 連携内容

- (1) 連携する地域型保育事業を記載してください。

施設種別	施設名	住所	連携開始 (変更)日

- (2) 連携条件確認

- ☐ 条件ア 保育内容の支援を行っている(以下のうち3項目以上該当する)
- ☐ 必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている
 - ☐ 事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う
 - ☐ 施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する
 - ☐ 連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する
 - ☐ 連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う
 - ☐ 連携施設との合同研修・職員交流を実施する
 - ☐ 連携施設への給食の提供を実施している
- ☐ 条件イ 一時保育事業又は地域子育て支援を実施している
- ☐ 条件ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している

条件ア、イ、ウに該当する場合 → A区分(単価1)
条件ア、イに該当する場合 → B区分(単価2)

〈添付書類〉 連携に関する覚書(変更届の場合は、変更後の覚書)

連携実施（変更）届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
施設所在地
施設名
代表者職・氏名

地域型保育事業との連携実施（変更）について、次のとおり届け出ます。

- 1 連携施設受諾促進加算区分
☐ A区分（単価1） ☐ B区分（単価2） ☐ C区分（単価3）
※各月1日時点の連携内容に基づき、加算区分を申請します。

- 2 連携内容
(1) 連携する地域型保育事業を記載してください。

施設種別	施設名	住所	連携開始 (変更)日

- (2) 連携条件確認

- ☐ 条件ア 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している
☐ 条件イ 保育内容の支援を行っている（以下のうち3項目以上該当する）
☐ 必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている
☐ 事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う
☐ 施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する
☐ 連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する
☐ 連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う
☐ 連携施設との合同研修・職員交流を実施する
☐ 連携施設への給食の提供を実施している
☐ 条件ウ 3号認定の保育を実施している

条件ア、イ、ウ全てに該当する場合 → A区分（単価1）
条件ア、イともに該当する場合 → B区分（単価2）
条件アのみ該当する場合 → C区分（単価3）

〈添付書類〉 連携に関する覚書（変更届の場合は、変更後の覚書）

産休等代替職員雇用費実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
施設・事業所所在地
施設・事業所名
代表者職・氏名

産休等期間中の産休等代替職員雇用費について、次のとおり実績を報告します。
併せて、当該産休等職員の産休等期間前の雇用及び勤務形態を証するもの、産休等期間を証するもの及び産休等期間中に賃金を支払ったことがわかるものを提出します。
なお、本報告書に記載した事項については、相違ありません。

1 出産することとなる者及び病気等のため2週間以上療養が必要な者に対して、労働基準法第11条に規定する賃金の全額の支給をする就業規則又は労働契約について

- (1)産休： 賃金の全額を支給する就業規則又は労働契約 ☐あり ☐なし
ありの場合記入【産前： 週(多胎妊娠 週)、産後： 週(多胎妊娠 週)】
- (2)病休： 賃金の全額を支給する就業規則又は労働契約 ☐あり ☐なし

2 産休等職員の状況について

(ふりがな) 氏 名 (生年月日)	(年 月 日生) 歳	要綱別表の 資格種別	
出産予定日		傷病名	
出産日		病院名	
産休 期間	年 月 日 年 月 日	病休 期間	年 月 日 年 月 日
産休日数(※1)	計 日 ①	病休日数(※1)	計 日 ②
◎産休等の期間が年度をまたがる場合は、下段も記入。年度をまたがらない場合は空欄			
当該年度の 産休 期間	年 月 日 年 月 日	当該年度の 病休 期間	年 月 日 年 月 日
産休日数(※1)	計 日 ①'	病休日数(※1)	計 日 ②'
1日の雇用契約時間※2	時間 ③		

※1産休・病休日数は休暇取得者の雇用契約上の勤務日数から、休暇取得中の出勤日数(出勤したであろう日数)を算出し、記入してください。

※2所定労働時間(休憩時間を除く)を記入してください

3 職員雇用経費について

要綱別表の 資格種別	要綱別表による 単価(時給)④	1日あたりの時間⑤ (③を転記)	1日あたり単価 ④×⑤＝⑥	勤務日数 (①もしくは ②を転記 ※)⑦	産休等代替職員雇用費計(円) ⑥×⑦

※産休等期間が年度をまたがる場合は①'もしくは②'を転記

注1 1日の雇用契約時間は、産休等職員の雇用契約上の所定労働時間を記載するものとする。

注2 以下の書類を添付すること。

- ・産休等職員の賃金の全額を支給する就業規則又は労働契約書の写し
- ・産休産後休暇の期間がわかる就業規則の写し
- ・産休等職員の雇用契約書等の写し等(雇用形態、勤務形態、勤務日数、勤務時間等がわかるもの)
- ・産休等職員の妊娠証明書又は医師の診断書(出産予定日又は療養が必要な期間の記載のあるもの)の写し
- ・出産日を証する書類(母子健康手帳でも可)の写し
- ・産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるものの写し

注3 年度を越えて産休等を取得する場合は、再度「産休等代替職員雇用費実績報告書」を作成し、前年度の実績報告書の写しを添付して提出すること。

注4 病休期間は最大で90日までとする。

第三者評価受審加算(申請・報告)書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所所在地

施設・事業所名

代表者職・氏名

第三者評価受審加算について、次のとおり(申請・報告)します。

1 受審の詳細について

受審評価機関	注1	
受審期間	注2	年 月 ~ 年 月
前回受審年度	注3	年度
前回助成対象年度 (第三者評価受審費助成)	注3	年度

- 注1 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関であることとします。
- 注2 受審費用の助成は、当該年度内に支払ったものに限りです。
- 注3 本年度及びその前4年度間に受審し、第三者評価受審費助成(向上支援費)を受けた施設は対象外です。
毎年受審するなど、向上支援費の助成対象年度でない場合は、「2 受審費用について」の第三者評価受審費助成請求額は0円となります。

2 受審費用について

受審費用 ①		円
第三者評価受審加算 ② (公定価格)		円
第三者評価受審費助成請求額 ③ (①－②)		円

- ※領収書のコピーを添付してください。
- ※第三者評価受審費助成額は上限60万円です。 ①欄には、受審費用と上限60万円のいずれか低い額を記載します。
- ※②欄は、公定価格における第三者評価受審加算の合計額を記載してください。
・認定こども園以外
【(150,000円 ÷ 3月初日の利用子ども数(10円未満の端数切捨て)) × 3月初日の利用子ども数】
・認定こども園
【(75,000 ÷ (3月初日の利用子ども数(1号)) + 75,000 ÷ (3月初日の利用子ども数(2・3号)))】
- ※③第三者評価受審費助成請求額は①(受審費用と60万円のいずれか低い額)から②を引いた額です。
- ※②及び③については、5年に1回の助成となります。

日曜日			1 ()	2 ()	3 ()	4 ()	5 ()	6 ()	7 ()	8 ()	9 ()	10 ()	11 ()	12 ()	13 ()	14 ()	15 ()	16 ()	17 ()
補助員氏名及び雇用時間		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

日曜日			18 ()	19 ()	20 ()	21 ()	22 ()	23 ()	24 ()	25 ()	26 ()	27 ()	28 ()	29 ()	30 ()	31 ()	計		補助員 確認印
補助員氏名及び雇用時間		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			

◎子育て支援員研修参加時間分（見学実習分を除く）（※子育て支援員研修に参加したことが分かる書類を添付してください。）

			月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	小計②	補助員確認印
氏名及び雇用時間		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
資格（有・無）			:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		

◎現任研修時代替保育実施時間分（※現任研修に参加したことが分かる書類を添付してください。）

			月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	小計③	補助員確認印
氏名及び雇用時間		始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
	資格（有・無）	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		

小計①

（小計①と275時間
を比べて少ない
時間数）＋小
計②＋小計③



雇用時間
合計
※

時間

※雇用時間合計については、30分以下は30分に、31分以上は1時間に切り上げてください。

（注1）保育士資格を持つ補助員については、資格（有・無）の「有」を丸で囲んでください。

（注2）補助員の数に応じて、複数枚お使いください。

（注3）休憩時間は除いて記載してください。

交通費負担軽減助成実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所所在地

施設・事業所名

代表者職・氏名

年 月分

の居宅訪問型保育事業にかかる交通費負担軽減助成について次のとおり実績報告します。

事業所名	
------	--

〔実績内訳〕

児 童 の 階 層 区 分	児童氏名 ①	保護者負担額 ②	交通費実費 ③	助成対象 上限額 ④	請求金額 (③と④を比較して少 ない額－②)
A 階層		4,000円	－2,500＝ 円	20,500円	円
			－2,500＝ 円		円
			－2,500＝ 円		円
			－2,500＝ 円		円
B、C、E 0 階層		4,000円	円	20,500円	円
			円		円
			円		円
			円		円
D 1、D 2 E 1、E 2 階層		8,000円	円	20,500円	円
			円		円
			円		円
			円		円
D 3～D 5 E 3～E 5 階層		12,000円	円	20,500円	円
			円		円
			円		円
			円		円
D 6～D 8 階層		16,000円	円	20,500円	円
			円		円
			円		円
			円		円
計					円

※A階層は、補足給付で請求可能な2,500円を交通費実費額から引いてください。

第8号様式

医療的ケア対象児童に対する災害対策備品費実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所所在地

施設・事業所名

代表者職・氏名

医療的ケア対象児童に対する災害対策備品費について次のとおり実績報告します。

1 購入等経費について

項番	備品名	数量	費用
1			
2			
3			
4			
5			

2 申請額等について

購入等費用	_____円
申請額	_____円 ※ 上限額は10万円です。
添付書類	(1) 医療的ケア児が災害対策として必要となる備品の仕様等を詳細に確認できる資料 (2) 納品書等の写し (3) 領収書等の写し

【担当者】

所属・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

医療的ケア対象児童に対する備品費実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所所在地

施設・事業所名

代表者職・氏名

医療的ケア対象児童に対する備品費について次のとおり実績報告します。

1 購入等経費について

項番	備品名	数量	費用
1			
2			
3			
4			
5			

2 申請額等について

購入等費用	_____円
申請額	_____円
	※ 上限額は10万円です。
添付書類	(1) 医療的ケア対象児童に対する必要となる備品の仕様等を詳細に確認できる資料 (2) 納品書等の写し (3) 領収書等の写し

【担当者】

所属・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

第10号様式

医療的ケア対象児童に対する I C T機器導入費実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所所在地

施設・事業所名

代表者職・氏名

医療的ケア対象児童に対する I C T機器導入費について次のとおり実績報告します。

1 導入経費について

項番	機器名	数量	費用
1			
2			
3			
4			
5			

2 申請額等について

導 入 費 用	_____円
申 請 額	_____円
	※ 上限額は20万円です。
添付書類	(1) 医療的ケア児 I C T機器に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料 (2) 医療的ケア児 I C T機器の見積書等 (3) 納品書等の写し (4) 領収書等の写し

【担当者】

所 属 ・ 氏 名 _____

電 話 番 号 _____

メー ル ア ド レ ス _____

登園時の持ち物負担軽減助成申請書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
施設所在地施設名
代表者職・氏名

登園時の持ち物負担軽減助成について次のとおり申請します。

1 保護者がおむつを持参しないことにつながる取組

(1) 助成要件

次の要件を全て満たすことを確認しました。

- ☐ 紙おむつ等定額利用サービスの導入又は園にておむつを購入する等により、0～2歳児クラスまでに在籍する児童（以下「対象児童」という。）の保護者がおむつを持参しないことにつながる取組を実施している。
- ☐ 当該取組において、助成額のうち少なくとも半額（一人あたり500円/月）を保護者負担軽減に充てている。
- ☐ 対象児童の保護者の意向により、おむつの持参を無くす取組の実施を希望しない場合、保護者負担軽減額の範囲内で当該児童のおむつをあらかじめ準備し、当該児童がおむつを使用した際は、保護者にその費用負担を求めている。

(2) 実施内容

紙おむつ等定額利用サービスの導入

導入状況（ ）

ア 利用事業者名（ ）

イ 実施期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

うち有料期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

ウ サービス利用人数 ※令和6年12月1日時点

0歳児	1歳児	2歳児

エ 利用料総額（一人あたり月） 円

※利用料総額とは、本加算を充当する前の定額利用サービスの正規料金を指します。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

--

オ 保護者負担軽減額（一人あたり月） 円

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

--

園にて準備（購入・リース等）

導入状況（ ）

ア 実施期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

イ サービス利用人数 ※令和6年12月1日時点

0歳児	1歳児	2歳児

ウ 利用料総額（一人あたり月） 円

※利用料総額とは、本加算を充当する前の定額利用サービスの正規料金を指します。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

--

エ 保護者負担軽減額（一人あたり月） 円

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

--

その他

導入状況 ()

ア 実施期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

イ サービス利用人数

0 歳児	1 歳児	2 歳児

ウ 利用料総額 (一人あたり月) 円

※利用料総額とは、本加算を充当する前の定額利用サービスの正規料金を指します。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

--

エ 保護者負担軽減額 (一人あたり月) 円

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

--

2 保護者が保育等に必要な物品を持参しないことにつながる取組

(1) 助成要件

次の要件を全て満たすことを確認しました。

- ☐ 食事用エプロンや手口拭き等の、対象児童が施設・事業所の利用時間中に使用する物品 (以下「保育等に必要な物品」という。) について、定額利用サービスの導入又は園にて購入する等により、対象児童の保護者が保育等に必要な物品を持参しないことにつながる取組を実施している。
- ☐ 助成額の全額を保護者負担軽減に充てている。
- ☐ 対象児童の保護者の意向により、おむつ以外の持参を無くす取組の実施を希望しない場合、保護者負担軽減額の範囲内で当該児童の保育等に必要な物品をあらかじめ準備し当該児童が保育等に必要な物品を使用した際は、保護者にその費用負担を求めている。
- ☐ 「1 保護者がおむつを持参しないことにつながる取組」の助成を申請している。

(2) 実施内容

実施している物品 (複数選択可)

食事用エプロン

手口拭き

シーツ

ビニール袋

ペーパータオル

衣類

その他 ()

実施状況	実施方法

上記「(2) 実施内容」に「実施している」を2つ以上記載している場合、以下の開始日・終了日には一番期間が長いものを入力してください。

実施期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

サービス利用人数 ※令和6年12月1日時点

0 歳児	1 歳児	2 歳児

3 添付書類

要綱第5条に規定する取組の実施及び第8条第3項の要件を満たすことを証する書類

登園時の持ち物負担軽減助成審査結果通知書

施設・事業所番号 _____
施設所在地 _____
施設名 _____
代表者職・氏名 _____

横浜市長

年 月 日に申請のありました登園時の持ち物負担軽減助成については、次のとおり助成可否を決定しましたので通知します。

- 1 助成可否及び内容
- (1) 保護者がおむつを持参しないことにつながる取組

助成可否 可 ・ 否

否の場合の理由 ()

施設事務費分	助成単価	円	合計	月
	助成決定額		円	
保護者負担軽減分	助成単価	円	合計	月
	助成決定額		円	
- (2) 保護者が保育等に必要な物品を持参しないことにつながる取組

助成可否 可 ・ 否 ・ 申請なし

否の場合の理由 ()

保護者負担軽減分	助成単価	円	合計	月
	助成決定額		円	
- (3) 助成決定額合計

円
- 2 交付条件
- (1) この助成金は、登園時の持ち物負担軽減事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。

(2) 虚偽その他不正な手続で助成金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。

(3) この助成金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

登園時の持ち物負担軽減助成実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
施設所在地

施設名
代表者職・氏名

登園時の持ち物負担軽減助成について次のとおり報告します。

1 保護者がおむつを持参しないことにつながる取組

(1) 助成要件

次の要件を全て満たすことを確認しました。

- ☐ 紙おむつ等定額利用サービスの導入又は園にておむつを購入する等により、0～2歳児クラスまでに在籍する児童（以下「対象児童」という。）の保護者がおむつを持参しないことにつながる取組を実施している。
- ☐ 当該取組において、助成額のうち少なくとも半額（一人あたり500円/月）を保護者負担軽減に充てている。
- ☐ 対象児童の保護者の意向により、おむつの持参を無くす取組の実施を希望しない場合、保護者負担軽減額の範囲内で当該児童のおむつをあらかじめ準備し、当該児童がおむつを使用した際は、保護者にその費用負担を求めている。

(2) 実施内容

紙おむつ等定額利用サービスの導入

導入状況（ ）

ア 利用事業者名（ ）

イ 実施期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

うち有料期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

ウ サービス利用人数 ※令和6年12月1日時点

0歳児	1歳児	2歳児

エ 利用料総額（一人あたり月） 円

※利用料総額とは、本加算を充当する前の定額利用サービスの正規料金を指します。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

オ 保護者負担軽減額（一人あたり月） 円

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

園にて準備（購入・リース等）

導入状況（ ）

ア 実施期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

イ サービス利用人数 ※令和6年12月1日時点

0歳児	1歳児	2歳児

ウ 利用料総額（一人あたり月） 円

※利用料総額とは、本加算を充当する前の定額利用サービスの正規料金を指します。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

エ 保護者負担軽減額（一人あたり月） 円

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

その他
導入状況 ()

ア 実施期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

イ サービス利用人数

0歳児	1歳児	2歳児

ウ 利用料総額 (一人あたり月) 円

※利用料総額とは、本加算を充当する前の定額利用サービスの正規料金を指します。

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

--

エ 保護者負担軽減額 (一人あたり月) 円

※一律の金額により難しい場合は以下に記入

--

2 保護者が保育等に必要な物品を持参しないことにつながる取組

(1) 助成要件

次の要件を全て満たすことを確認しました。

- ☐ 食食用エプロンや手口拭き等の、対象児童が施設・事業所の利用時間中に使用する物品 (以下「保育等に必要な物品」という。) について、定額利用サービスの導入又は園にて購入する等により、対象児童の保護者が保育等に必要な物品を持参しないことにつながる取組を実施している。
- ☐ 助成額の全額を保護者負担軽減に充てている。
- ☐ 対象児童の保護者の意向により、おむつ以外の持参を無くす取組の実施を希望しない場合、保護者負担軽減額の範囲内で当該児童の保育等に必要な物品をあらかじめ準備し当該児童が保育等に必要な物品を使用した際は、保護者にその費用負担を求めている。
- ☐ 「1 保護者がおむつを持参しないことにつながる取組」の助成を申請している。

(2) 実施内容

実施している物品 (複数選択可)

食食用エプロン

手口拭き

シーツ

ビニール袋

ペーパータオル

衣類

その他 ()

実施状況	実施方法

上記「(2) 実施内容」に「実施している」を2つ以上記載している場合、以下の開始日・終了日には一番期間が長いものを入力してください。

実施期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日 合計 月

サービス利用人数 ※令和6年12月1日時点

0歳児	1歳児	2歳児